

第3期香美市地域福祉計画・
地域福祉活動計画

令和5年3月

香美市

香美市社会福祉協議会

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1.	計画策定の背景.....	1
2.	地域福祉計画における重要な視点.....	2
3.	計画の位置づけ.....	3
4.	関連計画との関係.....	5
5.	計画の期間.....	6
6.	計画の策定体制.....	7
第2章	本市の地域を取り巻く現状	
1.	地域福祉を取り巻く現状.....	9
2.	調査結果と課題.....	18
3.	本市の課題.....	43
第3章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念.....	47
2.	目指す地域の姿.....	47
3.	基本目標.....	51
4.	重点施策.....	52
第4章	施策の展開	
1.	施策体系.....	53
2.	基本目標1：みんなで集い、地域に向き合うまちづくり.....	54
3.	基本目標2：みんなで連携し、支えあえるまちづくり.....	62
4.	基本目標3：みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり.....	69
第5章	香美市成年後見制度利用促進基本計画	
1.	成年後見制度について.....	77
2.	背景.....	78
3.	本市の現状(第2章掲載内容 抜粋).....	78
4.	基本方針.....	80
5.	「チーム」・「協議会」・「中核機関」の機能.....	81
6.	成年後見制度利用促進に関する取組.....	82
第6章	香美市再犯防止推進計画	
1.	背景.....	85
2.	本市の現状(第2章掲載内容 抜粋).....	85
3.	基本方針.....	86
4.	再犯防止に関する取組.....	87

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進 89
2. 計画の進行管理..... 89
3. 計画内容の周知・情報提供..... 89

資料編 1

1. 福祉に関する相談窓口.....91
2. 市の社会資源(施設資源) 94

資料編 2

1. 香美市地域福祉計画策定委員会要綱 97
2. 香美市地域福祉計画推進委員会名簿 98
3. 香美市地域福祉計画検討部会員名簿 99
4. 計画策定の経過..... 99
5. 用語解説 100
6. 地域福祉計画に関連する動向 103
7. 関連法令(抜粋)..... 107
8. 地域福祉を取り巻く現状(本編未掲載分).....110
9. 第2期計画の検証(平成30年度～令和2年度).....114

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

本市では、平成25(2013)年3月に、「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を基本理念とする「香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるように、地域における支えあい・助けあいの推進や福祉サービスの充実等を目的とした取組を進めてきました。また、平成30(2018)年3月に、「第2期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「前期計画」という。)を策定し、地域住民、福祉関係団体、香美市(以下、「市」という。)、香美市社会福祉協議会(以下、「社会福祉協議会」という。)の参加と協働による、地域の実情に応じた福祉のまちづくりを進めてきました。

一方で、地域で暮らす住民自身や地域全体が抱える課題は依然として多く、少子高齢化の進行等によって、地域の中で他者とつながりを持ち続けることが難しくなっています。特に、令和元(2019)年末頃より急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域活動が縮小・中止となる事例が全国的に相次ぎ、外出機会の減少した地域住民の孤独・孤立の解消と地域全体の活性化が急務となっています。

また、地域を取り巻く状況として新たに、中高年層のひきこもりや、80代の親が50代のひきこもり状態の子どもを支えるという「8050問題」、家族の世話や介護をすることで生活全般に支障を来している18歳未満の子ども(「ヤングケアラー」)等、制度の狭間にある複雑な課題が顕在化しつつあります。

このような現状を受け、本市では、地域住民の新たな生活課題やニーズを把握し、より一層協働による福祉のまちづくりを推進すべく、「第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。市と社会福祉協議会の連携のもと、実情に即した実効性のあるものとしていくため、前期計画と同様に、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

2. 地域福祉計画における重要な視点

「福祉」とは、“しあわせ”を意味する言葉ですが、その中でも現在は、社会全体の福祉を追求する「社会福祉」から、身近な地域で福祉を考えていく「地域福祉」が注目されています。

「地域福祉」とは、地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。住みよいまち、住みよい地域をつくっていくためには、福祉という分野を超えた地域づくりのための仕組みが必要になってきます。

これからの地域福祉は、子どもや高齢者、障害のある人等すべての人々が住み慣れたまちで、お互い支え、支えられ、幸せな生活を送ることができるような「地域共生社会の実現」を目指していかなければなりません。そのためには、公的なサービスを基本としながら、地域住民が「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域住民や地域の多様な団体・機関が「我が事」として役割を持ち活躍できることが求められています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

3. 計画の位置づけ

本計画では、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」(平成29年12月12日付厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定ガイドブック」(厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「地域での計画的な包括支援体制づくりに関する調査研究事業」)をもとに、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に定めることで、市と社会福祉協議会を中心とした施策の連携体制を図っていきます。

また、本計画は、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」(厚生労働省 平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」)に記載された市町村計画の策定方法をもとに、「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。同時に、「地方再犯防止推進計画策定の手引き(改定版)」(法務省、令和3年3月)をもとに、「地方再犯防止推進計画」を一体的に策定します。

(1) 「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」の法的位置づけ

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」(第107条)の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。

「地域福祉活動計画」は、同法(第109条)の規定に基づき社会福祉協議会が策定する計画であり、地域住民や福祉関係団体等が主体的に進めていく地域活動を定めたものです。詳細は巻末の資料編に掲載しています。(p.108)

(2) 「成年後見制度利用促進基本計画」の法的位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(第14条)の規定に基づき市町村が策定する計画であり、成年後見制度の利用の促進に関する施策や支援方法を定めたものです。詳細は巻末の資料編に掲載しています。(p.108)

(3) 「地方再犯防止推進計画」の法的位置づけ

「地方再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(第8条1項)の規定に基づき都道府県及び市町村が策定する計画であり、再犯の防止等に関する施策や支援方法を定めたものです。詳細は巻末の資料編に掲載しています。(p.109)

(4) 市と社会福祉協議会による一体的な計画策定

地域福祉を推進するためには、市及び社会福祉協議会、地域住民、福祉活動団体等が一丸となり取り組むことが必要です。

市及び社会福祉協議会が策定する「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的として、お互いに補完・補強しあう関係にあります。そこで、両計画を一体的な計画として策定することにより、地域福祉の課題に対する市の役割と社会福祉協議会の役割を整理するとともに、同じ理念や方向性のもと、連携関係を強化し、地域福祉の更なる推進に取り組むものです。

——社会福祉協議会ってどんなところ？——

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づき各市区町村に設置されている民間の非営利団体です。地域福祉の推進を目的に、地域住民や地域の団体が会員として構成されています。

香美市社会福祉協議会は、平成18(2006)年3月に土佐山田町社会福祉協議会、香北町社会福祉協議会、物部村社会福祉協議会が合併し誕生しました。地域住民誰もが住み慣れた場所で暮らすことのできる地域づくりを進めており、地域住民が生活の中で直面する様々な課題と正面から向き合いながら、解決に向けた活動を実践しています。ふだんの活動は、地域住民だけでなく、住民活動団体、事業者、企業、行政等、地域社会を形づくる多様な立場の方々とともに取り組んでいます。

香美市社会福祉協議会では、以下のような取組を進めています。

- 生活の困りごとに対する相談や支援
- 香美市で活動するボランティアに対する支援
- 「総合的な学習の時間」等を利用した福祉教育の推進
- 高齢者への福祉(介護)サービスの提供
- 貧困に悩む人に対する支援

詳しい取組の状況は、
公式ホームページ(<https://kami-shakyo.or.jp/>)または
右の二次元コードからWebサイトにアクセスしてご覧ください。

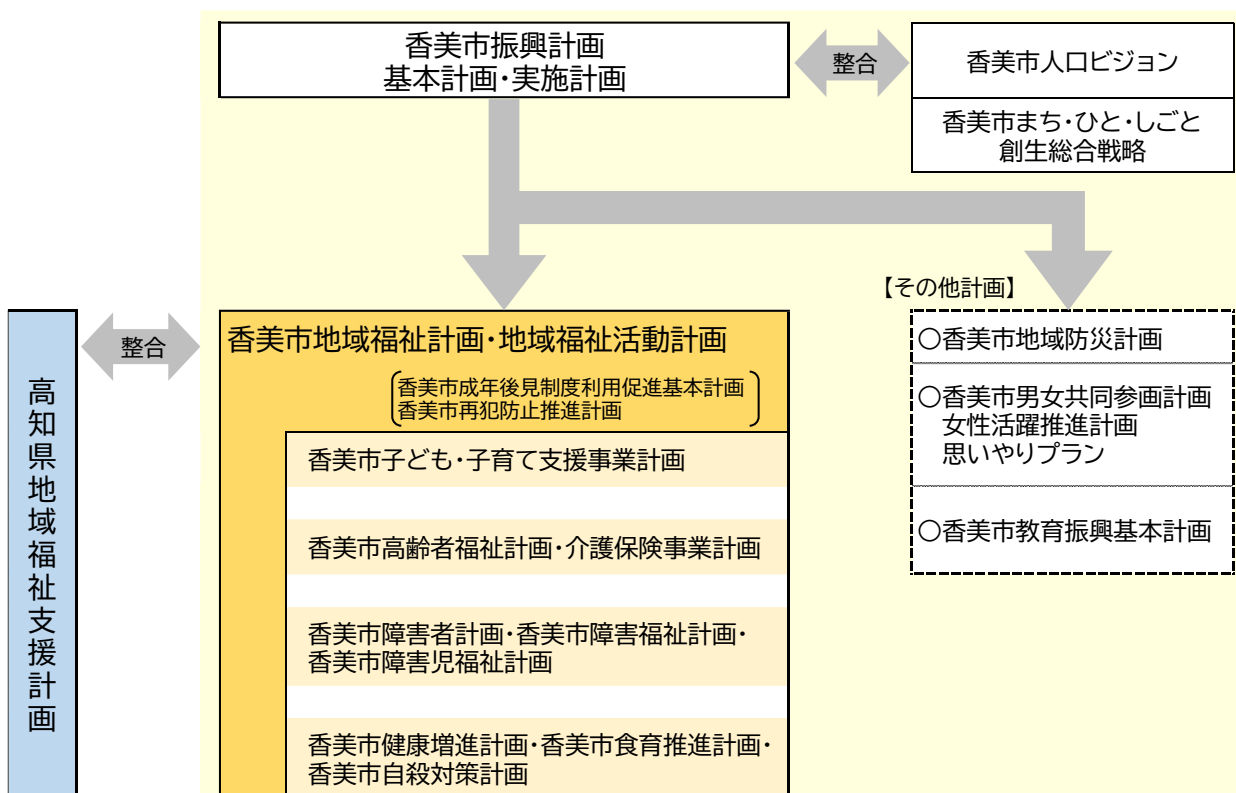


4. 関連計画との関係

本計画は「香美市振興計画」を上位計画とし、「子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」等、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、「高知県地域福祉支援計画」との整合性を保ちつつ、本市の実情に即した計画を策定しています。

さらに、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」を包含することで、地域住民一人ひとりが安心して自立した生活を送ることができる地域づくりに向けた取組を強化していきます。

◎振興計画・基本計画及び分野別計画との関係



5. 計画の期間

本計画の計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、社会情勢の変化や地域住民のニーズに応じて、見直しを行います。

◎本計画と主な関連計画の期間

令和(年度)	5	6	7	8	9	10	…
西暦(年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	…
香美市振興計画 基本計画	第2次基本構想				第3次		
	第2次後期基本計画						
香美市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第3期(本計画)					第4期	
	香美市成年後見制度 利用促進基本計画					第2期	
	香美市再犯防止 推進計画					第2期	
香美市子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期					
香美市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期	第9期					
香美市障害者計画	第3次	第4次					
香美市障害福祉計画	第6期	第7期					
香美市障害児福祉計画	第2期	第3期					
香美市健康増進計画	第3期	第4期					
香美市食育推進計画	第2期	第3期					
香美市自殺対策計画	第1期	第2期					

6. 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

計画策定においては、庁内関係各課、保健医療関係者、福祉関係者の積極的な参加を得て、「香美市地域福祉計画推進委員会」を設置し、計画案の検討を進めました。委員一覧や計画策定の経過は巻末の資料編に掲載しています。(p.98～p.100)

(2) 調査の実施概要

① 市民アンケート調査

- ◇調査対象:無作為抽出した18歳から79歳までの市民3,000人
- ◇調査内容:地域のなかでの活動状況、地域福祉に対する考えや意見等
- ◇調査期間:令和4(2022)年7月19日(火)～令和4年8月8日(月)
- ◇調査方法:郵送による配付・回収

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
3,000件	1,013件	33.8%

② 民生委員・児童委員アンケート調査

- ◇調査対象:香美市の民生委員・児童委員(令和4年9月5日時点 現職)117人
- ◇調査内容:民生委員・児童委員の活動状況、民生委員・児童委員活動の課題に関する考えや意見等
- ◇調査期間:令和4年9月5日(月)～令和4年9月16日(金)
- ◇調査方法:郵送による配付・回収

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
117件	85件	72.6%

③ 中学生アンケート調査

- ◇調査対象:市内中学生(鏡野中学校、香北中学校、大栃中学校)493人
- ◇調査内容:地域のなかでの活動状況、地域福祉に対する考えや意見等
- ◇調査期間:令和4年10月31日(月)～令和4年11月11日(金)
- ◇調査方法:各学校を通して配布、Webアンケートフォームによる回収

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
493件	405件	82.2%

④ 団体アンケート調査

- ◇調査対象:市内の福祉関係団体及び事業所33ヶ所
- ◇調査内容:福祉関係団体の活動状況、今後の方向性等
- ◇調査期間:令和4年9月16日(金)～令和4年9月30日(金)
- ◇調査方法:メールによる配付・回収

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
33件	23件*	69.7%

*同一団体から複数の回答を得たため、併せて計上している。

団体名・事業所名	
土佐山田町民生児童委員協議会	障害者支援施設白ゆり
香北町民生委員児童委員協議会	障害者支援施設 かがみの育成園
物部町民生委員児童委員協議会	特別養護老人ホームウエルプラザ やまだ荘
香美市福祉委員会	特別養護老人ホーム白寿荘
香美市老人クラブ連合会	びあ 支援の必要な子どもを持つ ファミリーの会
香美市小中学校PTA連絡協議会	一般社団法人香美市観光協会
香美市食生活改善推進協議会	子育て支援ネットワークろばみみ
香北町福祉ボランティア協議会	NPO法人いなかみ
香北町青年団	おすそわけ食堂まど
香美市交通安全母の会	公益財団法人やなせたかし記念 アンパンマンミュージアム振興財団
高知県農業協同組合土佐山田支所	高知医療生協香美支部

⑤ 前期計画の評価

庁内関係各課及び社会福祉協議会において、前期計画の施策の進捗確認と評価を行いました。詳細は第2章2(5)前期計画の評価(p.34～p.42)及び巻末の資料編に掲載しています。(p.114～129)

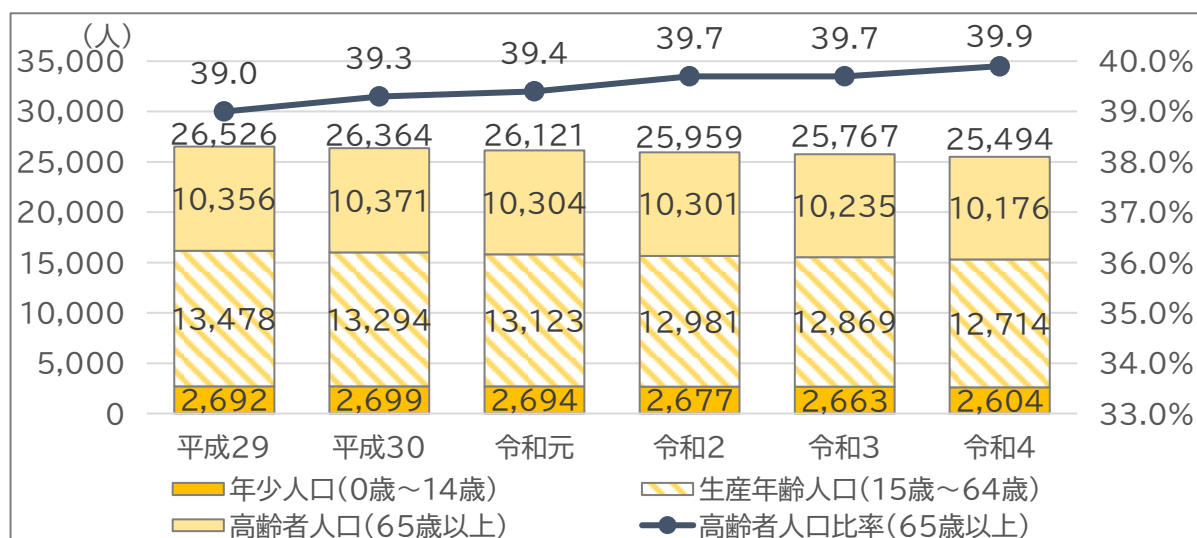
第2章 本市の地域を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口

◎年齢別人口と高齢者人口比率の推移

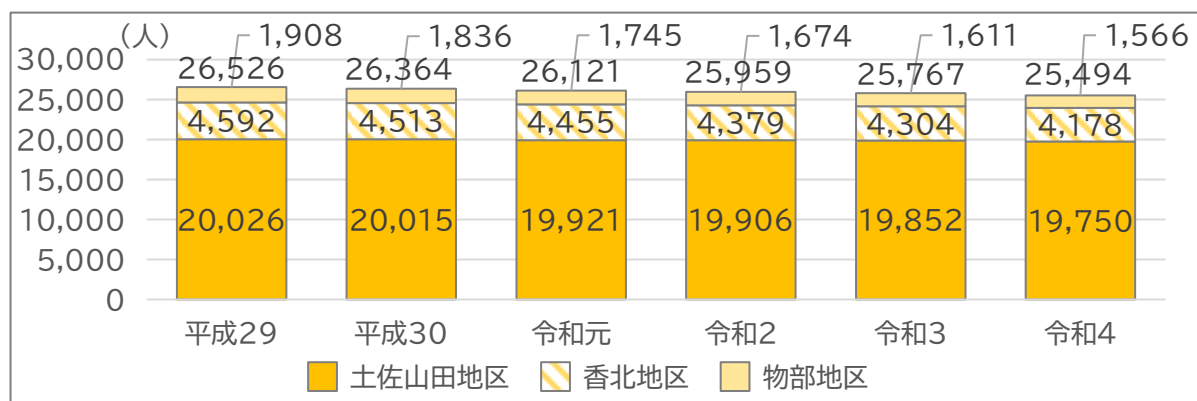
香美市の人口は、平成29(2017)年以降、一貫して減少し、令和4(2022)年には25,494人になっています。年齢別人口をみると、生産年齢人口(15歳～64歳)が一貫して減少、年少人口(0歳～14歳)と高齢者人口(65歳以上)も減少傾向にあります。一方、高齢者人口比率は一貫して上昇し、令和4年には39.9%になっています。



出典：香美市市民保険課(各年4月1日現在)

◎地区別人口の推移

令和4年の地区別人口は、土佐山田地区が19,750人と最も多くなっています。また、すべての地区において地区別人口は減少しています。

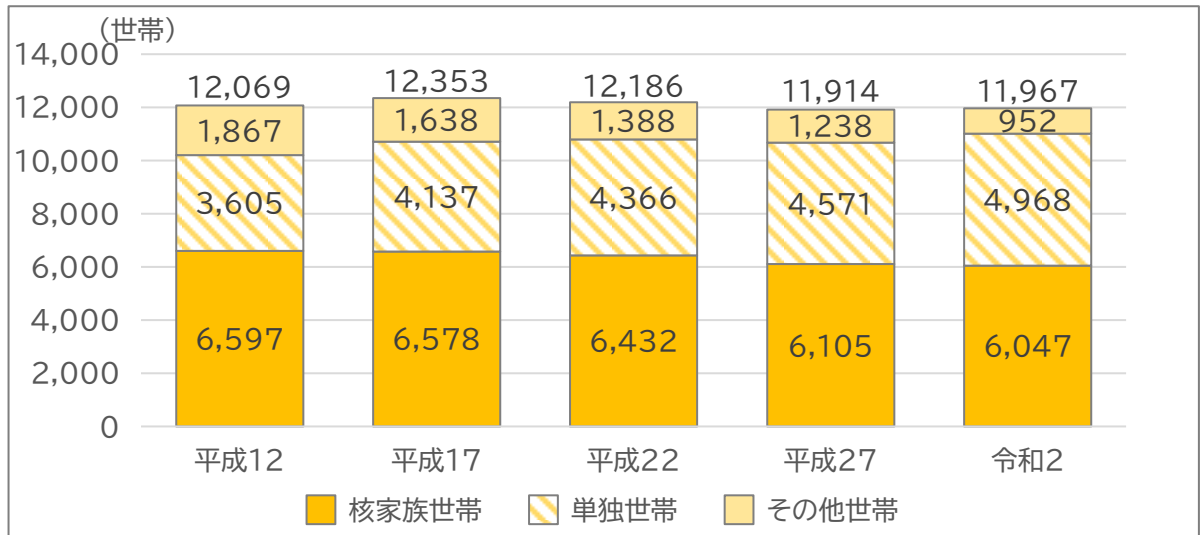


出典：香美市市民保険課(各年4月1日現在)

(2) 世帯

◎世帯構成別世帯数の推移

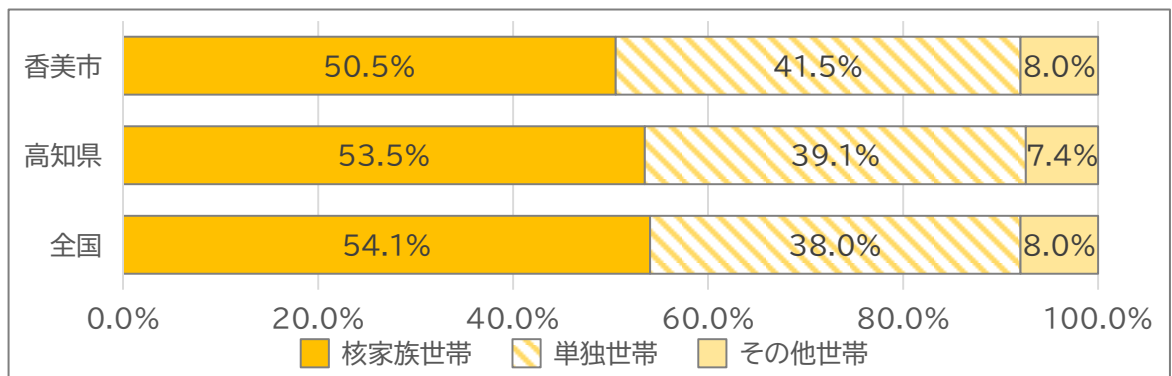
香美市の世帯数は、平成17(2005)年をピークに減少しています。世帯構成別世帯数をみると、核家族世帯は平成12(2000)年以降、一貫して減少し、令和2(2020)年には6,047世帯になっています。一方、単独世帯は一貫して増加し、令和2年には4,968世帯になっています。



出典：総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

◎世帯構成割合の比較<全国・高知県・香美市>

全国・高知県と比較すると、香美市では核家族世帯の割合が50.5%と低くなっています。一方、単独世帯の割合が41.5%と高くなっています。

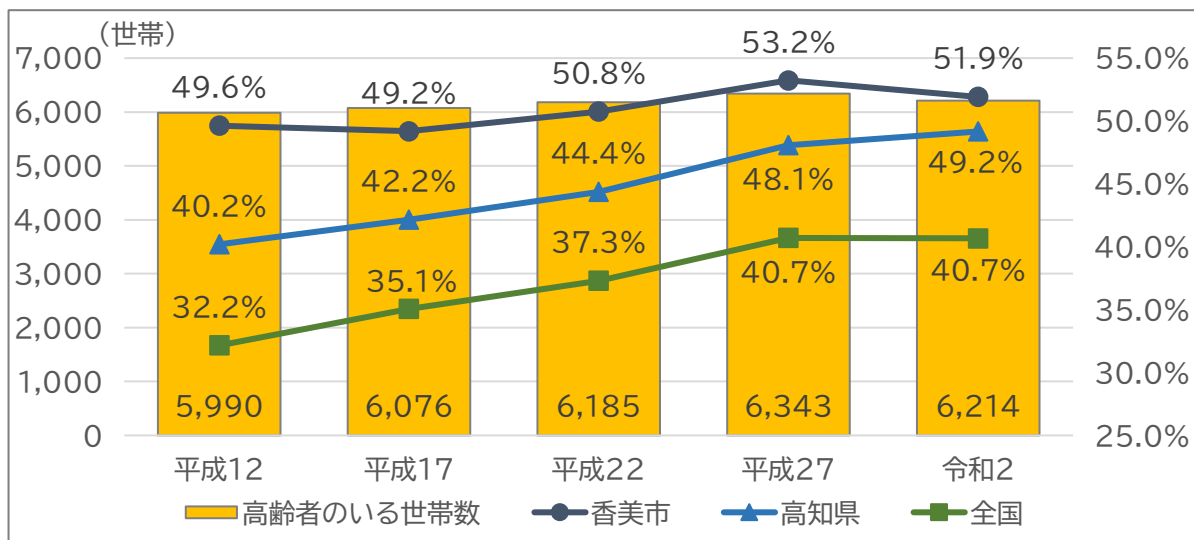


出典：総務省統計局「国勢調査」(令和2年10月1日現在)

◎高齢者のいる世帯数と世帯総数に占める割合の推移<全国・高知県・香美市>

高齢者のいる世帯数は、平成27(2015)年をピークに減少しており、令和2年には6,214世帯になっています。

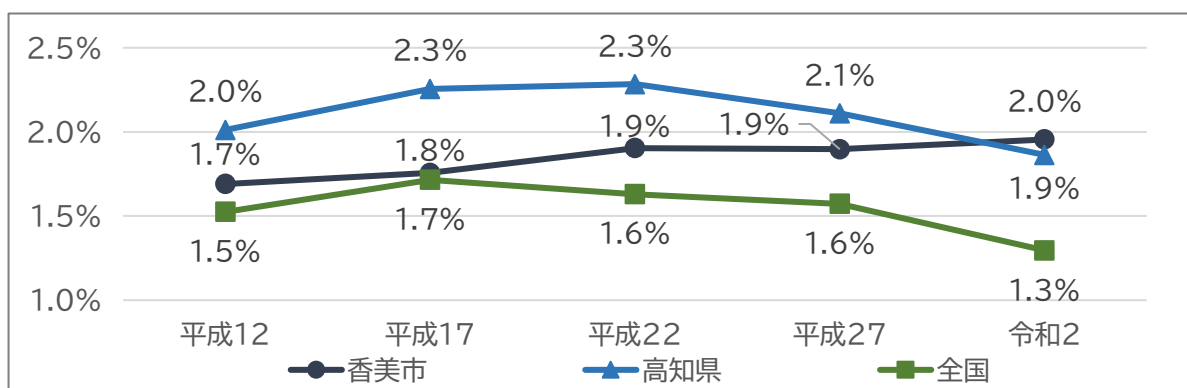
全国・高知県と比較すると、香美市では令和2年の世帯総数に占める割合が51.9%と高くなっています。また、高知県は平成12年以降、一貫して増加している一方、香美市は平成27年をピークに減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

◎ひとり親世帯割合の推移<全国・高知県・香美市>

香美市のひとり親世帯割合は、一貫して上昇しており、令和2年には2.0%になっています。全国・高知県と比較すると、少し高くなっています。

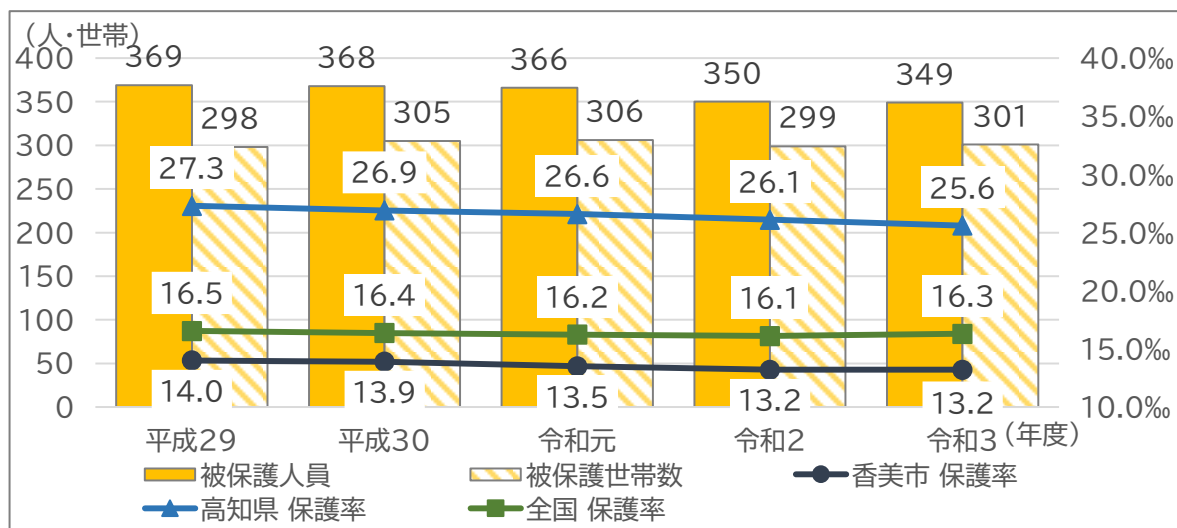


出典：総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

◎生活保護：被保護人員数、世帯数、保護率の推移<全国・高知県・香美市>

被保護人員数は、平成29年度以降、一貫して減少し、令和3(2021)年度には349人になっています。一方、被保護世帯数は横ばい傾向にあり、約300世帯で推移しています。

全国・高知県と比較すると、香美市では令和3年度の保護率が13.2%(パーミル)と低く、高知県の25.6%と比べ非常に低くなっています。

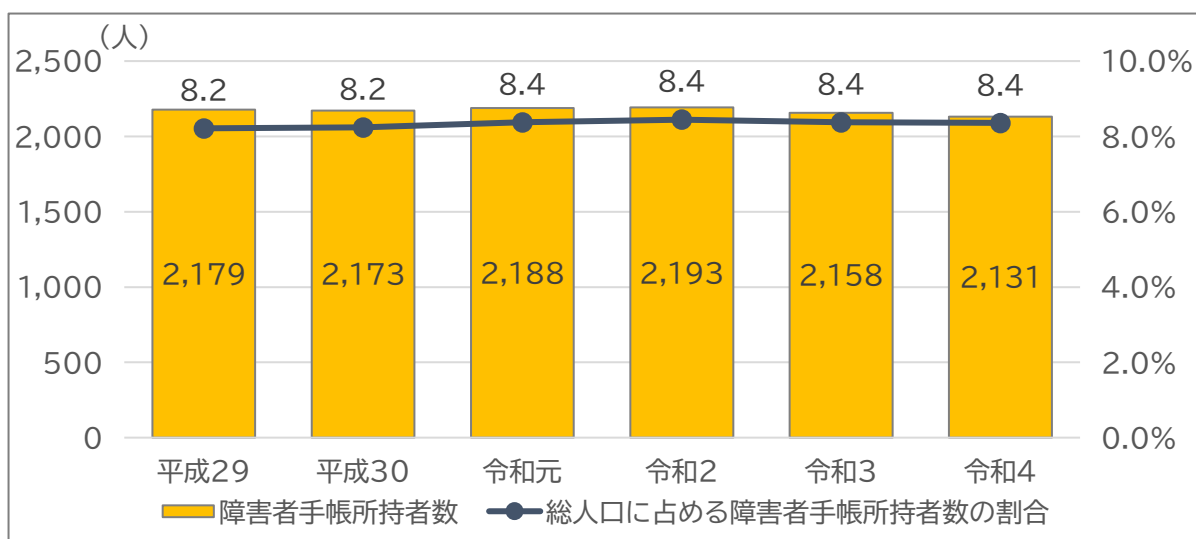


出典：香美市福祉事務所(各年4月1日現在)、高知県子ども・福祉政策部福祉指導課「令和3年度生活保護統計年報」、厚生労働省「被保護者調査」(各年度確定値。令和3年度のみ「令和4年3月分概数」を使用。)

(3) 障害のある人の状況

◎障害者手帳所持者数の推移

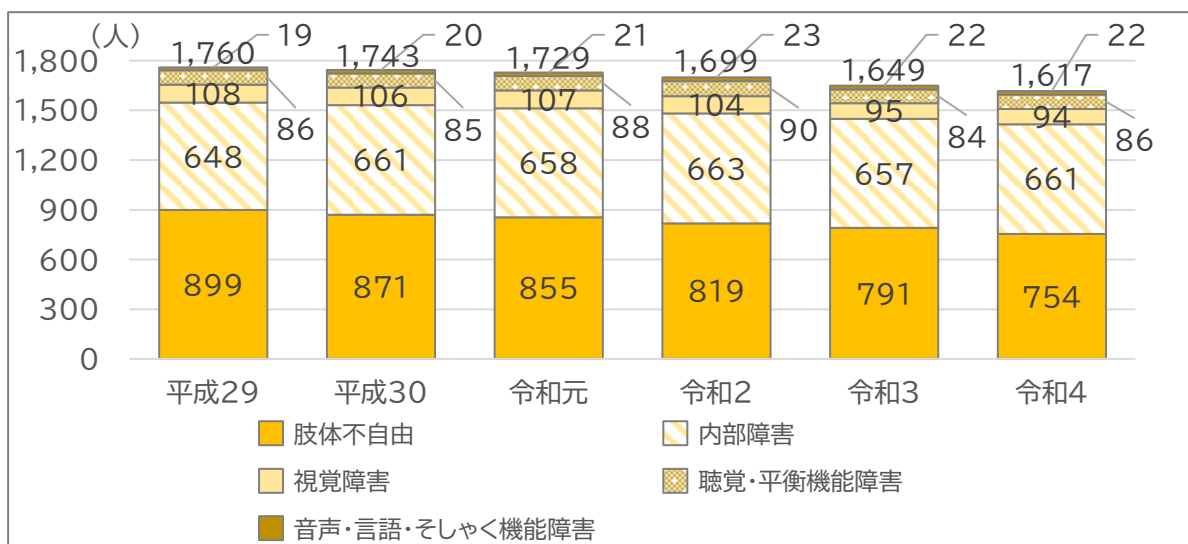
香美市の障害者手帳所持者数は、令和2年をピークに減少しており、令和4年には2,131人になっています。また、令和4年の総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は8.4%になっています。



出典：香美市市民保険課(各年4月1日現在)、香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎身体障害者手帳所持者数の推移

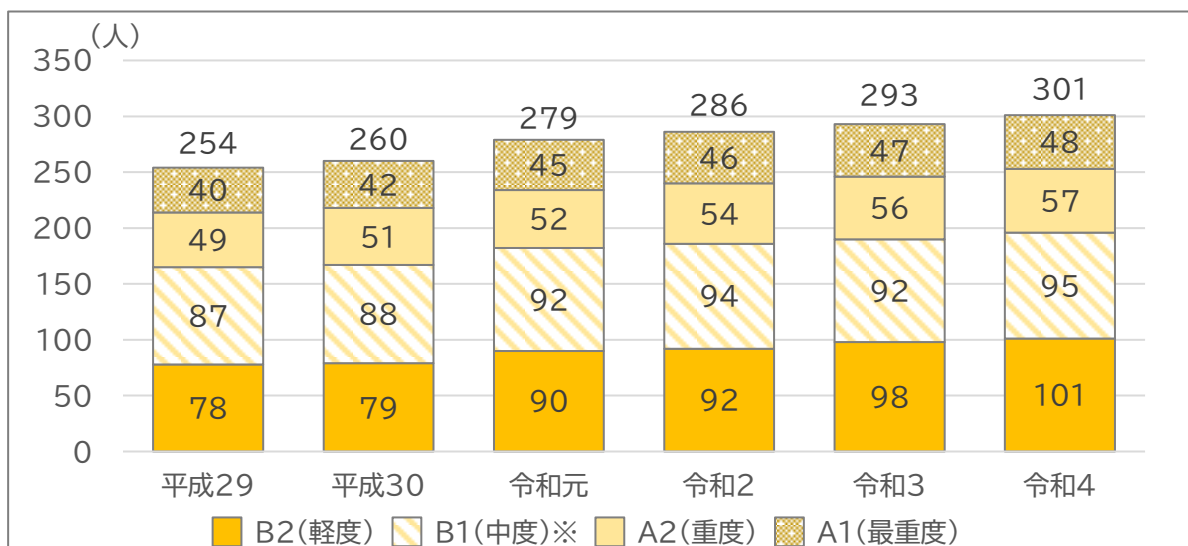
身体障害者手帳(身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳)所持者数は、平成29年以降、一貫して減少し、令和4年には1,617人になっています。障害種別所持者数をみると、最も多い肢体不自由は平成29年以降、一貫して減少している一方、2番目に多い内部障害は横ばい傾向にあります。



出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎療育手帳所持者数の推移

療育手帳(児童相談所等で知的障害があると判定された方に交付される手帳)所持者数は、平成29年以降、一貫して増加し、令和4年には301人になっています。等級別所持者数をみると、B2(軽度)が最も多く、次いでB1(中度)、A2(重度)の順になっています。

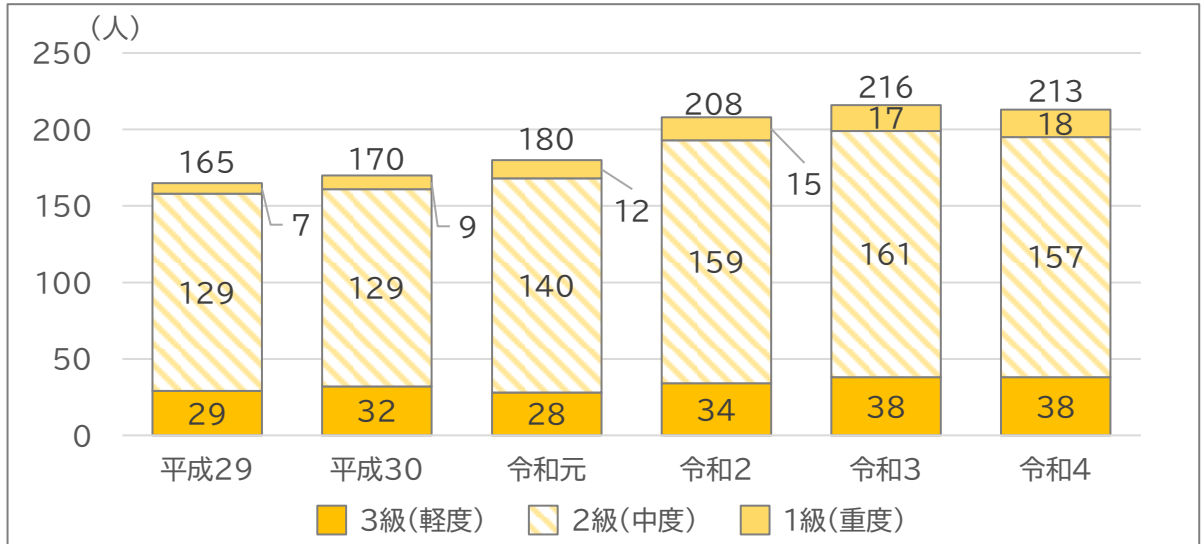


※旧基準(平成19年改正前)「B」の人は、「B1」に含める。

出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳(一定程度の精神障害の状態にあることを認定された方に交付される手帳)所持者数は、平成29年以降増加し、令和3年の216人をピークに、横ばい傾向にあります。等級別所持者数をみると、2級(中度)が最も多く、令和4年には157人になっています。



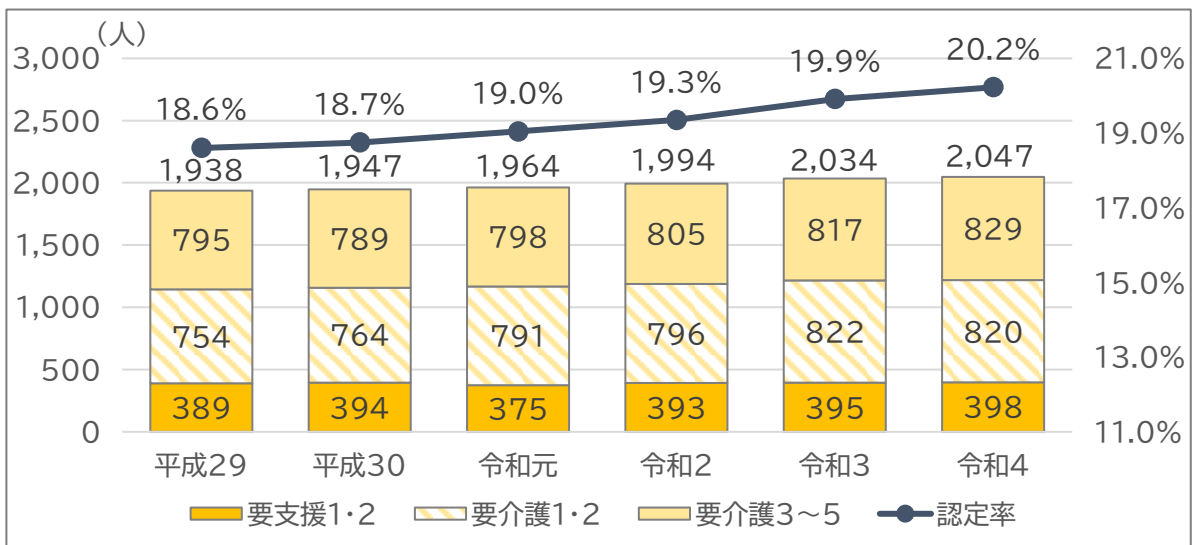
出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

(4) 要支援・要介護認定者の状況

◎要介護度別認定者数の推移(※令和3年以降は推計値)

香美市の要介護認定者数は、平成29年以降一貫して増加し、令和4年には2,047人になっています。要介護度別認定者数をみると、要支援1・2が横ばい傾向にある一方、要介護1・2、要介護3～5は増加傾向にあります。

また、認定率も、平成29年以降一貫して上昇し、令和4年には20.2%になっています。

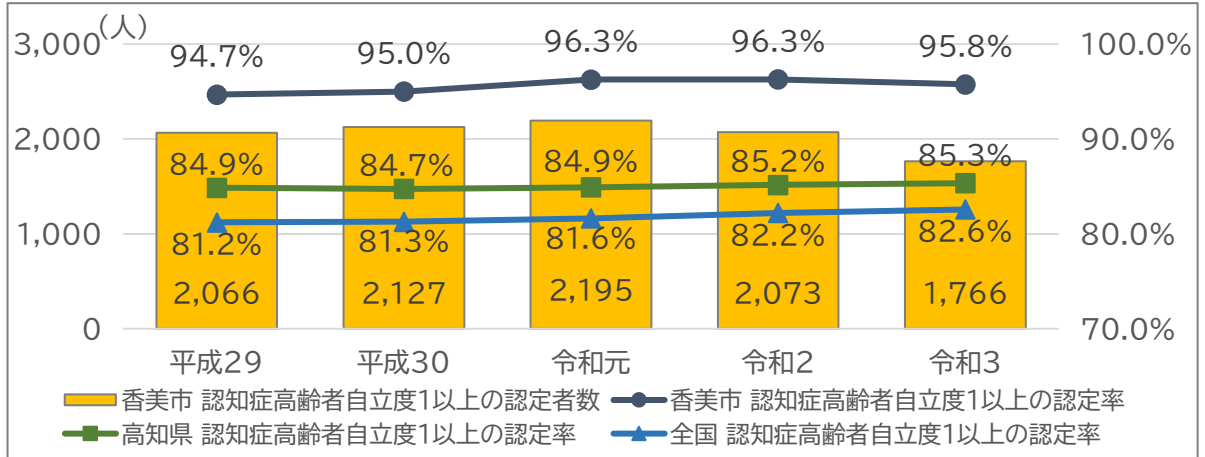


出典:香美市「香美市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」

◎認知症高齢者数の推移<全国・高知県・香美市>

認知症高齢者自立度1以上の要介護認定者数(認知症高齢者数)は、令和元(2019)年をピークに減少し、令和3年には1,766人になっています。

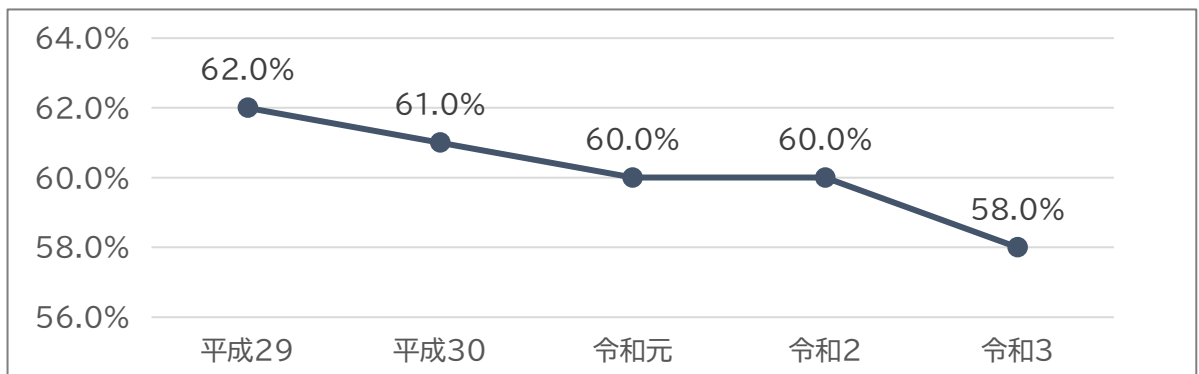
全国・高知県と比較すると、香美市では認知症高齢者自立度1以上の認定率が非常に高く、高知県の85.3%と比べ、約10ポイント高くなっています。



出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」(各年10月31日現在)

(5) 地域の状況

◎自治会加入率の推移



出典：香美市定住推進課(各年3月31日現在)

◎地区別民生委員・児童委員数、福祉委員数、食生活改善推進員数・保護司数

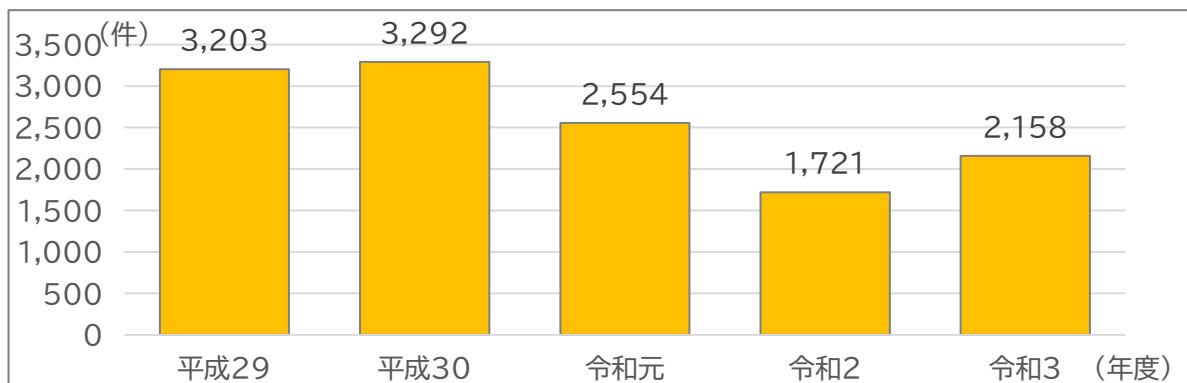
香美市の地区別民生委員・児童委員数(主任児童委員含む)、福祉委員数、食生活改善推進員数・保護司数は、以下の表の通りです。

	民生委員・児童委員		福祉委員	食生活改善推進員	保護司
		うち主任児童委員			
土佐山田地区	59	3	49	35	16
香北地区	25	1	0	65	6
物部地区	26	1	0	38	4
総数	110	5	49	138	26

出典：香美市福祉事務所(令和4年12月1日現在)、香美市社会福祉協議会(令和4年4月1日現在)、香美市健康介護支援課(令和4年4月1日現在)

◎民生委員・児童委員への相談件数の推移

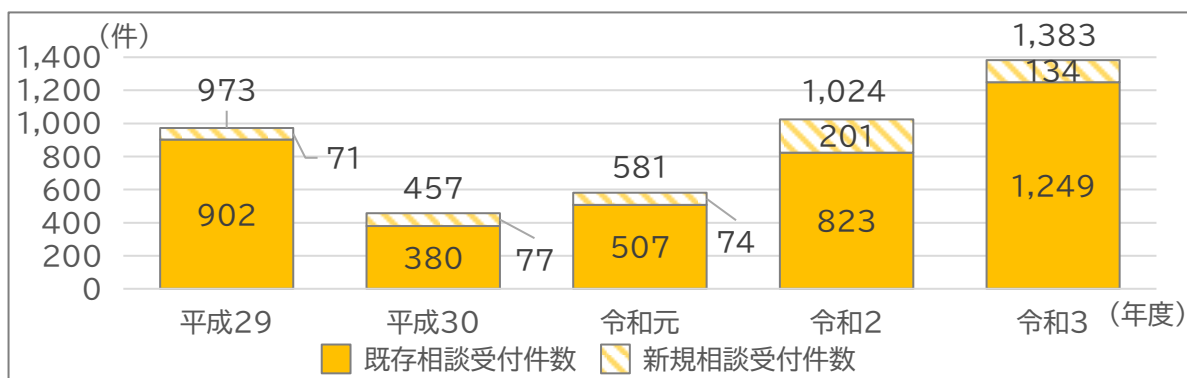
民生委員・児童委員への相談件数は、平成30(2018)年度の3,292件をピークに減少し、令和2年度には1,721件と平成30年度の半数近くまで減少しています。令和3年度には、2,158件になり、再び増加傾向にあります。



出典:香美市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

◎生活困窮者自立相談支援事業の相談件数の推移

生活困窮者自立相談支援事業の相談件数は、平成30年度以降、一貫して増加し、令和3年度には1,383件になっています。このうち新規相談受付件数は、令和元年度まで70件台を推移していましたが、令和2年度以降急増し、令和3年度には134件になっています。



出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎成年後見制度の利用にかかる市長申立件数の推移

成年後見制度の利用にかかる市長申立件数は、平成29年度から令和3年度にかけて10件未満で推移しています。内訳をみると、高齢者からの市長申立件数が多くなっています。

	(年度)	2017	2018	2019	2020	2021
	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	
市長申立件数(高齢者)		2	7	3	9	5
市長申立件数(障害のある人)		0	1	1	0	0
総数		2	8	4	9	5

出典:香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎高知県内の刑法犯認知件数の比較<高知県・県内市町村(抜粋)>

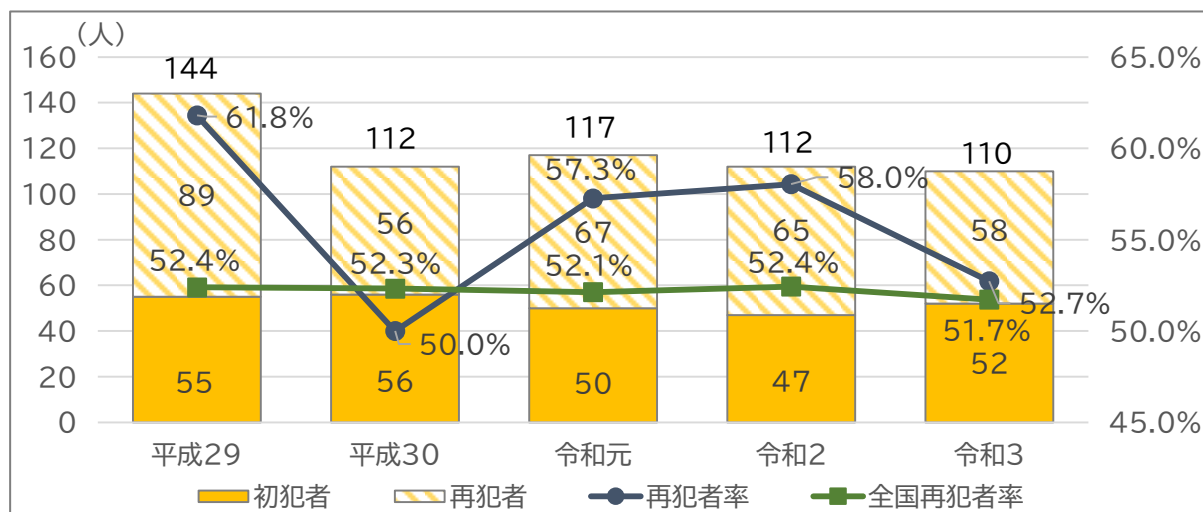
令和3年における香美市の刑法犯認知件数は、68件になっています。高知県の刑法犯認知件数に占める香美市の割合は2.4%になっており、高知県内市町村では7番目に高い割合になっています。

	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数の総数に占める 各市町村の刑法犯認知件数の割合	(参考) 令和4年1月 現在人口
高知市	1,810	63.3%	323,426
南国市	141	4.9%	46,340
香南市	104	3.6%	32,255
四万十市	98	3.4%	32,197
土佐市	90	3.1%	25,519
須崎市	82	2.9%	20,073
香美市	68	2.4%	26,245
高知県	2,859		682,170

出典:高知県警察本部(令和3年現在)、「高知県推計人口」(令和4年1月1日現在)

◎刑法犯検挙人員数に占める再犯者数と再犯者率の推移<全国・香美市>

刑法犯検挙人員数は、平成29年をピークに減少し、令和3年には110件になっています。また、刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成29年以降5~6割前後を推移しており、令和3年には52.7%になっています。全国と同様に、香美市でも再犯者率が5割を超えており、令和元年から令和2年にかけては、全国と比べて約5ポイント高くなっています。



出典:法務省矯正局の提供データをもとに、香美市福祉事務所が作成(南国警察署管内の状況等)

2. 調査結果と課題

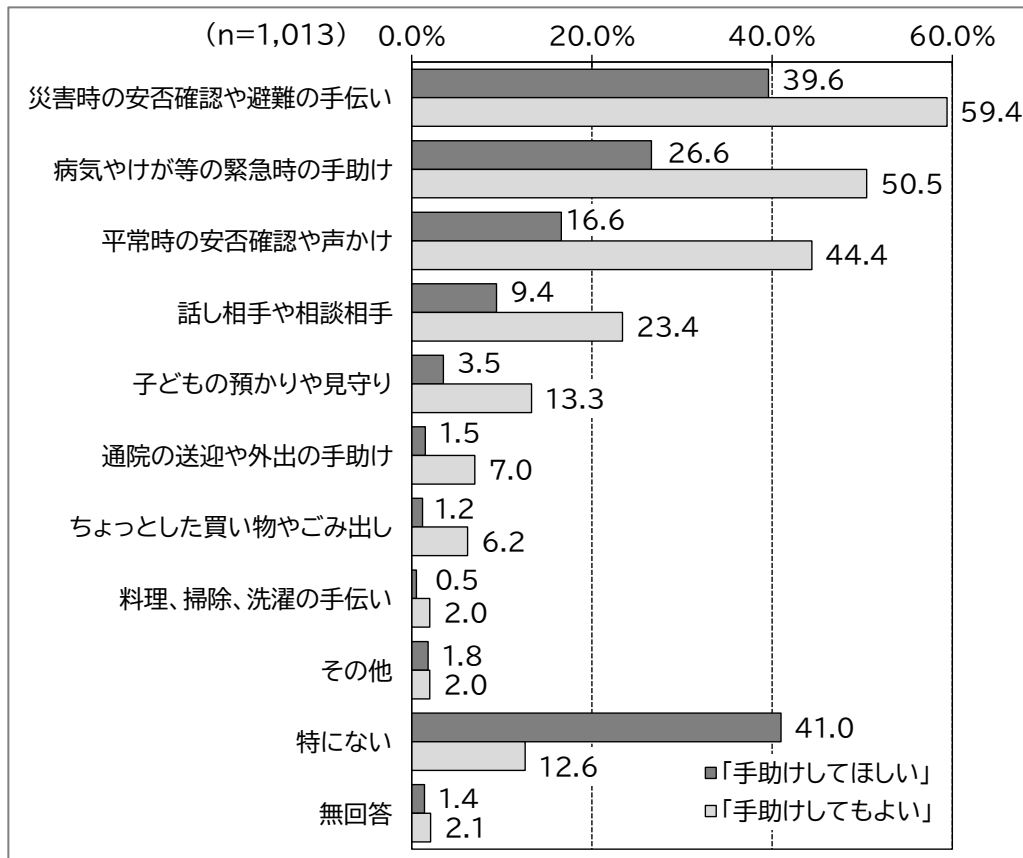
(1) 市民アンケート調査

◎ご近所とのおつきあいのなかで、「手助けしてほしい」ことと「手助けしてもよい」と思うこと

ご近所とのおつきあいのなかで「手助けしてほしい」ことが「特にない」「無回答」を合計した割合は42.4%になっており、回答者の半数以上が何らかの手助けを必要としていると言えます。具体的には、「災害時の安否確認や避難の手伝い」が39.6%と最も高く、次いで「病気やけが等の緊急時の手助け」が26.6%、「平常時の安否確認や声かけ」が16.6%の順になっています。

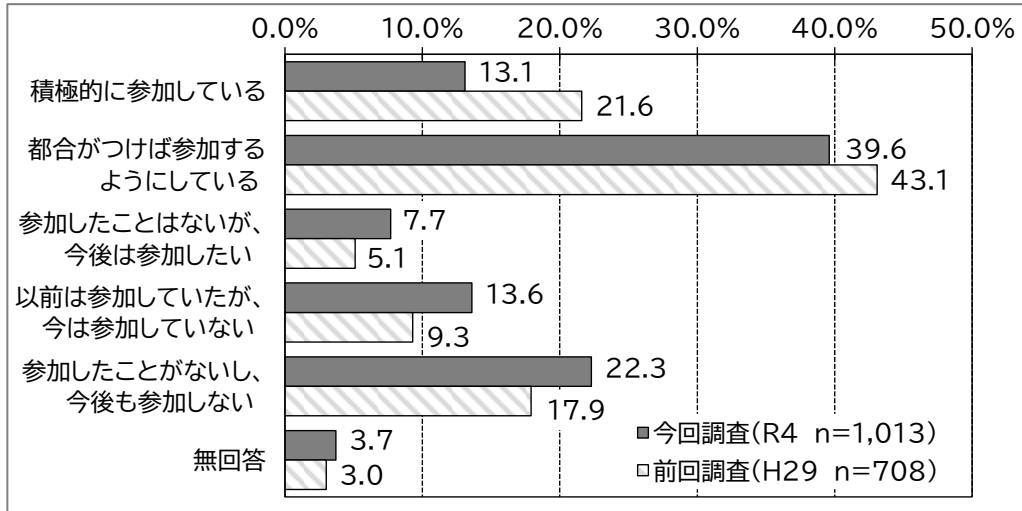
また、「手助けしてもよい」こととして、「災害時の安否確認や避難の手伝い」が59.4%と最も高く、次いで「病気やけが等の緊急時の手助け」が50.5%、「平常時の安否確認や声かけ」が44.4%になっています。

どの項目についても、「手助けしてほしい」ことに対して「手助けしてもよい」ことの割合が高く、「手助けしてほしい」ことに対して手助けできる人材は、地域内で確保できる可能性があると考えられます。



◎地域で活動する団体等への参加意向

平成29年に実施された調査結果と比較して、地域で活動する団体等へ「積極的に参加している」割合は8ポイント以上減少し、今回調査では13.1%になっています。一方、「以前は参加していたが、今は参加していない」「参加したことがないし、今後も参加しない」割合は、それぞれ4ポイント以上増加しており、地域活動への参加意向がない人が増加しています。



年齢別に地域活動への参加意向をみると、18～19歳(23.1%)や20歳台(23.3%)で「参加したことはないが、今後は参加したい」割合が高く、地域活動に参加する意思がある若年層をどのように巻きこんでいくか、検討を進める必要があります。

	全 体	積 極 的 に 参 加 し て い る	参 加 し た こ と は な い が 、 今 後 は 参 加 し た い	今 は 参 加 し た こ と が な い し 、 今 後 も 参 加 し な い	以 前 は 参 加 し て い た が 、 今 は 参 加 し て い な い	都 合 が つ け ば 参 加 す る よ う に し て い る	無 回 答
全体	1,013 100.0%	133 13.1%	401 39.6%	78 7.7%	138 13.6%	226 22.3%	37 3.7%
18～19歳	13 100.0%	-	1 7.7%	3 23.1%	2 15.4%	7 53.8%	-
20～29歳	43 100.0%	-	10 23.3%	10 23.3%	7 16.3%	16 37.2%	-
30～39歳	100 100.0%	5 5.0%	29 29.0%	18 18.0%	4 4.0%	40 40.0%	4 4.0%
40～49歳	154 100.0%	12 7.8%	60 39.0%	18 11.7%	17 11.0%	42 27.3%	5 3.2%
50～59歳	126 100.0%	15 11.9%	60 47.6%	3 2.4%	16 12.7%	27 21.4%	5 4.0%
60～69歳	247 100.0%	36 14.6%	108 43.7%	16 6.5%	34 13.8%	47 19.0%	6 2.4%
70～79歳	321 100.0%	63 19.6%	129 40.2%	10 3.1%	56 17.4%	46 14.3%	17 5.3%

※全体及び各年齢で、最も高い項目の背景色を濃い色、2番目に高い項目を薄い色にしています。(以下、同様)

◎健康や福祉についての情報の入手先（上位5項目抜粋）

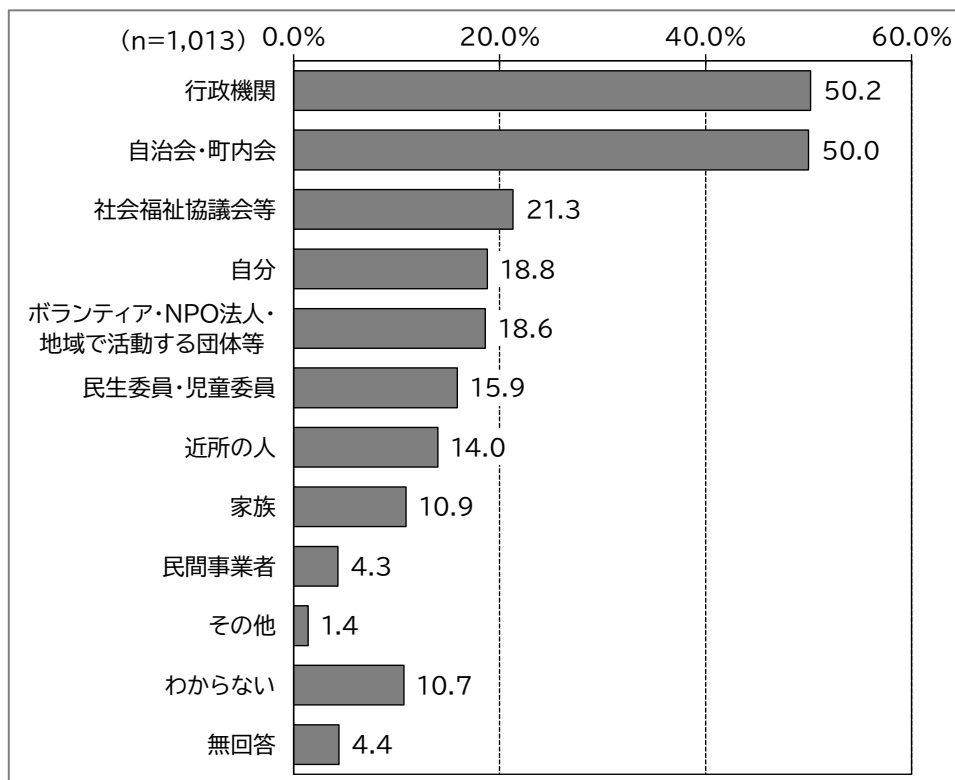
年齢別に健康や福祉についての情報の入手先をみると、30歳台以下では「インターネット」、40歳台以上では「市の『広報香美』」や「社会福祉協議会の『香美市社協だより』」が特に高く、年齢層によって情報の入手先が異なっています。

また、全体の4.8%が「福祉に関する情報が入ってこない」（福祉に関する情報を入手できていない状態）と回答しており、新たな手段も含めた情報の発信方法を検討する必要があります。

	全 体	「市 広の 報香 美」	社会 協の だよ り香 美市 協	ラテ ジレ オビ ヤ	新 聞	ネ ッ ト タ ー	こ 情 福 社 に 関 ら な い が 入 ら な い と 思 わ れ る	と 情 福 社 に 関 ら な い と 思 わ れ る
全 体	1,013 100.0%	689 68.0%	459 45.3%	347 34.3%	297 29.3%	236 23.3%	49 4.8%	18 1.8%
18～19歳	13 100.0%	4 30.8%	3 23.1%	4 30.8%	2 15.4%	6 46.2%	2 15.4%	1 7.7%
20～29歳	43 100.0%	22 51.2%	11 25.6%	13 30.2%	6 14.0%	19 44.2%	3 7.0%	1 2.3%
30～39歳	100 100.0%	59 59.0%	28 28.0%	26 26.0%	17 17.0%	43 43.0%	9 9.0%	2 2.0%
40～49歳	154 100.0%	106 68.8%	57 37.0%	39 25.3%	36 23.4%	55 35.7%	11 7.1%	4 2.6%
50～59歳	126 100.0%	84 66.7%	53 42.1%	44 34.9%	32 25.4%	36 28.6%	6 4.8%	2 1.6%
60～69歳	247 100.0%	171 69.2%	127 51.4%	85 34.4%	71 28.7%	47 19.0%	9 3.6%	4 1.6%
70～79歳	321 100.0%	237 73.8%	174 54.2%	134 41.7%	131 40.8%	28 8.7%	9 2.8%	4 1.2%

◎地域活動を支える中心となる人

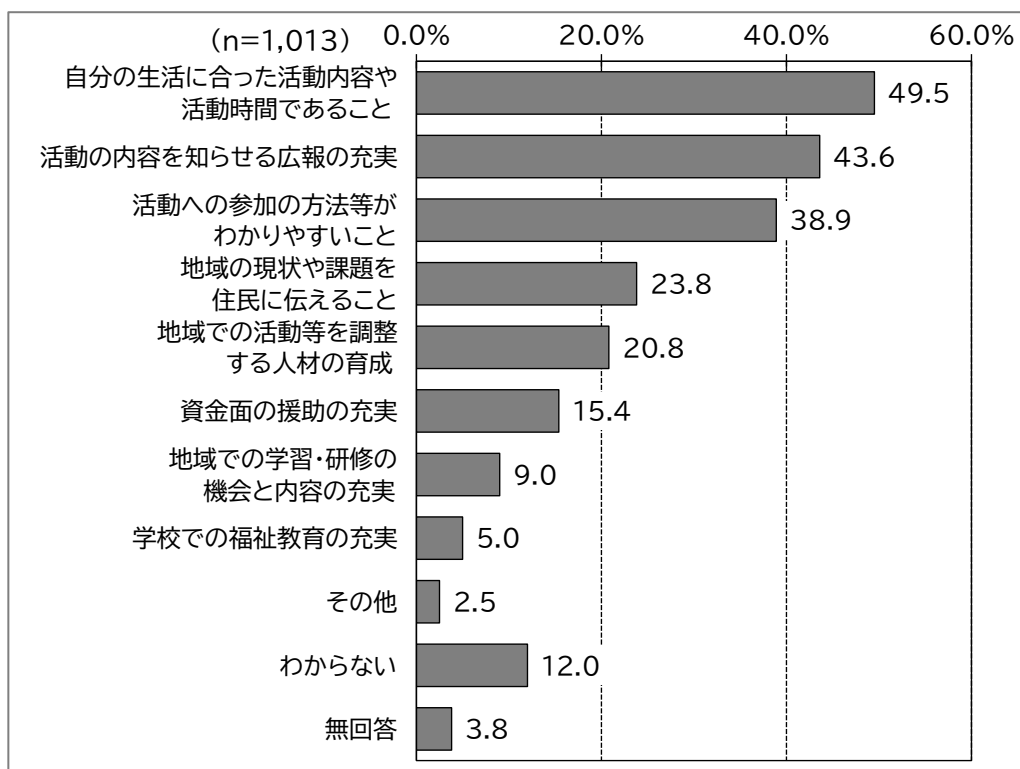
地域活動を支える中心となる人として、「行政機関」（50.2%）と「自治会・町内会」（50.0%）がそれぞれ5割以上になっています。一方で、「自分」（18.8%）や「家族」（10.9%）と回答する人は2割未満と少なく、地域活動に自ら進んで取り組む意識を持った人は多くないと言えます。



◎地域活動(ボランティア活動を含む)を活発にしていくために、重要なこと

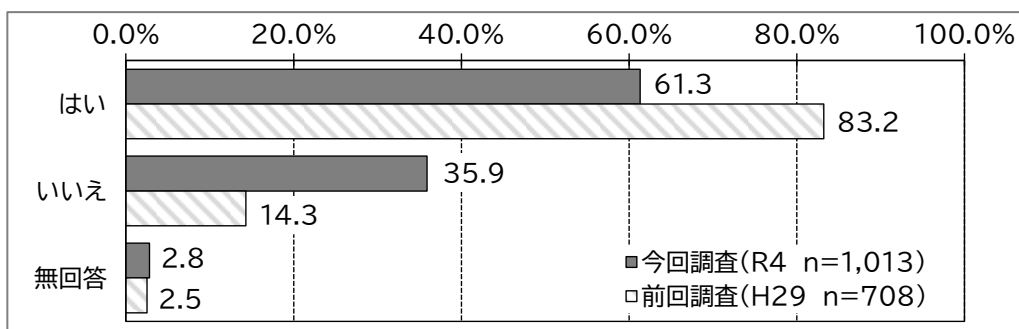
地域活動を活発にしていくために重要なこととして、「自分の生活に合った活動内容や活動時間であること」が49.5%と最も高く、次いで「活動の内容を知らせる広報の充実」が43.6%、「活動への参加の方法等がわかりやすいこと」が38.9%の順になっています。

地域の誰もが無理なく参加できる地域活動の内容や方法等を検討していくと同時に、より多くの人たちに活動内容を周知できるように広報の内容や手段等を検討していく必要があります。



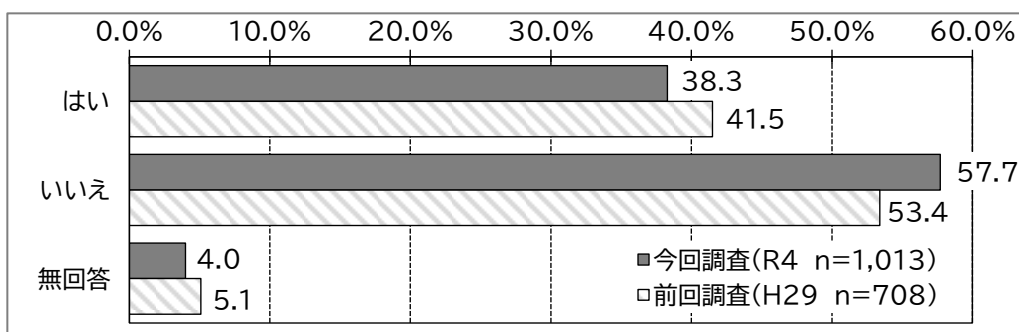
◎災害時の避難先を決めている割合

平成29年に実施された調査結果と比較して、災害時の避難先を決めている割合は20ポイント以上減少し、今回調査では61.3%になっています。



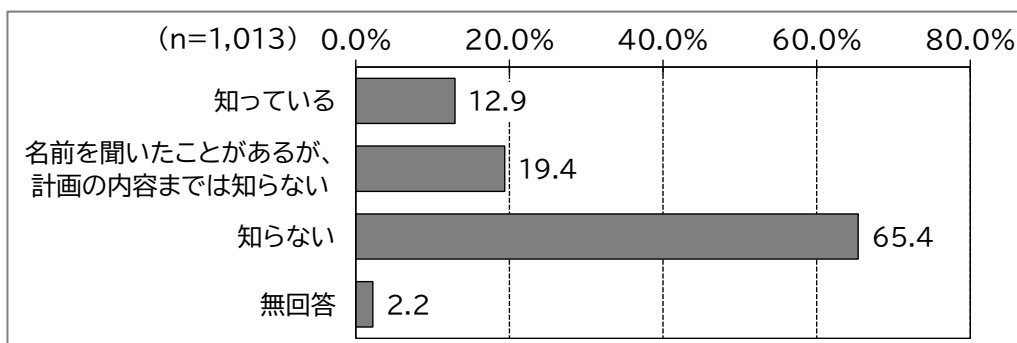
◎地域の防災訓練に参加している割合

平成29年に実施された調査結果と比較して、地域の防災訓練に参加している割合は少し減少し、今回調査では38.3%になっています。



◎個別避難計画(災害時の避難行動について、あらかじめ支援者等を決めておくことで、迅速な避難につなげるための計画)を知っている割合

個別避難計画について、意味合いも含めて「知っている」割合は12.9%、「名前を聞いたことがあるが、計画の内容までは知らない」割合は19.4%になっています。一方、「知らない」割合は65.4%となっており、個別避難計画を周知し、その必要性についての理解を広める活動が必要だと言えます。



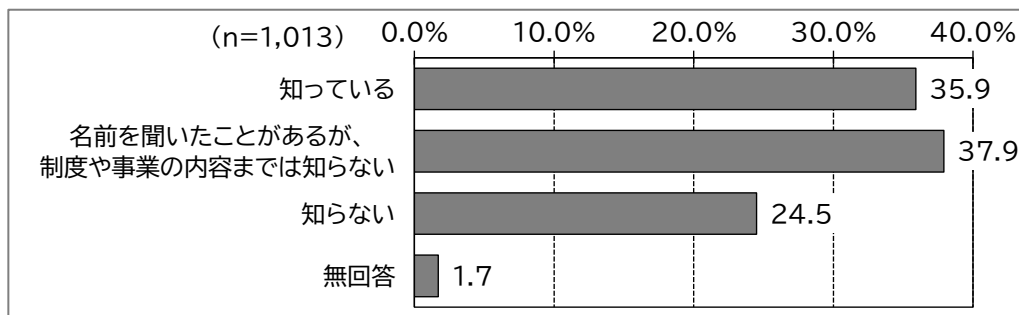
◎南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、地域で必要な取組（上位3項目抜粋）

大規模災害への備えとして、地域で必要な取組として、「見守りや支援が必要な人(世帯)を把握し、支援体制を整える」が50.9%と最も高く、次いで「日頃から顔の見える関係づくりのため、地域でふれ合える機会を多くつくる」が35.2%、「地域のハザードマップ等を作成し、災害時の避難場所や危険箇所等を共有する」が32.7%の順になっています。

第1位	見守りや支援が必要な人(世帯)を把握し、支援体制を整える (50.9%)
第2位	日頃から顔の見える関係づくりのため、 地域でふれ合える機会を多くつくる(35.2%)
第3位	地域のハザードマップ等を作成し、 災害時の避難場所や危険箇所等を共有する(32.7%)

◎成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度

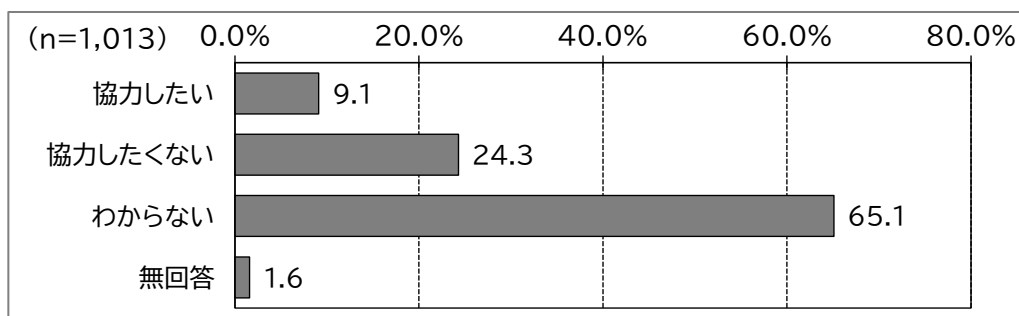
成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度について、意味合いも含めて「知っている」割合は35.9%、「名前を聞いたことがあるが、制度や事業の内容までは知らない」割合は37.9%になっています。内容も含めて把握している割合は4割弱になっており、制度や事業についてより分かりやすく周知していく必要があります。



◎犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う割合

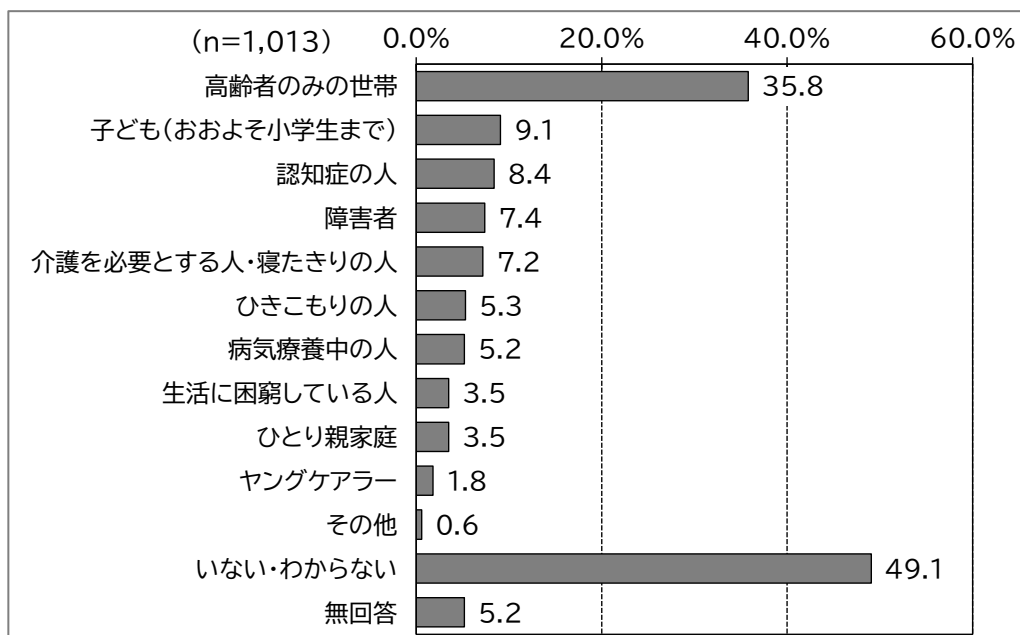
犯罪をした人の立ち直りに「協力したい」割合は9.1%、「協力したくない」割合は24.3%になっています。また、「わからない」割合が65.1%と最も高くなっています。

犯罪をした人の状況や課題について知る機会を設ける等、犯罪をした人への関心を高めるための取組が必要だと言えます。



◎見守りを必要とする人や気にかかる人の有無

見守りを必要とする人や気にかかる人について、「いない・わからない」を除くと、「高齢者のみの世帯」が35.8%と最も高く、他の項目と比べて20ポイント以上高くなっています。また、これ以外の項目についても、割合としては低いものの、見守りを必要とする人や気にかかる人として挙げられており、地域全体で見守り支えていく体制を整えていく必要があります。



◎生活について困っていることや不安なこと（上位5項目抜粋）

年齢別に生活について困っていることや不安なことをみると、20歳台以下では「特に困っていることや不安はない」、30歳台～60歳台では「老後の資金のこと」、70歳台では「自分や家族等の健康・障害のこと」が最も高くなっています。また、20歳台～30歳台では「経済的な問題」が3割以上になっていると同時に、70歳台未満についても「自分や家族等の健康・障害のこと」が3割前後になっています。どの年齢層においても、金銭面や健康面に関わる困りごとや不安なことが多数挙げられていると言えます。

	全 体	の老 後 の 資 金	障等自 害の分 の健や こ康家 と・族	介 護 の こ と	問経 題 濟 的 な	仕 事 の こ と	不 安 な こ と に 関 連 し た こ と
全 体	1,013 100.0%	345 34.1%	339 33.5%	187 18.5%	184 18.2%	111 11.0%	260 25.7%
18～19歳	13 100.0%	1 7.7%	4 30.8%	- -	2 15.4%	3 23.1%	6 46.2%
20～29歳	43 100.0%	12 27.9%	12 27.9%	2 4.7%	13 30.2%	11 25.6%	13 30.2%
30～39歳	100 100.0%	35 35.0%	26 26.0%	5 5.0%	32 32.0%	25 25.0%	16 16.0%
40～49歳	154 100.0%	63 40.9%	49 31.8%	24 15.6%	42 27.3%	26 16.9%	28 18.2%
50～59歳	126 100.0%	55 43.7%	45 35.7%	33 26.2%	21 16.7%	22 17.5%	29 23.0%
60～69歳	247 100.0%	97 39.3%	90 36.4%	45 18.2%	41 16.6%	10 4.0%	62 25.1%
70～79歳	321 100.0%	82 25.5%	108 33.6%	77 24.0%	32 10.0%	14 4.4%	103 32.1%

◎生活についての相談相手（上位5項目抜粋）

年齢別に生活についての相談相手をみると、30歳台以下では「親・祖父母、子・孫」が7割前後と最も高く、次いで「友人・知人」(20歳台以下)や「配偶者」(30歳台)が挙げられています。一方、40歳台以上では、「配偶者」が最も高く、次いで「親・祖父母、子・孫」が挙げられています。生活についての相談相手として、「市・社会福祉協議会等の相談窓口や職員」(1.2%)、「自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員」(0.6%)*等が挙げられることはほとんどなく、家族・親戚、友人・知人等の身近な存在に頼る場合が多いと言えます。

また、「相談できる人が身近にいない、どこに相談したらよいかわからない」が全体では3.2%になっており、相談先を求める人に対して、適切な相談先を提供できるような体制を検討する必要があります。

	全 体	配 偶 者	子 親 ・ 孫 祖 父 母 、	友 人 ・ 知 人	兄 弟 ・ 姉 妹	同 職 場 の 上 司 、	相 誰 に も な い	よ ど 身 相 い こ 近 談 か に に で わ 相 い き か 談 な ら し い 人 な た 、 が い ら
全 体	1,013 100.0%	563 55.6%	478 47.2%	278 27.4%	245 24.2%	73 7.2%	93 9.2%	32 3.2%
18~19歳	13 100.0%	- -	9 69.2%	6 46.2%	5 38.5%	- -	1 7.7%	- -
20~29歳	43 100.0%	11 25.6%	33 76.7%	22 51.2%	8 18.6%	4 9.3%	4 9.3%	1 2.3%
30~39歳	100 100.0%	60 60.0%	72 72.0%	29 29.0%	21 21.0%	18 18.0%	9 9.0%	1 1.0%
40~49歳	154 100.0%	98 63.6%	92 59.7%	53 34.4%	34 22.1%	23 14.9%	12 7.8%	2 1.3%
50~59歳	126 100.0%	72 57.1%	58 46.0%	35 27.8%	33 26.2%	14 11.1%	11 8.7%	7 5.6%
60~69歳	247 100.0%	139 56.3%	86 34.8%	66 26.7%	68 27.5%	12 4.9%	22 8.9%	8 3.2%
70~79歳	321 100.0%	180 56.1%	123 38.3%	64 19.9%	75 23.4%	1 0.3%	34 10.6%	13 4.0%

*割合が低く、上位5項目に入らなかったため、未掲載となっています。

◎市の取組等への満足度（上位・下位3項目抜粋）

地域福祉に関する市の取組等20項目について、取組等の満足度をみると、「満足」「やや満足」を合計した割合が高い3項目として、「防災対策の充実」が22.1%（「満足」2.6%、「やや満足」19.5%）と最も高く、次いで「教育や子育ての環境の整備」が18.6%（「満足」2.1%、「やや満足」16.5%）、「地域福祉に関する情報発信の充実」が18.1%（「満足」3.8%、「やや満足」14.3%）の順になっています。

ただし、「満足」の割合はいずれも数%と非常に低く、上位3項目も含めたすべての項目で「どちらともいえない」が約6～7割と最も高くなっています。

「満足」「やや満足」を合計した割合が高い3項目（上位3項目）	
第1位	防災対策の充実(22.1%)
第2位	教育や子育ての環境の整備(18.6%)
第3位	地域福祉に関する情報発信の充実(18.1%)

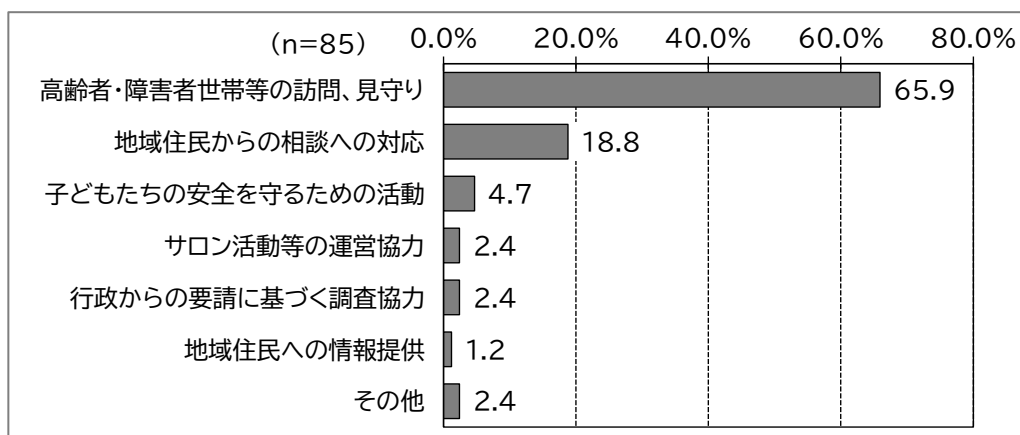
「不満」「やや不満」を合計した割合が高い3項目として、「過疎化への対策(人口減少対策、空き家対策等)」が18.4%（「不満」7.2%、「やや不満」11.2%）と最も高く、次いで「地域内での移動手段の確保・充実」が14.6%（「不満」5.9%、「やや不満」8.7%）、「地域の見守り体制の充実」が9.3%（「不満」2.6%、「やや不満」6.7%）の順になっています。

「不満」「やや不満」を合計した割合が高い3項目（下位3項目）	
第1位	過疎化への対策(人口減少対策、空き家対策等)(18.4%)
第2位	地域内での移動手段の確保・充実(14.6%)
第3位	地域の見守り体制の充実(9.3%)

(2) 民生委員・児童委員アンケート調査

◎民生委員・児童委員の主な活動内容（回答があった項目のみ抜粋）

民生委員・児童委員の主な活動内容をみると、「高齢者・障害者世帯等の訪問、見守り」が65.9%と最も高く、次いで「地域住民からの相談への対応」が18.8%、「子どもたちの安全を守るための活動」が4.7%の順になっています。



参考：市民アンケート調査「民生委員・児童委員の活動で重要だと思う取組」

（上位5項目抜粋）

民生委員・児童委員の活動で重要だと思う取組について、18～19歳、50歳台では「高齢者・障害者等の訪問、見守り」が最も高い一方で、20歳台～40歳台では「子どもたちの安全を守るための活動」、60歳台以上では「地域住民からの相談への対応」が最も高くなっています。

全体では、年齢層によって民生委員・児童委員に求める取組の内容が異なると同時に、「福祉サービス利用にあたっての支援」(30.1%)等、民生委員・児童委員が現在あまり取り組んでいない内容について、地域住民からの要望が少なからずあることも分かります。

	全 体	見 訪 守 り 、 者 等 の の	高 齢 者 ・ 障 害 者 等 の の	地 域 住 民 か ら の 相 談 へ の 対 応	活 動 の 全 体 を た め に	支 援 の 利 用 に あ た る 支 援	福 祉 サ ー ビ ス の 利 用 に あ た る 支 援	地 域 住 民 か ら の 相 談 へ の 対 応
全 体	1,013 100.0%	629 62.1%	608 60.0%	484 47.8%	305 30.1%	300 29.6%		
18～19歳	13 100.0%	9 69.2%	3 23.1%	8 61.5%	1 7.7%	4 30.8%		
20～29歳	43 100.0%	19 44.2%	20 46.5%	26 60.5%	7 16.3%	12 27.9%		
30～39歳	100 100.0%	65 65.0%	53 53.0%	71 71.0%	26 26.0%	36 36.0%		
40～49歳	154 100.0%	89 57.8%	89 57.8%	94 61.0%	42 27.3%	40 26.0%		
50～59歳	126 100.0%	89 70.6%	73 57.9%	54 42.9%	43 34.1%	24 19.0%		
60～69歳	247 100.0%	143 57.9%	152 61.5%	95 38.5%	76 30.8%	69 27.9%		
70～79歳	321 100.0%	208 64.8%	210 65.4%	132 41.1%	107 33.3%	113 35.2%		

◎民生委員・児童委員の活動への悩みや苦勞（上位3項目抜粋）

民生委員・児童委員の活動への悩みや苦勞をみると、「地域の情報・個人情報等を入手できない」が52.9%と最も高く、次いで「相談者本人との関わり方」が28.2%、「仕事等との両立が難しい」が14.1%の順になっています。

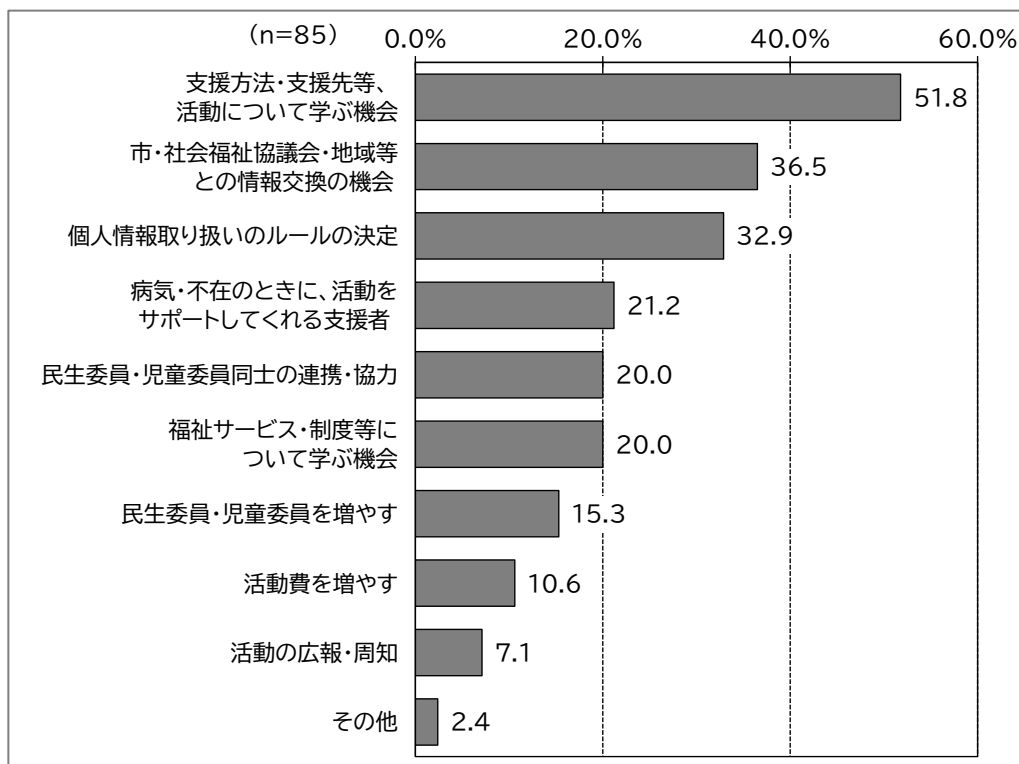
民生委員・児童委員が活動していくうえで必要となる情報をとりまとめ、制度や事業、支援先等の情報は、市・社会福祉協議会をはじめとした各種機関から積極的に情報を提供していく必要があります。また、個人情報の取り扱いについても検討し、民生委員・児童委員が地域での活動を進めやすいような体制を検討する必要があります。

第1位	地域の情報・個人情報等を入手できない(52.9%)
第2位	相談者本人との関わり方(28.2%)
第3位	仕事等との両立が難しい(14.1%)

◎今後活動を充実させていくために必要だと思うこと（回答があった項目のみ抜粋）

民生委員・児童委員の活動を充実させていくために必要だと思うことについて、「支援方法・支援先等、活動について学ぶ機会」が51.8%と最も高く、次いで「市・社会福祉協議会・地域等との情報交換の機会」が36.5%、「個人情報取り扱いのルール決定」が32.9%の順になっています。

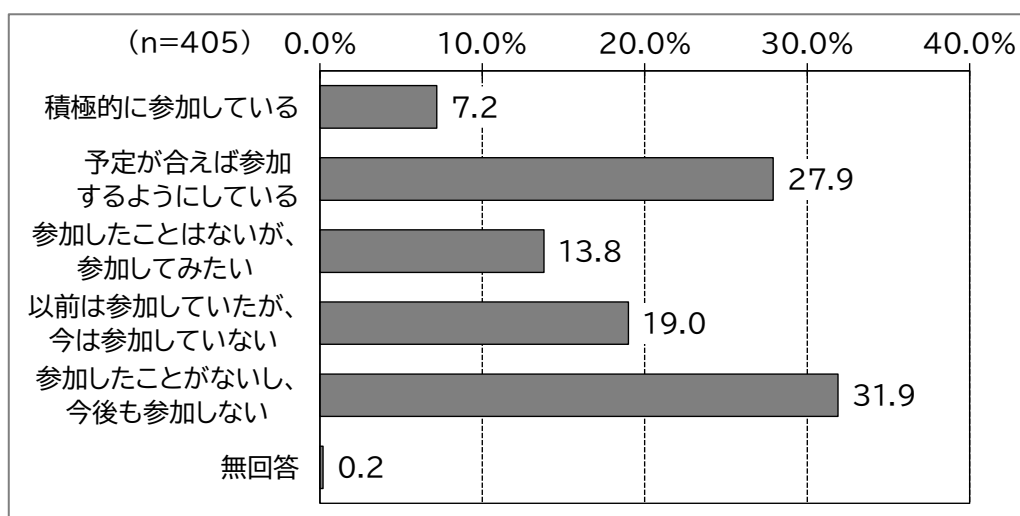
民生委員・児童委員としての活動の幅を広げるために、支援に関わる手段や情報を知る機会を設けると同時に、日頃から各種機関との情報交換の機会を増やしていく必要があります。



(3) 中学生アンケート調査

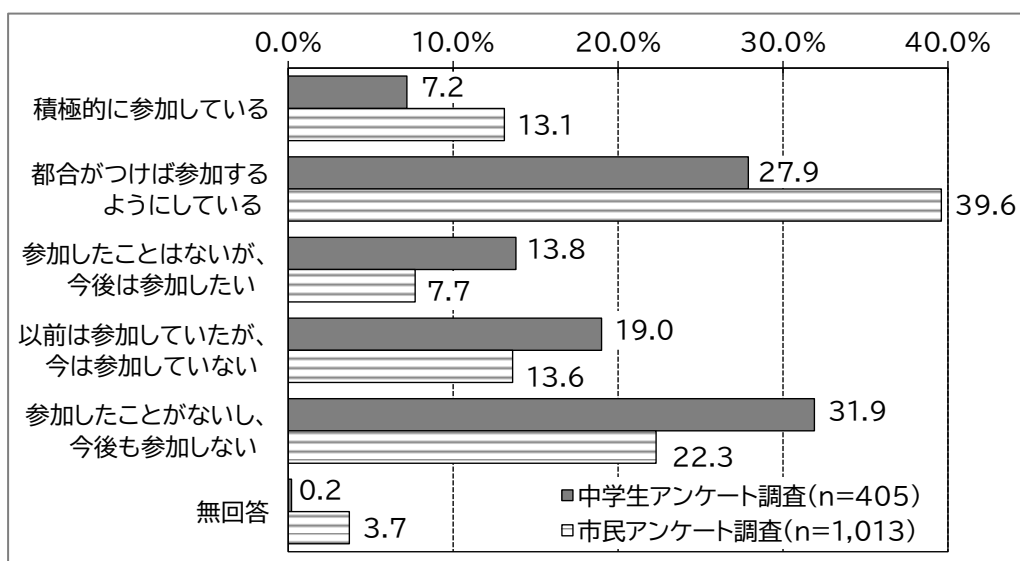
◎地域の活動やボランティア活動への参加意向

地域の活動やボランティア活動への参加意向をみると、「積極的に参加している」と「予定が合えば参加するようにしている」を合計した割合（“参加している”割合）は35.1%になっています。一方、「参加したことはないが、参加してみたい」「以前は参加していたが、今は参加していない」「参加したことがないし、今後も参加しない」を合計した割合（“参加していない”割合）は64.7%になっており、地域の活動やボランティア活動に参加していない学生が多くなっています。



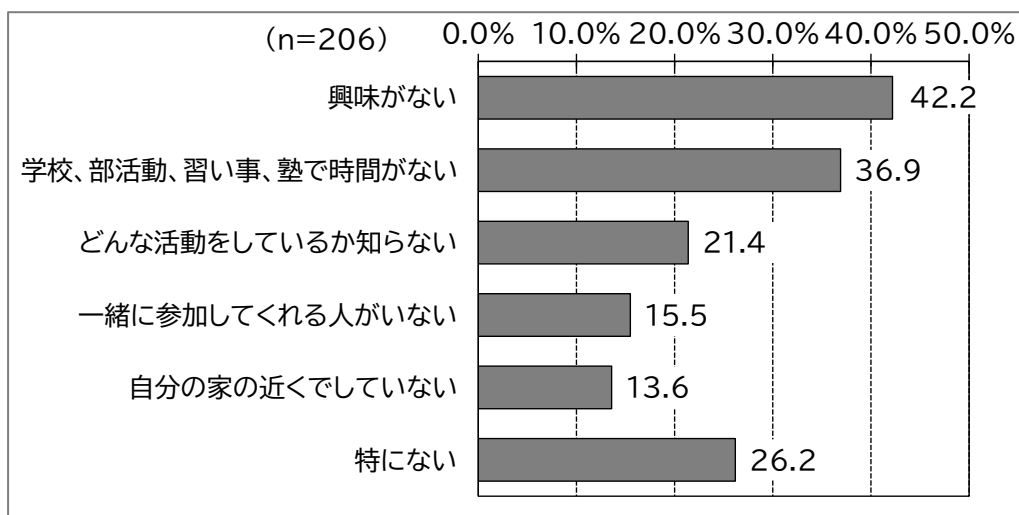
参考：市民アンケート調査「地域で活動する団体等への参加意向」(再掲)

市民アンケート調査の結果と比較すると、“参加している”割合は約18ポイント低い一方、“参加していない”割合は約21ポイント高くなっており、地域活動への参加意向が少ないと言えます。ただし、「参加したことはないが、今後は参加したい」は、18歳以上市民と比べると、約6ポイント高く、地域活動等に関心を持つ学生への広報・啓発活動を促進していく必要があります。



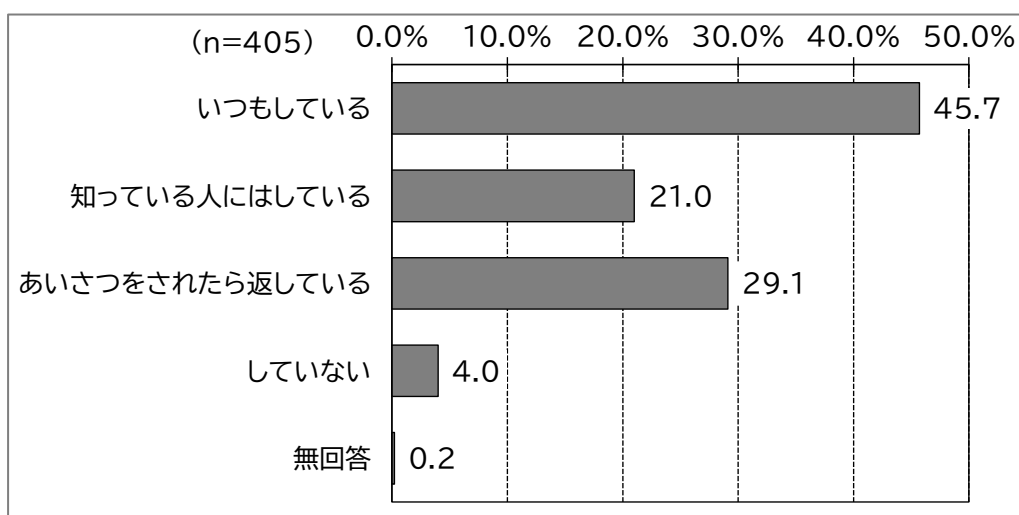
◎地域で活動する団体等に参加していない(または参加したくない)理由

地域で活動する団体等に参加していない(または参加したくない)理由をみると、「興味がない」が42.2%と最も高く、次いで「学校、部活動、習い事、塾で時間がない」が36.9%、「どんな活動をしているか知らない」が21.4%の順になっています。多くの学生が関心を持てるような活動を検討するとともに、学生でも参加しやすい活動場所・時間等を検討する必要があります。



◎近所の人に地域で会った時、あいさつをしたり、軽く話をしたりする割合

近所の人に地域で会った時、あいさつをしたり、軽く話をしたりする割合をみると、あいさつや話を「いつもしている」割合は45.7%と最も高くなっています。一方、あいさつや話を「していない」割合は4.0%となっており、大半の学生がふだんから近所の人とあいさつをする程度以上の関係性を築いていると言えます。



◎住んでいる地域の中での問題点や不足していると思う点(上位5項目抜粋)

住んでいる地域の中での問題点や不足していると思う点について、「道ばたのゴミが増えた」が16.5%と最も高く、次いで「隣近所との交流が少ない」が13.3%、「あいさつをしない人が多い」が12.3%の順になっています。

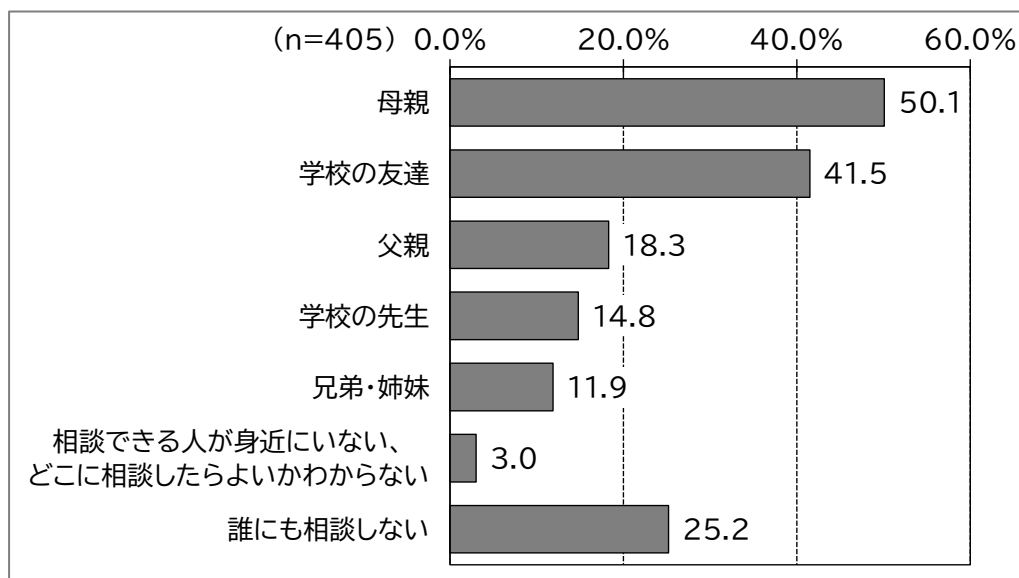
上位5項目をみると、割合としては1~2割と決して高くありませんが、ゴミのポイ捨て等の問題、地域の交流機会や集いの場の問題等、地域を活性化していくうえで、解決すべき課題が複数挙げられており、課題解決に向けた検討を進めていく必要があります。

第1位	道ばたのゴミが増えた(16.5%)
第2位	隣近所との交流が少ない(13.3%)
第3位	あいさつをしない人が多い(12.3%)
第4位	地域の活動が活発でない(11.1%)
第5位	地域の中で気軽に集まれる場が少ない(10.9%)

◎生活についての相談相手(上位5項目抜粋)

生活についての相談相手として、「母親」が50.1%と最も高く、次いで「学校の友達」が41.5%、「父親」が18.3%の順になっています。

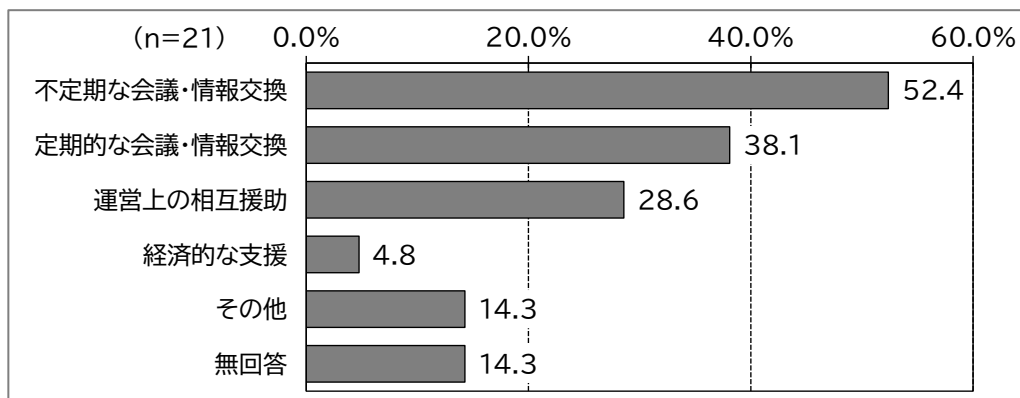
また、「誰にも相談しない」が25.2%となっており、生活全般で何らかの悩みを抱えていても、相談せずに一人で解決しようとする学生が少なくないと言えます。



(4) 団体アンケート調査

◎地域活動を行ううえで交流・協力関係にある団体等との関わり方

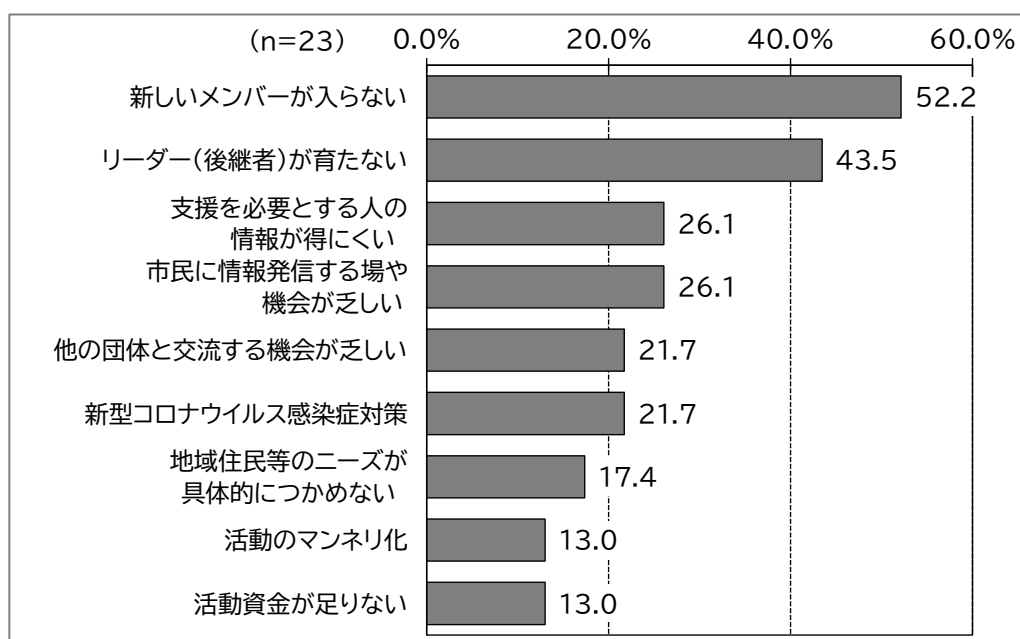
地域活動を行ううえで交流、協力関係にある団体等との関わり方について、「不定期な会議・情報交換」が52.4%と最も高く、次いで「定期的な会議・情報交換」が38.1%、「運営上の相互援助」が28.6%の順になっています。



◎地域活動を行ううえで困っていること（回答があった項目のみ抜粋）

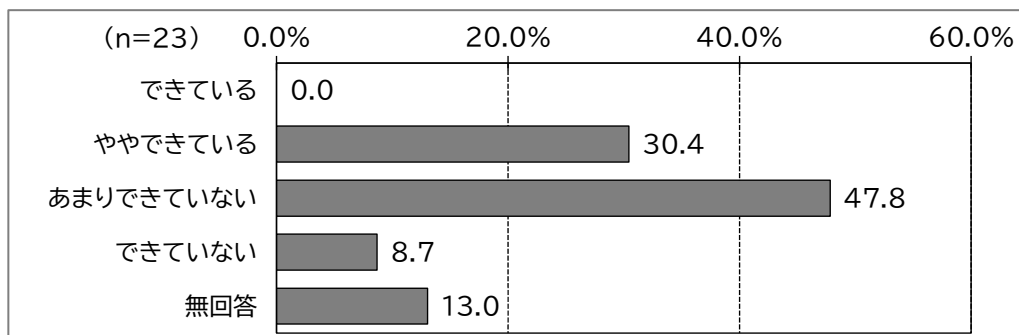
地域活動を行ううえで困っていることについて、「新しいメンバーが入らない」が52.2%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」が43.5%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」がそれぞれ26.1%になっています。

多くの団体が地域活動に関わる人材の確保を課題として挙げており、地域活動に関心のある人材の掘り起こしや団体活動に関する周知が必要だと言えます。



◎身近な地域での情報共有の仕組み

コミュニティ活動や地域の課題等に関して、身近な地域での情報共有の仕組みが「できている」「ややできている」を合計した割合は30.4%、「あまりできていない」「できていない」を合計した割合は56.5%になっており、多くの団体が、情報共有の仕組みについて現状では不十分だと考えています。

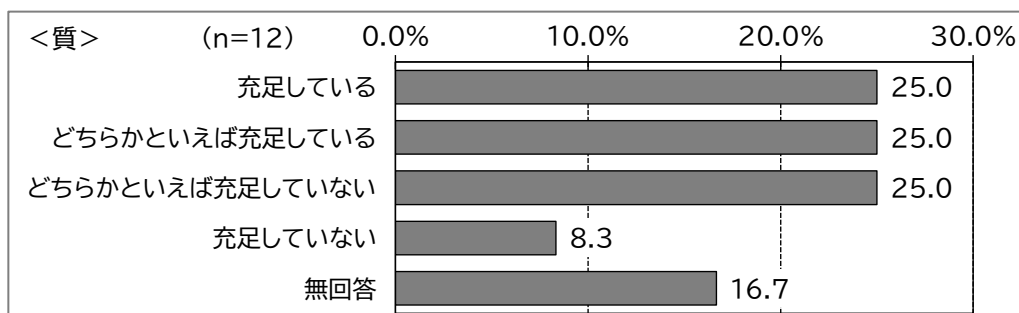
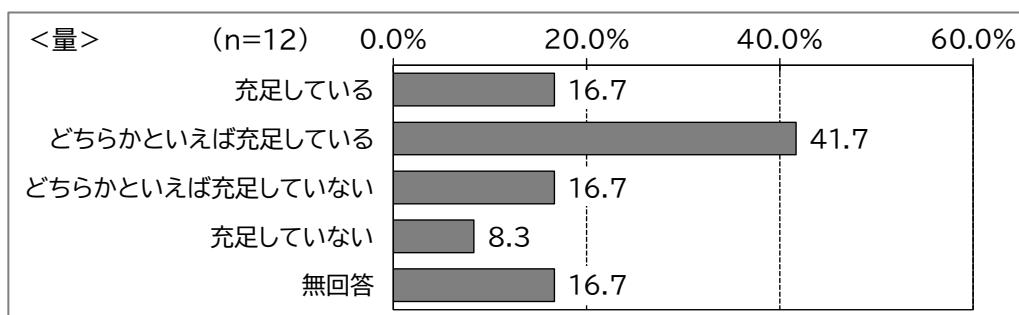


◎<福祉サービス・事業を行っている団体のみ>

行政・民間の福祉サービスの量(上段)や質(下段)

福祉サービス・事業を行っている団体を対象に、行政・民間の福祉サービスの量や質の充足感を聞いたところ、量については「どちらかといえば充足している」が41.7%と最も高く、質については「充足している」「どちらかといえば充足している」「どちらかといえば充足していない」がいずれも25.0%になっています。

福祉サービスの量については充足感を持っている団体が多い一方、質については団体ごとに評価が大きく異なっており、より多くの団体が充足感を持てるようにサービスの提供体制を見直していく必要があります。



(5) 前期計画の評価

基本目標1: みんなで気づき、学びあえるまちづくり

(1) 福祉意識の醸成【重点施策】

①地域福祉の周知・啓発	
実績	<市・社会福祉協議会>それぞれの広報誌とホームページ等を活用し、高齢者・障害福祉サービス、あったかふれあいセンター事業等の情報を掲載。
課題	継続実施。
②福祉に関する行事の活性化	
実績	<市・社会福祉協議会>「香美市市民大学」、「香美市市民セミナー」、「福祉体育大会」(土佐山田)、「愛の餅つき」(香北・物部)、地域サロンイベント等を実施。このうち、「香美市市民セミナー」では、アンケート調査をもとにニーズの高い教室を実施。 R2年度以降は、「香美市市民セミナー」と地域サロンイベント(香北・物部のみ)を除く多くの事業が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
課題	若年層や子育て世代、男性等も気軽に参加できるように、開催日時や内容を検討。また、感染症の影響で中止となっている事業は、状況をみて開催を検討。

(2) 福祉教育の推進

①生涯学習における福祉教育の推進	
実績	<市・社会福祉協議会>「よってたかって生涯学習フォーラム」、「老人大学」を開催。「老人大学」は老人クラブ会員が年に一度集まる機会として活用された。R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
課題	感染症拡大の状況をみて開催を検討。
②教育現場における福祉学習の推進	
実績	<市>①小中学校で地域住民との共同活動を実施。 ②「子育てサポート体験」(県立山田高等学校の教科「発達と保育」において、子育てひろばに参加する親子と交流する事業)を実施。 ③「地域学校協働活動」(地区民生委員・児童委員や地域住民による、読み聞かせ、環境整備、登下校時の見守り等)や、推進員への研修会を実施。 ④社会福祉協議会が実施する「福祉教育推進校事業」への補助金を交付。 R2年度以降は、「子育てサポート体験」や「福祉教育推進校事業」について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。
	<社会福祉協議会>小中学校に福祉教育を推進。社会福祉協議会職員を講師として派遣。

②教育現場における福祉学習の推進

課題	<市> 継続実施。感染症の影響で中止となっている事業は、開催方法等を検討。「地域学校協働活動」については、協力者の確保、活動内容の周知、推進員同士の連携強化等、事業を更に推進していくための課題が多い。
	<社会福祉協議会> 小中学校、高等学校、大学、教育委員会との連携強化を図る。

※「香美市市民大学」の内容については、基本目標1(1)②に掲載

(3) 地域福祉を支える担い手の育成

①ボランティア等の情報の周知

実績	<市> 社会福祉協議会が実施するボランティア活動等への補助金を交付。
	<社会福祉協議会> 災害時円滑に対応を進めるため、R1年度に南国青年会議所と協定を締結。R2年度以降、南国市・香南市と連携し災害ボランティアセンターの体制を整備。 『社協だより』やホームページ上に、ボランティア募集情報を掲載。
課題	継続実施。ボランティア募集に関するニーズが減少しつつあり、ニーズの把握が必要。

②ボランティア等の育成

実績	<市> ①児童会・生徒会を中心に、小中学校でのボランティア活動を実施。 ②健康づくり婦人会、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会において、健康づくりに関わる企画運営、啓発活動、研修会等を実施。 R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小。 ※障害デイサービス「ぶちカフェ・アトリエ」ボランティア(利用者の話し相手、レクリエーション企画等)、「こころのボランティア研修」(障害に関する知識習得等)は、H30年度で事業を終了。
	<社会福祉協議会> ①「出前ろばカフェ」での認知症予防啓発を実施。認知症サポーター養成講座は、講座を開催できるキャラバンメイトの不足で未実施。 ②地区ごとに出前教室や市・社会福祉協議会との情報交換会を実施。 R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小。一方、地域の集いは、一部地区で開催数を増やし介護予防に取り組んだ。
課題	会員や参加者の高齢化、固定化、不足を解消。また、感染症の影響で中止となっている地域の集いは、状況を見て開催を検討。 若年層や企業等への認知症啓発を実施。

基本目標2： みんなでつながり、支えあえるまちづくり

(1) 集いの場づくり【重点施策】

①集いの場の拡充	
実績	<p><市>①市内65歳以上を対象とした「隣保館デイサービス事業」を実施。R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小。</p> <p>②集落活動センター「ひらやま」、「美良布」を整備。R2年度以降、「物部地区集落活動センター準備会」で意見交換会やワークショップを実施。</p>
	<p><社会福祉協議会>①あったかふれあいセンターを運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土佐山田:地域サロン「ボランティア家てとて」 ・ 香北:地域サロン「みによん」 ・ 物部:地域サロン「ひとやすみ」 <p>香北・物部では、「菜園クラブ」(ひきこもりの高齢者・障害のある人の交流の場)を実施。他にも、「声ともだち」、見守り郵便、傾聴ボランティア活動等、一人暮らし高齢者をはじめとした見守りが必要と考えられる人への見守りを実施。また、「ゆずまるももにゃんとなりぐみ」(ごみ出し、電球交換等の手助けを必要とする人への支援)を実施。</p> <p>②地区公民館では、健康づくり・介護予防を目指した集いや出前教室を実施。地区公民館等で活動する自主グループを支援。社会福祉協議会職員が出前教室に参加できない場合には、集いのリーダーと連携し、情報共有を実施。</p> <p>③高齢者の交流の場として、「なかよしサロン」、「陽まわりの集い」を実施。</p> <p>いずれも、R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小。</p>
課題	<p><市>継続実施。ボランティア参加者を増やし、ボランティアを育成。</p> <p>「隣保館デイサービス事業」は、障害のある人の参加につなげられていないため、事業や広報の内容を見直す。</p>
	<p><社会福祉協議会>感染症対策に努めながら、継続実施。ひきこもり等の高齢者を対象に送迎が必要。地域の集い、「なかよしサロン」、「陽まわりの集い」のように、高齢化等で参加者や会員が減少し、事業の拡充や存続が困難なものがある。一方、「声ともだち」や、「陽まわりの集い」の認知症カフェのように、利用者数が増加した事業もあり、新たなボランティアの確保やサービス継続の見直しが必要。</p>
②公民館等の活用の促進	
実績	<p><市>地域活性化補助金を利用して集会所を整備。それぞれの公民館で、企画イベント等の事業を実施。</p>
課題	<p>参加者、実施状況ともに乏しく、幅広い年齢層が参加する活動を検討。</p>

※「地域の集いの開催」「地域の自主グループ支援」の内容については、基本目標2(1)①に掲載

(2) 地域のネットワークづくり

①支援を要する人の見守り体制の充実

実績	<p><市>①健康づくり活動を進める4団体への補助金を交付。各団体が高齢者の社会孤立を防ぐための事業を実施。</p> <p>②赤ちゃんすこやか訪問員による訪問活動、定例会や研修会を実施。R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を中止。</p> <p>③65歳以上の手助けが必要な人には「緊急通報装置」を貸与し、日常的な相談も含めて対応。70歳以上の手助けが必要な人には「配食サービス」を実施し、定期的に訪問。</p> <p>④R4年度より、専任の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置。地域住民、民生委員・児童委員、新聞販売所等の民間企業等と連携し、地域の見守り支援ネットワークの構築に取り組む方向性になった。</p>
	<p><社会福祉協議会>①民生委員・児童委員に委託し、緊急時や大規模災害発生時に利用する「要配慮者安心安全ネットワーク台帳」を調査・整備し、市・社会福祉協議会と情報を共有。</p> <p>②「あったかふれあいセンター事業」、「よりそい支援事業」での個別訪問を実施。</p> <p>③「たんぼぼの会」(土佐山田)でイベントや情報交換会等を実施。</p> <p>④小学校や香北町ボランティア協議会等とも連携し、75歳以上の一人暮らし高齢者を対象とした見守りはがきを送付。一部では、見守り電話も併せて実施。</p> <p>※地域包括支援センターからの委託で、地域介護予防活動支援事業(介護予防講座、運動習慣づくり、生きがいづくり、自主グループ支援等)を実施。</p>
課題	<p><市>①補助金を利用しやすい環境を整備。75歳以上の単身者に限らず、地域で見守りが必要と考えられる人がいる場合には台帳に記録していく等、包括的にデータを整備。</p> <p>②赤ちゃんすこやか訪問員の居住地による負担の偏りを減らす。訪問以外でも訪問員の存在や活動等を知ってもらえる機会を作る。</p> <p>③「緊急通報装置」の協力員を確保。携帯電話を所持する高齢者等、事業の対象外となる人からの利用希望が増加しており、対応方法を検討。</p> <p>④生活状況に不安がある、困りごとがあると考えられる人へは、感染症対策を取ったうえで、可能な範囲で訪問活動を実施。</p>
	<p><社会福祉協議会>感染症対策に努めながら、継続実施。小規模サロンイベントを複数回実施。また、地域サロンボランティアのスキルアップ研修を定期的実施。</p>

②専門の相談機関とのネットワークの強化

実績	<p><市>①同仁病院に委託し、認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チーム)を実施。市内関係機関との研修会を実施。社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、支援体制を整備。</p> <p>②南国市・香南市と連携し、在宅医療介護連携推進事業を継続、合同勉強会を実施。また、オレンジドクター(認知症に対応する医師)の情報等を認知症ケアパス(認知症の人の状態に応じた、適切なサービス提供の流れをまとめたもの)と併せて配布。他にも、認知症カフェや啓発ポスター作成等の取組を実施。R2年度以降は、一部事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。</p> <p>③権利擁護支援専門職意見交換会を実施し、専門職間の協力体制を検討。また、成年後見制度利用促進検討部会を設置。</p> <p>④障害者自立支援協議会、相談部会で、地域課題を抽出、協議。</p> <p>⑤公立保育所に第三者委員会を設置。</p>
	<p><社会福祉協議会>生活支援コーディネーター3名を配置。資源開発や、地域支援のニーズとサービスのマッチング等をコーディネートした。他にも、民生委員・児童委員へのアンケート調査や見守り体制整備に向けた民間企業への調査(土佐山田)、地域の集いへの支援や配食サービス・移動販売に関する事業(香北・物部)を実施。</p>
課題	<p><市>①認知症相談窓口等を啓発。感染症の影響で中止となっている事業は、状況を見て開催を検討。</p> <p>②中核機関を設置。成年後見制度利用者からの相談に対応。</p> <p>③市単独では解決できない課題に関して、中央東広域圏で検討する、高知県に打診する等の対応を検討。また、地域課題の抽出や課題解決を軸にした運営の転換を図る。</p> <p>④保育に関連する苦情等は、直接、保育所職員や教育振興課に申し立てる事例が多く、第三者委員への相談がほとんどない。</p>
	<p><社会福祉協議会>生活支援コーディネーターの役割を明確化。</p>

(3) 関係団体の活動支援

①地域組織や関係団体等の活動の支援

実績	<p><市・社会福祉協議会>民生委員・児童委員、福祉委員会、香北町ボランティア協議会、老人クラブ活動、シルバー人材センター、子育て支援団体等を支援。H30年度には、香川県琴平町の福祉委員活動の視察研修を実施。</p> <p>子育てに関する取組では、民生委員・児童委員、食生活改善推進員、市立図書館、子育てサークル「ろばみみ」等と連携した事業を実施。</p> <p>民生委員・児童委員や老人クラブ活動は、社会福祉協議会が事務局として会議等を開催。また、相談対応、事業運営等を実施。</p> <p>R2年度以降は、一部の事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。</p>
----	--

①地域組織や関係団体等の活動の支援	
課題	継続実施。既存事業を見直し、新規会員から共感を得られるような活動を検討。 また、民生委員・児童委員の活動内容を明確にすることで、活動を活性化。欠員がある地区は、欠員の解消に向けて協議。
②地域組織や関係団体等の連携の支援	
実績	<市>各地区の民生委員児童委員協議会に対する補助金を交付。 <社会福祉協議会> 民生委員・児童委員、身体障害者連盟、ファミリーサポートセンター、子育て支援団体、若者サポートステーション等、様々な地域団体を支援。
課題	継続実施。

基本目標3： みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 安全に暮らせる地域づくり【重点施策】

①防災・減災に関する取組の充実	
実績	<市> 自主防災組織の結成・育成を支援。メール・アプリ等による防災情報の提供体制を整備。定期的な防災訓練を実施。 <社会福祉協議会> 災害時初期行動計画を作成。南国青年会議所を対象にした企業向けの災害ボランティアセンターに関する研修や、職員向け講習等を実施。
課題	山間部の小世帯集落、市街地等への自主防災組織結成に向けて支援。
②要配慮者台帳の整備と支援体制の構築	
実績	<市> ①災害時避難行動要支援者名簿を作成・更新し、関係団体等へ提供。個別計画の策定に向けて支援。また、R3年度には、「香美市避難行動要支援者の避難支援プラン」を見直した。 ②H29年度に南海学園(南国市)、R3年度に高知県立山田特別支援学校で、広域福祉避難所を開設。他にも、福祉避難所を増設。設置運営訓練や避難者受入訓練を実施。物品・備品を整備。
課題	①福祉避難所、一般の避難所の福祉スペースの整備、避難所開設運営訓練の実施が必要。 ②福祉避難所の受入可能人数が不足。福祉避難所の確保が必要。
③防犯等に関する取組の充実	
実績	<市・社会福祉協議会> ①香美地区地域安全協会への補助金を交付。 ②香美市子ども見守り活動連絡協議会「やまびこ会」が登下校の見守り活動、早朝・午前・午後に巡回を実施。 ③自治会管理の防犯灯の維持費を補助。
課題	継続実施。防犯灯の維持費は、共同募金の募金額が減少しており、補助額の見直しが必要。

※「要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備」の内容については、基本目標2(2)①に掲載

(2) 福祉サービス利用の支援

①支援が必要な人に情報を届ける仕組みづくり	
実績	<p><市>①母子健康手帳交付時、出生届や転入届の提出時、新規障害者手帳取得時等に、相談窓口や福祉サービスに関する情報を提供。子育てについては、H29年に設置された「子育て世代包括支援センターすこやか」と地区担当保健師が連携し、体制強化につながった。</p> <p>②子育てに関する広報誌や情報冊子を発行。</p> <p>③「声の広報」を配布。</p> <p><社会福祉協議会> 民生委員・児童委員からの相談に対応。「よってたかって生涯フォーラム」や「キャリアチャレンジデイ」等に参加し、民生委員・児童委員とともに福祉現場からの意見を発信。</p>
課題	<p><市・社会福祉協議会> 情報の周知が不十分なものは、各種機関と連携し、情報を提供。特に「声の広報」は利用者が少ないため、利用者を増やす取組が必要。</p>
②相談窓口の充実	
実績	<p><市>①本庁舎・香北支所で、高齢者の相談窓口を開設し、非常勤職員(保健師)を配置。</p> <p>②地域活動センター香美に委託し、障害に関する相談対応や情報提供を実施。</p> <p>③「子育て世代包括支援センターすこやか」で、妊娠期から子育て期にかけての相談窓口を開設。他にも、電話、訪問活動、情報提供等を実施。R2年度以降は、一部の事業について、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小。</p> <p>④「子育てセンターなかよし」・「子育てセンターびらふ」で、育児相談等の相談対応を実施。他にも、訪問活動、講座・講演会等を実施。相談の多くは、子育てひろばの相談で、スタッフや保護者同士の交流の中で解決されることが多かった。</p> <p>⑤「なかよし保育園」・「あけぼの保育園」に家庭支援員(保育士)を配置し、配慮や支援が必要な児童と家庭を支援。</p> <p>⑥特別支援保育コーディネーターを2名配置。支援ファイルや引継ぎシートを作成し、保育所から小学校への切れ目ない支援を図った。また、保育士への研修を実施。</p> <p>⑦隣保館で、生活全般に関する相談対応、公的機関への申請や書類作成を支援。</p> <p><社会福祉協議会>①社会福祉協議会事務所で、弁護士が無料法律相談を実施。</p> <p>②認知症よりそい相談(あったかふれあいセンターや介護予防職員が相談を受ける)、訪問活動、情報提供を実施。あったかふれあいセンターや介護予防職員から、無料法律相談や地域包括支援センターへつなげた。</p>

②相談窓口の充実	
課題	<p><市>①地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士が不足しており、障害や経済的な問題、支援者の不足等、多面的な支援を要する相談に対応するのが難しい。育児相談、隣保館での相談対応についても、相談内容が多様化しているため、職員の質向上や関係機関との連携が必要。</p> <p>②障害児の家族や関係団体に対して障害やサービスに関する正しい知識を啓発。関係機関との連携を強化。精神障害者や発達障害者で、生活全般が困窮している家庭からの相談が増えているため、複合的な課題を抱えた人・世帯への支援を検討。</p> <p>③家庭支援員や特別支援保育コーディネーターの人材が不足している。家庭支援員は保育士の不足で、大規模保育所以外での配置が難しい。各園長を中心に、支援体制を強化。</p>
	<社会福祉協議会>市が作成した認知症ケアパスを利用した相談対応を実施。

(3) 連携・協働の推進

①市と社会福祉協議会による協働の推進	
実績	<市・社会福祉協議会>市福祉事務所(社会福祉班)から社会福祉協議会に事業を委託。
課題	長期事業は、必要性やあり方等を見直す。
②地域住民との連携・協働の推進	
実績	<市・社会福祉協議会>「てとて出前カフェ」(「プラザ八王子」常設の「てとてカフェ」を、地域サロンボランティアや社会福祉協議会と連携して各地区で開催)を実施。R2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動を中止。
課題	感染症の影響で中止となっている地区は、状況を見て開催を検討。

(4) 自立支援の促進

①生活困窮者対策の強化	
実績	<市・社会福祉協議会>生活困窮者自立相談支援事業(相談対応、情報提供、支援プランの作成等)を実施。「収入・生活費」に関する相談内容が最も多く、R2年度以降は、生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金の利用につなぐ等、対応を進めた。生活相談センター香美でも同様に、「経済困窮」に関する相談内容が最も多かった。
課題	複合的な課題で困難な事例への対応力を上げる。関係機関との連携を強化。相談先を周知。相談からプラン作成へ柔軟につなげ、プラン作成件数を増やす。R4年度以降、特例貸付の償還が開始されるため、体制強化等の対策が必要。

②成年後見制度・日常生活自立支援事業の推進

実績	<p><市>市福祉事務所(社会福祉班)・健康介護支援課と共同で、権利擁護事業検討会を開催。中核機関の設置に向けて、弁護士、司法書士等との意見交換会を開催。</p>
	<p><社会福祉協議会>成年後見制度に関する積極的な周知と、成年後見制度利用支援事業は未実施・未受託。高知県社会福祉協議会より、日常生活自立支援事業を受託し、知的・精神障害者や軽度認知症高齢者等、成年後見制度を利用する手前の人への支援を実施。</p>
課題	<p><市>成年後見制度を広報。利用希望者の受け皿不足に対応。R5年度に中核機関を設置し、成年後見制度の広報や後見人への支援を実施。</p>
	<p><社会福祉協議会>生活支援員を確保。</p>

③人権侵害への対応の推進

実績	<p><市・社会福祉協議会>地域包括支援センター、障害者虐待防止センター、生活相談センター香美等で、虐待が疑われている人や住居を失いそうな人等への相談対応を実施。また、生活相談センター香美では、R2年度以降、新型コロナウイルス感染症による生活困難の事例が増加し、生活福祉資金特例貸付に対応。</p>
課題	<p>DV、虐待、子どもの貧困等、支援困難な事例もあったが、事務多忙で十分な対応ができたとは言えない。生活困難となった自営業者やシングルマザー等への支援を、市全体で対応する体制を構築。関係機関との連携を強化。</p>



3. 本市の課題

各種調査、施策評価等の結果を参考にして、本市の課題を基本目標ごとにまとめました。

基本目標1： みんなで気づき、学びあえるまちづくり

【取組の状況】
<ul style="list-style-type: none">市の取組等20項目のうち、「地域福祉に関する情報発信の充実」に対する住民の満足度は比較的高い。市・社会福祉協議会ともに、広報誌や公式HPをはじめとした各種媒体を使用して、サービスや事業の内容、困りごとの相談窓口、イベント等の情報を発信している。「香美市市民大学」をはじめとした福祉関連の行事、小中学校における福祉教育、健康づくりに関するボランティア活動等、住民が地域への関心を高められるような取組を継続的に実施している。ただし、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で、縮小・中止となった事業が多い。
【取組の課題】
<ul style="list-style-type: none">地域活動への参加意向は、平成29年実施の前回調査と比較して、更に減少している。また、地域活動を支える中心となる人として、住民自身や家族と回答した人は全体の2割未満で、地域で助けあうことの重要性に気付いている住民は決して多くない。本市で活動する団体が地域活動を行ううえで困っていることとして、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー(後継者)が育たない」等、地域活動の担い手に関する困りごとを抱えた団体が多い。地域活動団体の会員やボランティア参加者は、高齢化や参加者等の固定化で不足しており、担い手の不足によって実施できていない事業(認知症サポーター養成講座、保育所への家庭支援員の配置等)もある。また、市・社会福祉協議会でも、相談窓口を担当する主任ケアマネジャーや社会福祉士が不足する等、地域を支える専門的知見を持った人材が不足している。
【まとめ】
住民の福祉意識を醸成するための情報提供と事業実施に努め、一定の成果を挙げている一方で、住民自身が主体的に地域活動へ参加できるような意識改革に向けて、継続して取組を推進する必要がある。また、地域活動への参加者や担い手の不足は解消されておらず、新型コロナウイルス感染症の影響で、地域の取組全体が停滞している。

基本目標2： みんなでつながり、支えあえるまちづくり

【取組の状況】

- 土佐山田・香北・物部地区計3ヶ所に、あったかふれあいセンターによる地域サロンが開設され、イベントの開催、相談窓口の開設、見守りが必要とされる人たちへの見守り活動等、様々な取組を実施している。また、市内で2ヶ所設置している集落活動センターや、地区公民館も、各種イベント開催や情報交換の場として利用されている。
- 小さな子どもを育てる子育て世帯や、手助けが必要な高齢者、障害のある人等に対して、訪問活動や電話による見守り活動等を実施し、見守り体制を拡充している。また、専任の生活支援コーディネーターを配置し、関係者と連携してネットワーク構築に向けた取組を進めている。認知症支援については、医療機関及び南国市・香南市と連携し、研修会や啓発活動を実施している。

【取組の課題】

- 一部の地域では、集いやサロン等の参加者が減少し、事業の存続が困難なものがある。一方で、見守り活動(声ともだち等)や認知症カフェのように、利用者数が増加した事業については、新たなボランティアの確保や利用者の状況確認等を実施することで、増加するニーズに対応していく必要がある。
- 移動手段として公共交通機関が利用しづらい地域では、地域の集いの場等に参加することが難しい。また、ひきこもりの高齢者等、移動手段を持たない住民に対して、移動手段を提供できるような体制を整備する必要がある。市の取組等20項目のうち、「地域内での移動手段の確保・充実」に対する不満度が高く、多くの住民が移動手段に関する不満を抱えている。
- 民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターの活動内容が不明瞭であり、活動状況等の周知が不十分である。(お住まいの地区を担当する民生委員・児童委員について、全体の半数以上が「名前も顔も知らない」と回答しており、前回調査より増加している。)民生委員・児童委員の活動については、住民が重要だと思う取組と民生委員・児童委員が実際に行っている活動内容は必ずしも一致せず、住民からの要望に対して柔軟に対応していく必要がある。
- 民生委員・児童委員活動への悩みや苦勞として、「地域の情報・個人情報等を入手できない」の割合が最も高く、関係者と協力してすぐに地域課題へ対応できるような情報共有の体制が整備されていない。また、住民の個人情報を取り扱う際のルールや共通認識が持っていない。民生委員・児童委員自身が、活動を充実させていくために必要だと思うことについて、「支援方法・支援先等、活動について学ぶ機会」、「市・社会福祉協議会・地域等との情報交換の機会」、「個人情報取り扱いのルールの決定」が特に高くなっている。

【まとめ】

住民同士が気軽に交流できる場として、地区・地域ごとに大小様々な集いの場が設置されている。地域によっては参加者の確保が困難なところがあり、一因として地域内の移動手段が不足していることを指摘できる。

また、見守りを必要とする人たちに対して、訪問活動や電話・郵便等の手法で継続的に支援を行っている。ネットワークの構築に向けた課題として、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターといった地域活動の担い手の役割を明確にする必要がある。また、市・社会福祉協議会や専門機関等からの支援に関わる情報提供と、地域活動の担い手間での情報共有を促進する等、情報共有や意見交換等の機会を増やしていく必要がある。

基本目標3： みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

【取組の状況】

- 災害時の行動計画の作成、自主防災組織の結成等支援、災害時避難行動要支援者名簿の作成・更新、福祉避難所や指定避難所の増設等、多方面で防災対策を推進している。
- 支援を必要とする人への相談対応を実施している。新型コロナウイルス感染症の流行により増加した生活困難の事例に対しては、生活福祉資金特例貸付や住居確保給付金の利用につなぐ等、対応を進めている。

【取組の課題】

- 災害時の避難先を決めている、地域の防災訓練に参加している等、防災に関わる住民の取組状況が不十分であり、住民自ら、大規模災害時等の有事に備えた対策を進めていくよう啓発する必要がある。
- 地域の中で課題を抱えた人たちから寄せられる相談内容は多岐に渡り、職員の質向上や関係機関との連携等、困難な事例に対しての支援方法を検討する必要がある。
- 生活についての相談は、配偶者をはじめとした家族・親戚や友人・知人といった身近な相手にされることが多く、市・社会福祉協議会や自治会・町内会の役員、民生委員・児童委員等に相談すると回答した割合は少ない。

【まとめ】

大規模災害を見据えた防災対策等、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けて、取組が進められている一方で、防災においても住民自身の主体的な活動が行われているとは言えず、自ら課題を解決していく意識が醸成されていないと言える。

相談支援体制については、虐待が疑われる人や住居を失いそうな人への相談対応、新型コロナウイルス感染症の影響で生活困難に陥った人への経済的支援等を行う。住民の抱える課題が複雑になり相談窓口での対応が困難なため、関係機関との連携強化が必要である。また、誰でも気軽に相談できる場所として、公的機関の相談先を住民に周知する必要がある。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

少子高齢化や核家族化の進行をはじめとした社会全体の変化によって、過疎地域では特に人口減少が本格化し、他者との「つながり」が一層薄れつつあります。地域社会で孤立することなく、かけがえのない一人として生活していくためには、まず住民自身が地域の一員として「つながり」の重要性を認識することが重要です。そのうえで、地域の人たちとともに「集まり」、お互いを優しく思いやる心を持ちながら暮らしていくことが、協働による福祉のまちづくりの推進につながると言えます。この際、支える・支えられるという一方向の関係性ではなく、お互いに「支えあう」という双方向の関係性を築き、地域の課題に対して住民みんなで協力して取り組んでいくことが重要です。

このような地域共生社会の実現のために、前期計画で掲げた基本理念「つながり、集まり、支えあうまち香美市」を本計画においても踏襲し、誰もが住み慣れた地域で、地域の人たちとともに充実した生活を過ごしていけるよう、地域福祉の更なる推進を目指します。

つながり、集まり、支えあうまち香美市

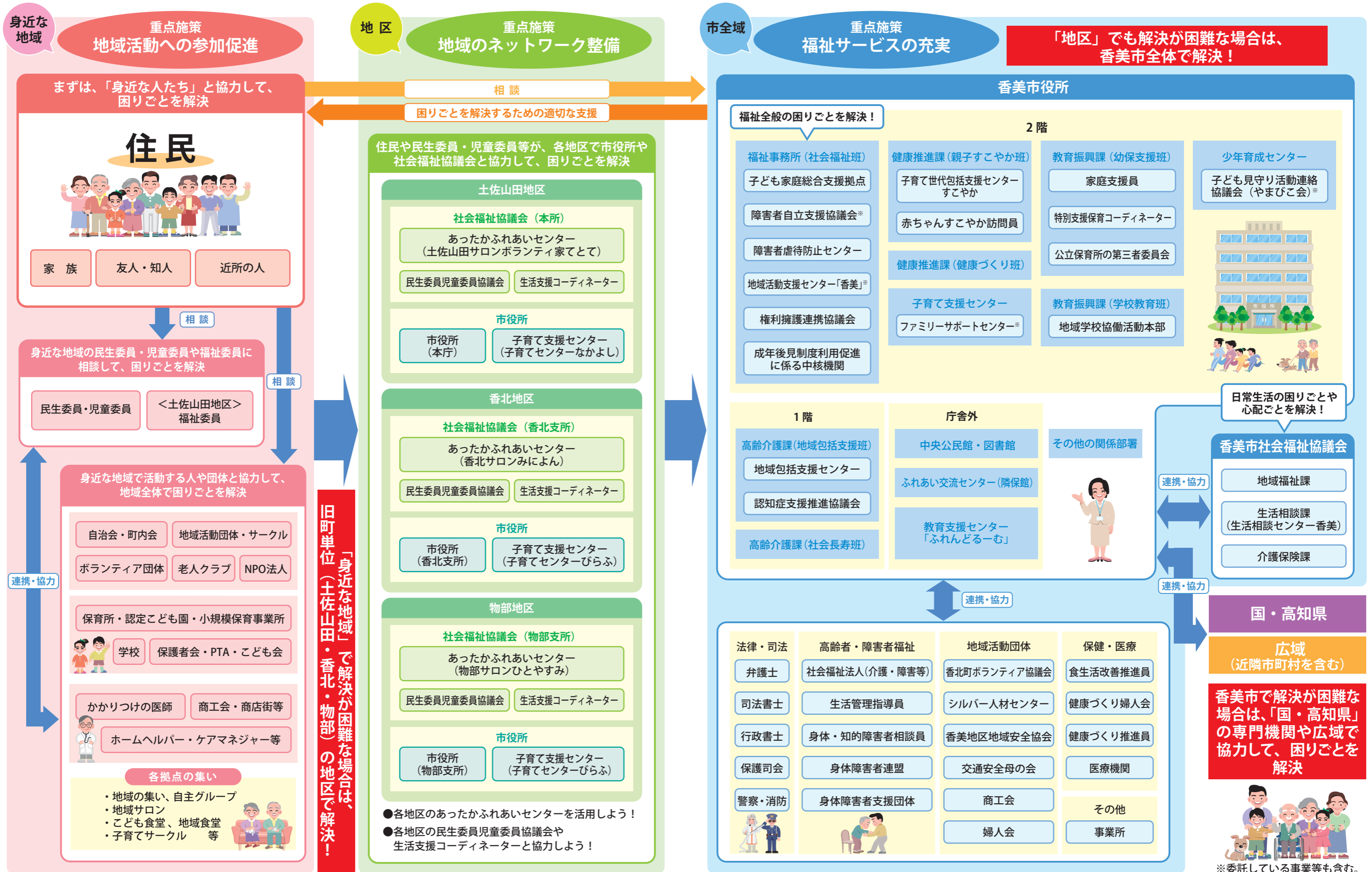
2. 目指す地域の姿

本計画が目指す地域共生社会の実現に向けて、住民一人ひとりが抱える様々な課題を丸ごと受け止め、地域で関わる人たちとともに解決していく体制が必要です。従来の分野別・対象者別の「縦割り」の支援体制や、支える・支えられるという一方向の関係性ではなく、地域の中でつながり、支えあう体制として「包括的支援体制」を整備していく必要があります。

本市でも、「つながり、集まり、支えあうまち香美市」という基本理念に則って、包括的支援体制の整備に向けた取組を展開し、香美市版包括的支援体制の構築を図ります。



基本理念 つながり、集まり、支えあうまち香美市



身近な
地域

重点施策 地域活動への参加促進

1. ご近所や自治会・町内会単位の「身近な地域」で、課題を解決しよう！

○私たち自身で、自分の困りごとを解決しよう！

○自分で解決が困難な場合は、家族や友人・知人、近所の人等の「身近な人たち」と協力して、困りごとを解決しよう！

○「身近な人たち」と協力しても解決が困難な場合は、地域の民生委員・児童委員や福祉委員に相談しよう！

○地域で活動する自治会・町内会等の様々な団体や老人クラブ、保育所や学校、かかりつけの医師等、私たちと関わりが深い人や団体と協力して、地域全体で困りごとを解決しよう！

「身近な地域」で
解決が困難な場合は…

地区

重点施策 地域のネットワーク整備

2. 旧町単位(土佐山田・香北・物部)の「地区」で、課題を解決しよう！

○住民や民生委員・児童委員等が、各地区の市役所や社会福祉協議会に相談し、協力して困りごとを解決しよう！

- 各地区のあったかふれあいセンターを活用しよう！
- 住民と協力する民生委員・児童委員は、各地区の民生委員児童委員協議会や生活支援コーディネーターと協力しよう！
- 地区単位で活動する子育てサークル等の団体と連携しよう！

「地区」でも
解決が困難な場合は…

市全域

重点施策 福祉サービスの充実

3. 香美市全体で、課題を解決しよう！

○市役所の相談機関や、市全域で活動する専門家・専門機関等と協力して、困りごとを解決しよう！

○香美市で解決が困難な場合は、「国・高知県」の専門機関や広域(近隣市町村を含む)で協力して、困りごとを解決しよう！

住民からの相談に
対して適切に支援

3. 基本目標

基本理念で目指すまちの姿の実現に向けて、本計画における基本目標を3つ掲げます。

基本目標1： みんなで集い、地域に向き合うまちづくり

住民一人ひとりが地域への関心を持ち、自ら進んで地域活動に関わっていく主体性を育てていけるよう、継続して地域福祉に関する情報の周知や、福祉教育の推進、行事の活性化を推進していきます。特に、地域活動に関心を持つ若年層への情報提供や、地域活動に参加したいけど移動手段を持たない高齢層への支援等、どのような環境に置かれた人でも好きな時に地域活動へ参加できるための支援を検討していきます。

基本目標2： みんなで連携し、支えあえるまちづくり

地域活動に携わる様々な担い手や団体への支援を強化すると同時に、地域内での情報共有体制や、支援を必要とする人への見守り体制、専門機関等とのネットワークを整備・強化していきます。様々な課題を抱えた住民への支援方法について、公的機関等から知識を提供できる仕組みや、個人が把握している地域課題を地域全体で共有する方法を検討していきます。同時に、困りごとへの支援を求めている住民と、困りごとを解決できる(支援を提供できる)住民をつなぐ仕組みを検討することで、住民自身が地域課題を主体的に解決する体制を整備していきます。

基本目標3： みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

住民自身が困りごとについて悩み、抱えこむことのないように、気軽に相談できる相談先を周知すると同時に、複雑な課題にも対応できるような相談支援体制の整備を進めます。また、生活困窮者や虐待が疑われる人、判断能力が十分でない人、犯罪や非行をした人といった、地域で生活していくうえで支援を必要とする人たちへの支援体制を検討していきます。地域でともに暮らしていくために、私たち一人ひとりがどのように関わっていけるのか、検討していくことも大切です。

さらに、地域で安心・安全に暮らしていくために、防災や防犯に関する取組も継続して進めていきます。防災・防犯ともに、住民が住み慣れた地域で長く暮らしていくために重要な取組であり、住民自身が進んで地域の安心・安全に向けた取組を進めていく必要があります。

4. 重点施策

本市の課題の中で、重点的に対応すべき施策を「重点施策」として設定しました。

(1) 重点施策1：地域活動への参加促進

住民一人ひとりが、地域活動に参加できる機会を創り出すために、様々な媒体を利用した情報発信と、地域活動に関わる担い手への支援や新たな担い手の育成に取り組めます。また、属性やライフステージを問わず、誰でも好きな時につながり、集まれるような参加支援を検討していきます。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行によって従来のような取組ができなくなった事業については、感染症対策を徹底しつつ、新たな取組の方法・内容を検討していきます。

(2) 重点施策2：地域のネットワーク整備

住民一人ひとりが抱える様々な課題を“地域課題”として捉え、地域全体で解決していく支援体制を整備していくために、地域活動の担い手や地域活動団体、市、社会福祉協議会等が互いに連携・協力していきます。また、地域に関わる最新の情報をすぐに共有できる体制を検討していくことで、支援を求めている人からの相談対応にも迅速かつ柔軟に対応していけるように努めます。

(3) 重点施策3：福祉サービスの充実

困りごとを一人で抱えこまず、どんな悩みでも気軽に相談できるような相談支援体制を検討していきます。8050問題に当てはまる人、ヤングケアラー、ひきこもりの人等、従来の相談体制では対応しきれない複雑な課題を抱えた人たちに対して、寄り添いながらともに課題を解決できる体制を整備していきます。また何よりも、住民一人ひとりが様々な困難を抱えている人たちへの理解を持ち、みんなで支えていけるあたたかな地域を住民自身で創り出していけるように、啓発活動や情報提供を積極的に実施します。



第4章 施策の展開

1. 施策体系

基本理念「つながり、集まり、支えあうまち香美市」	
基本目標1： みんなで集い、地域に向き合うまちづくり	
(1)福祉意識の醸成	
① 福祉教育の推進	
② 福祉に関する行事の活性化	
(2)地域活動への参加促進【重点施策】	
① 地域活動の周知・啓発	
② ボランティア等の確保・育成	
③ 地域活動の担い手の確保・育成	
④ 移動手段の確保	
(3)集いの場づくり	
① 集いの場の拡充	
② 公共施設の活用の促進	
基本目標2： みんなで連携し、支えあえるまちづくり	
(1)地域活動団体等への支援	
(2)地域のネットワーク整備【重点施策】	
① 情報提供・共有体制の整備	
② 支援が必要な人への支援体制の整備	
③ 専門機関等とのネットワーク強化	
基本目標3： みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり	
(1)福祉サービスの充実【重点施策】	
① 相談窓口の充実	
② 複合的な課題を抱えた人たちへの支援	
(2)安全に暮らせる地域づくり	
① 防災・減災の取組の充実	
② 災害時の支援体制の整備	
③ 防犯等の取組の充実	

2. 基本目標1：みんなで集い、地域に向き合うまちづくり

(1) 福祉意識の醸成

地域福祉を推進するために、まずは住民自身が身近な地域や福祉に関心を持ち、自ら進んで地域の取組や課題解決に関わっていく必要があります。そのために、福祉や人権に関する講座や、児童・生徒に対する教育活動を推進するとともに、地域行事の活性化を図ることで、地域への関心を高め、福祉意識の醸成を図ります。

① 福祉教育の推進

誰でも気軽に参加できる福祉や人権に関する学びの機会を設けます。また、地域との連携を強化し、地域に対する関心を高められるように、市内の小中学校等における福祉学習や福祉体験の取組を推進します。



①生涯学習の講座等に参加し、福祉や人権について積極的に学びましょう。
②家庭においても、幼少期から、地域に関心を持ち、福祉を学んでいけるような環境を整えましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	香美市 市民大学	住民が多くの知識や教養を身につけられる学習機会を提供し、生涯学習を促進する学びの場を定期的に設ける。	中央公民館
2	よってたかっ て生涯学習 フォーラム	教育への関心を高めると同時に、住民同士の主体的なつながりで地域を活性化していくために、市内各所で生涯学習に関連したイベントを実施する。	生涯学習振興課 (文化班)
3	老人大学	香美市老人クラブ連合会と協力し、介護予防等の講演や老人クラブ会員等による芸能発表を実施する。	社会福祉協議会
4	人権啓発 活動地方 委託事業	人権啓発のための講演やイベント、広報活動等を実施する。	ふれあい交流 センター
5	小中学校の 地域活動	各地域の小中学校で、美化活動や地域の人たちとの交流活動、見守り活動等を実施する。	教育振興課 (学校教育班)
6	地域学校 協働活動	全小中学校に設置された「地域学校協働本部」において、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て、登下校の見守りや環境整備、体験的な学習の支援等を実施する。	教育振興課 (学校教育班)

No.	事業・活動	内容	担当
7	福祉教育 推進校事業	◇全小中学校に助成金を拠出し、福祉教育推進を支援する。 (高齢者との交流、地域行事への参加、あいさつ運動、美化 清掃活動等。) ◇福祉教育の講師(社会福祉協議会職員やゲストティーチャー 等)を調整する。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会
8	子育て サポート体験	県立山田高等学校と連携し、「子育てひろば」に参加している 親子との交流や読み聞かせ活動を実施する。	子育て支援 センター
9	人権教育の 推進	「一人ひとりの人権が尊重され、だれもが生き生きと暮らせる 社会づくり」を基本理念に、人権尊重の意識を向上させるため の教育・生涯学習の機会を提供する。	生涯学習振興課 (文化班)、 ふれあい交流 センター

② 福祉に関する行事の活性化

香美市市民セミナーや、各地区で開催される地域サロンイベント等、地域の人たちと一緒に
学び、交流できる機会を積極的に設けます。



福祉に関するイベント等に関心を持ち、積極的に参加しましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	香美市 市民セミナー	英会話教室やものづくり教室等、様々な分野の学習機会を提 供する。	中央公民館
2	福祉体育大会	市内の高齢者・身体障害者・福祉関係者・ボランティア等によ る体育大会を開催する。	社会福祉協議会
———土佐山田地区———			
3	地域サロン イベント	地域サロンボランティアと協力して、住民が世代間交流できるよ うなものづくりイベント等を企画・実施する。	社会福祉協議会 (本所)
———香北・物部地区———			
4	地域サロン イベント	各拠点で、住民が世代間交流できるものづくりイベントや子ど も向けのサロンイベントを開催する。また、住民からの要望に 応じ、新たな企画を検討する。	社会福祉協議会 (各支所)
5	愛の餅つき	年末に小学校や福祉関係団体と協力して餅つきを実施し、民 生委員・児童委員を通じて一人暮らし高齢者に配布する。	社会福祉協議会 (各支所)

(2) 地域活動への参加促進【重点施策】

より多くの住民が関心を持って、地域活動に積極的に参加するようなまちづくりを進めるために、市内各地で行われている地域活動を様々な手段を活用して積極的に周知します。また、地域活動に関わるボランティアや担い手を確保・育成することで、地域に根付いた活動が継続的に実施されるように支援します。

地域活動に参加するための移動手段がない人については、移動手段を拡充することで、地域とのつながりを維持できるように支援します。

① 地域活動の周知・啓発

市・社会福祉協議会の広報誌、ホームページ等を利用して、地域福祉の取組について周知・啓発します。



「広報香美」や「香美市社協だより」、ホームページ、回覧板等に目を通し、地域や福祉に関する情報を積極的に得ましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	地域福祉に関する情報提供	広報誌（「広報香美」や「香美市社協だより」）、市・社会福祉協議会のホームページ等において、地域福祉に関する情報を随時提供する。 （福祉に関する市・社会福祉協議会の取組の紹介、健康づくりに関する教室やボランティア活動の紹介等。）	福祉事務所 （社会福祉班）、 社会福祉協議会
2	声の広報	視覚障害者のうち、希望する方に、「広報香美」をカセットテープやCDに録音し、毎月配布する。	福祉事務所 （社会福祉班）
3	暮らしの情報集の配布	圏域ごとに、高齢者やその家族に役立つ情報を提供するため、市の地域資源（商店等の社会資源や介護予防の情報等）をまとめた情報集を作成し、配布する。	社会福祉協議会

② ボランティア等の確保・育成

ボランティアとして地域活動に参加する住民が増えるように、ボランティア団体等の情報や活動内容を周知し、誰でも気軽にボランティアへ参加できるようなまちづくりに努めます。また、小中学校においても、ボランティア活動を促進し、地域活動へ積極的に参加する意識を持った子どもたちを育成します。



ボランティア活動に関心を持ち、自分にできることから始めてみましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	ボランティアセンター事業	◇ボランティア募集团体等とボランティアできる人の間を調整し、ボランティアコーディネートを行う。（「香美市社協だより」や社会福祉協議会ホームページにボランティア募集情報を掲載し、ボランティアできる人が施設や団体に直接問い合わせる、または社会福祉協議会が仲介する。） ◇ボランティア活動保険を斡旋する。	福祉事務所 （社会福祉班）、 社会福祉協議会
2	小中学校でのボランティア活動	各地域の小中学校で、地域の美化清掃活動や、地域の一員として地域の文化や伝統をつなぐ活動に取り組む。	教育振興課 （学校教育班）

③ 地域活動の担い手の確保・育成

地域活動を支える担い手を育成すると同時に、担い手として活躍する人や団体に対する支援を推進します。また、地域活動の担い手が、地域で活動していく際に有用な情報を随時提供・共有し、地域活動の活性化を推進します。



地域で活動する団体に関心を持ち、積極的に協力していきましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	認知症カフェ・認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援するため、以下の取組を実施する。 ◇月1回、認知症カフェを開催する。（学習会、情報交換等） ◇認知症啓発に向けた地域への出前講座を実施する。 ◇広く市民に向けた認知症サポーター養成講座を実施する。	高齢介護課、 社会福祉協議会

No.	事業・活動	内容	担当
2	健康づくりのための地域活動事業	健康づくりや介護予防の取組を推進するため、自主的に健康づくりや介護予防の活動を実施する団体に、補助金を交付する。	健康推進課
3	健康づくり婦人会	健康づくりに関する研修を実施する。また、検(健)診介助、受動喫煙防止の啓発、複十字シール募金活動、体力づくり、地域での催し等に参加する。	健康推進課
4	健康づくり推進員	健康づくりに関する研修を実施する。研修会で学習したことを地域で伝える等、健康づくりの啓発活動を実施する。	健康推進課
5	食生活改善推進協議会	研修会、地区伝達活動、その他食育事業等の食生活改善事業を実施する。	健康推進課
———土佐山田地区———			
6	地域の集いリーダー研修	体操、脳トレ、レクリエーション等の地域の集いを充実させるため、リーダーの育成を図る。また、社会福祉協議会からの情報提供や、地域の集いに関する情報交換を行う。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (本所)
———香北・物部地区———			
7	地域の集いリーダー研修	体操、脳トレ、レクリエーション等の地域の集いを充実させるため、リーダーの育成を図る。また、社会福祉協議会からの情報提供や、地域の集いに関する情報交換を行う。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (各支所)

④ 移動手段の確保

日常生活を営むうえで、移動手段がなく困難を抱えている人に対し、移動時にかかる費用の助成や、市営バスの運行等、移動手段の確保に向けた取組を推進します。



移動に関する助成・支援内容を把握し、移動手段に困っている地域の人たちに情報を伝えよう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	市営バス事業	通院や買い物等、日常生活に必要な移動について、 ◇路線バス:主要な幹線道路を運行する。 ◇エリア型デマンドバス:各集落地と公的機関等の目的地との間を運行する。	定住推進課 (まちづくり班)
2	福祉タクシー料金助成事業	高齢者や重度の心身障害のある人が、市内の医療機関等への通院、買い物、社会参加のためにタクシーを利用した際の料金(一部)を助成する。	高齢介護課

No.	事業・活動	内容	担当
3	移動支援事業	外出困難な在宅で暮らす障害のある人等の、生活行動範囲の拡大と社会参加のため、外出時の移動を支援する。	福祉事務所 (社会福祉班)

(3) 集いの場づくり

地域の中で住民同士が互いにつながり、交流を深めていけるような機会を増やしていくために、誰でも気軽に参加でき、意見交換ができる集いの場の設立や運営を支援します。また、地域の中で定期的に活動することで、住民同士の交流を促進するような活動を実施する団体に対して、継続的に支援を行います。

① 集いの場の拡充

あったかふれあいセンターや各地域の集い等、地区・地域ごとに設けられている集いの場の運営や集いの場を活用した取組を支援します。



身近な地域の集いの場を活用して、地域の人たちとの交流を深めましょう。

■ 主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	隣保館デイサービス事業	障害のある人や高齢者等が、ふれあい交流センターで創作、軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、自立を助長し生きがいを高める事業を実施する。	ふれあい交流センター
2	地区敬老事業補助金	老人福祉の向上と地域コミュニティの推進を図るため、自治会等が実施する敬老事業に対して補助金を交付する。	高齢介護課
—— 土佐山田地区 ——			
3	あったかふれあいセンターの利用促進	土佐山田地区の地域サロン「ボランティア家てとて」を拠点として、住民同士の交流の場を提供する。また、ボランティア活動の支援を行う。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会 (本所)
4	地域の集いへの支援	各地域の公民館や集会所で、住民が自主的に開催する集い(体操や茶話会等)を支援する。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (本所)
5	てとて出前カフェ	交流の場を作るために、保健師の講話やボランティアによる体操、レクリエーション等を出前講座として実施する。	社会福祉協議会 (本所)
6	なかよしサロン	高齢者の集いの場として、月1回ボランティアによる喫茶サロンを開催する。(なかよし体操、日本舞踊、合唱、脳トレ等。)	社会福祉協議会 (本所)

No.	事業・活動	内容	担当
7	陽まわりの集い	月1回介護者のための集いを開催する。介護についての知識や技術の学習会、認知症に関する勉強会、介護者の健康づくり、情報交換、介護に関する相談等を幅広く実施する。	社会福祉協議会 (本所)
8	集落活動センター事業	旧小学校や集会所等を拠点に、地域課題やニーズに応じた、産業・生活・福祉・防災等の総合的な取組を行う。 【集落活動センターひらやま】 ◇複合施設「集落活動センターひらやま別館」を活用した交流事業や特産品づくりを検討する。 ◇集落活動センターを利用した活動に対する支援体制を充実させる。	定住推進課 (定住班)
—— 香北・物部地区 ——			
9	あったかふれあいセンターの利用促進	香北地区の地域サロン「みによん」と物部地区の地域サロン「ひとやすみ」を拠点として、住民同士の交流の場を提供する。また、ボランティア活動の支援を行う。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会 (各支所)
10	地域の集いへの支援	各地域の公民館や集会所で、住民が自主的に開催する集い(体操や茶話会等)を支援する。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (各支所)
11	集落活動センター事業	旧小学校や集会所等を拠点に、地域課題やニーズに応じた、産業・生活・福祉・防災等の総合的な取組を行う。 【集落活動センター美良布】 ◇特産品販売や商品開発を行う。 ◇住民や地域活動団体による交流スペースの利用を促進する。 ◇集落活動センターを利用した活動に対する支援体制を充実させる。 【物部地区集落活動センター準備会】 ◇地域の課題解決に繋がる活動内容や、住民が主体となる活動の仕組みづくりを検討する。 ◇協議会設立に向けた準備を進める。	定住推進課 (定住班)

② 公共施設の活用の促進

地域行事やイベント等の開催場所、地域活動の集いの場として、公民館、集会場、図書館、体育施設等が積極的に活用されるように、利用を促進します。また、住民がこれらの施設を安全に利用できるように、公共施設の整備に努めます。



公民館をはじめとした地域の施設に関心を持ち、積極的に活用しましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	公民館事業	各地区の公民館で、手芸・園芸・体操等の教室を開催する。	中央公民館
2	集会所の整備	香美市地域活性化総合補助金を活用し、地域活動の拠点として、集会所を整備する。	定住推進課 (まちづくり班)
3	社会教育施設の利用促進	地域活動の拠点として、各地区の公民館や図書館、体育施設等の活用やイベント等の開催を促進する。	中央公民館、 図書館、 生涯学習振興課 (スポーツ班)
4	社会福祉施設の利用促進	プラザ八王子、保健福祉センター香北、奥物部ふれあいプラザ等、市の社会福祉施設の利用を促進する。	福祉事務所 (社会福祉班)

3. 基本目標2：みんなで連携し、支えあえるまちづくり

(1) 地域活動団体等への支援

住民が抱える様々な課題の解決や住民の生きがいの創出、地域全体の活性化に向けた取組を実施する人や団体に対する支援を推進します。また、地域で自主的に活動する団体と積極的に交流を図ることで、住民や地域に関する情報提供・共有を促進します。



身近な地域にある団体やその活動に関心を持ちましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	民生委員児童委員協議会への支援	各地区の民生委員児童委員協議会に対し、民生委員・児童委員活動費補助金を交付し、地域福祉に関わる活動・事業を支援する。	福祉事務所 (社会福祉班)
2	関係団体への支援	市内の地域活動団体に対して、開催場所を提供する、印刷作業を支援する等、活動全般を支援する。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会
3	老人クラブ活動への支援	◇高齢者自身の生きがいを高め、健康づくりを進めるような老人クラブ活動を助成・支援する。 ◇老人クラブのニーズを把握し、新しい事業の提案や既存事業の見直しを行う。	高齢介護課、 社会福祉協議会
4	シルバー人材センター助成事業	高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するため、シルバー人材センターの活動を助成する。	高齢介護課
———土佐山田地区———			
5	地域の自主グループ支援	◇各地域で介護予防や仲間づくりのための出前教室を開催する。 ◇地域で新たな集いを立ち上げたいという希望に応じて、一定期間、社会福祉協議会の職員が継続的に地域へ出向き、活動を支援する。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (本所)
6	香美市福祉委員会への支援	社会福祉協議会が事務局となり、福祉委員の総会や研修等を支援する。	社会福祉協議会 (本所)

—— 香北・物部地区 ——			
No.	事業・活動	内容	担当
7	地域の自主グループ支援	◇各地域で介護予防や仲間づくりのための出前教室を開催する。 ◇地域で新たな集いを立ち上げたいという希望に応じて、一定期間、社会福祉協議会の職員が継続的に地域へ出向き、活動を支援する。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (各支所)
8	香北町ボランティア協議会への支援	ボランティア協議会の活動を助成・支援し、連携しながら地域の福祉活動の推進を図る。	社会福祉協議会 (香北支所)

(2) 地域のネットワーク整備【重点施策】

住民や地域で活動する団体が互いに情報を共有し、いつでも連携できるような体制づくりを推進します。また、地域で見守りを必要とする人たちへの支援体制を整備し、困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しないような支えあいのまちづくりを進めていきます。

① 情報提供・共有体制の整備

子育て支援や障害者支援の情報等、市・社会福祉協議会の制度や取組に関する情報を積極的に提供します。また、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーター等の活動を推進し、地域活動の担い手同士で、地域の情報を随時共有できるような体制を整備します。



民生委員・児童委員をはじめとした地域で活動する人たちの取組に協力しましょう。

■ 主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	子育て支援情報の提供	母子健康手帳の交付時、出生の届け出時、新生児訪問等の訪問時、転入者への窓口説明時等に、資料配布とともに、妊娠・出産・育児に関する情報提供を行う。	健康推進課
2	障害者支援情報の提供	◇障害者手帳の新規取得者に「障害福祉のしおり」を配布し、利用できる制度・サービス等の情報を提供する。 ◇広報誌やホームページに各種支援や制度の情報を掲載する。	福祉事務所 (社会福祉班)

No.	事業・活動	内容	担当
3	民生委員・ 児童委員の 活動推進	社会福祉協議会が事務局となり、民生委員・児童委員の総会・定例会や研修等を支援する。毎月の定例会で、各地区からの活動報告や委員間の情報共有等を行う。	社会福祉協議会
4	生活支援コー ディネーター の活動推進	◇生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の人等、見守りが必要な人を、住民、民生委員・児童委員、新聞販売所等の民間企業をはじめとした地域全体で支えていく。 ◇土佐山田圏域・香北物部圏域に分かれ、地域課題の解決に向けた取組を検討・実施する。	高齢介護課、 社会福祉協議会
5	要配慮者安心 安全ネット ワーク台帳の 整備	◇民生委員・児童委員が75歳以上の単身者等から聞き取った緊急時連絡先やかかりつけ医等の情報を、要配慮者安心安全ネットワーク台帳に記録する。 ◇市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員で情報を共有し、緊急時や大規模災害発生時の避難行動に役立てる。	社会福祉協議会
———香北・物部地区———			
6	ボランティア 連絡会	「生活支援サービス」(詳細は p.67)ボランティアと情報交換を行い、ボランティアとのネットワーク形成を推進する。	社会福祉協議会 (各支所)

② 支援が必要な人への支援体制の整備

一人暮らしや高齢者のみの世帯、子育て世帯、障害のある人、不登校児童・生徒、ひきこもりの人等、地域で困りごとを抱え支援を必要とする人について、地域全体で見守り、支えあうことができるような見守り体制を整備・拡充します。



支援が必要だと感じたら、民生委員・児童委員や地域活動団体、市、社会福祉協議会等に相談しましょう。また、身近な人が支援を必要としていた場合にも、地域で活動する人や団体と協力して、適切な支援につなげましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	子育て世帯への訪問	<p>◇保健師が子どもの生まれた家庭を訪問する。子どもの成長や発達、お母さんの体調等を確認し、育児についての相談に対応する。</p> <p>◇子育て家庭の孤立を防ぎ、地域社会とつなげるために、養成講座を受講した「赤ちゃんすこやか訪問員」による訪問活動を実施する。養成講座を通して訪問員同士の意見交換を行い、活動を検討する。</p> <p>◇未就園で子育てセンターを利用していない家庭を対象に、訪問活動を実施する。</p>	健康推進課、子育て支援センター
2	ファミリー・サポート・センター	働きながら子育てできる環境整備や、Iターン・Uターン家庭、ひとり親家庭等の多様な家族形態のニーズに対応する子育て支援のために、地域の中で子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての手伝いをしたい人(援助会員)が会員となって助け合う組織を構築し、会員間で行なわれる相互援助活動について連絡・調整等を支援する。	子育て支援センター
3	家庭支援員の配置	<p>◇大規模保育所のなかよし保育園、あけぼの保育園に家庭支援専任の保育士を配置し、家庭環境等に特別な配慮が必要な児童や家庭を支援する。また、保育士確保と、家庭支援員の質向上に努める。</p> <p>◇家庭支援員が未配置の保育所では、園長を中心に家庭支援を行う体制強化を図る。</p>	教育振興課(幼保支援班)
4	特別支援保育コーディネーターの配置	支援を必要とする児童に対し、特別支援保育コーディネーターを配置し、児童や保護者への対応、保育士への助言や指導等を行う。	教育振興課(幼保支援班)
5	不登校児童・生徒への支援	不登校児童・生徒等の集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の定着、生活習慣の改善のために相談対応や適応指導を行う。	教育支援センター

No.	事業・活動	内容	担当
6	養育支援 訪問事業	子ども家庭総合支援拠点において、特に養育支援が必要な家庭に対して、養育環境や育児技術等に関する相談・助言・指導等の訪問支援を行う。	福祉事務所 (社会福祉班)
7	緊急通報 装置の貸与	概ね65歳以上で緊急時の通信手段を持たない一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、緊急時に通報ができる装置を貸与する。	高齢介護課
8	Net119 緊急通報 システム	聴覚・言語機能障害のある人を対象に、FAXによる119番通報以外に、音声に拠らず、簡単な操作で消防庁等へ通報できるシステムを利用できるように支援する。(スマートフォン等を活用する。)	消防本部 (消防課)
9	在宅高齢者 配食サービス	概ね70歳以上で、調理が困難な一人暮らしの高齢者や高齢者世帯、障害のある人を対象に、栄養バランスの取れた食事を提供する。また、訪問時には安否確認を実施し、異常が認められる場合には医療機関等への連絡を行う。	高齢介護課
———土佐山田地区———			
10	あったかふれ あいセンター の見守り活動 推進	◇あったかふれあいセンタースタッフ、ボランティア、民生委員・児童委員等が連携し、以下の取組を実施する。 ・一人暮らし高齢者の電話見守りサービス「声ともだち」 ・75歳以上の一人暮らし高齢者に対して、見守りはがきを送付し、生活状況への不安や困りごとがある人を対象に訪問する。 ・傾聴ボランティアとして施設に出向く。 ・あったか緊急サービス(緊急時、一時的に、自宅等で食事の世話、見守り、受診介助等を支援する。) ◇利用ニーズに対応できるように、ボランティアを確保する。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会 (本所)
11	よりそい支援 事業	認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、認知症初期集中支援チームと協力し、緊急時の受診同行等を支援する。	高齢介護課、 社会福祉協議会 (本所)
12	たんぼぼの会 定例会	◇一人暮らし高齢者の電話見守りサービス「声ともだち」や傾聴ボランティア等を調整し情報交換を行う。 ◇見守りはがきを作成する。 ◇地域サロンボランティアへの研修を実施する。	社会福祉協議会 (本所)

香北・物部地区			
No.	事業・活動	内容	担当
13	あったかふれ あいセンター の見守り活動 推進	<p>◇「ゆずまるももにゃんとなりぐみ」(生活支援の仕組み)として、ボランティアとともに以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し ・一人暮らし高齢者の電話見守りサービス「声ともだち」 ・75歳以上の一人暮らし高齢者に対して、見守りはがきを送付し、生活状況への不安や困りごとがある人を対象に訪問する。 <p>◇利用ニーズに対応できるように、ボランティアを確保する。</p>	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会 (支所)
14	生活支援 サービス	ごみ捨てや電球交換をできない世帯への支援を実施する。	社会福祉協議会 (支所)



③ 専門機関等とのネットワーク強化

住民の複合的な困りごとに対応していくために、専門的な知識を有する関係機関と密接に情報共有を行います。また、市単独では解決が難しい課題等については、近隣市町村や高知県と協力する等、課題解決に向けて連携強化を図ります。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	認知症支援推進協議会	<p>◇関係機関との合同勉強会や情報交換を実施する。</p> <p>◇認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チーム)、在宅医療・介護連携推進事業等、医療・介護・福祉の専門職で早期に適切な医療・サービスを提供する。</p> <p>◇認知症や相談窓口等の啓発活動を実施する。</p>	高齢介護課
2	障害者自立支援協議会	<p>社会福祉協議会、サービス事業者、行政機関等で構成された協議会において、地域課題を抽出し協議を行う。市単独で解決できない課題は、中央東広域圏や高知県と連携して、解決を目指す。</p>	福祉事務所 (社会福祉班)
3	権利擁護連携協議会	<p>地域の関係機関で構成される協議会を運営し、高齢者や障害のある人への虐待防止と差別解消、成年後見制度の利用を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律・福祉分野の専門職団体や関係機関で連携・協力できるような体制づくりを進める。 ・困難な事例に対し、個別ケース会議等を開催できる体制を整備する。 ・権利擁護に関する家庭裁判所との情報共有・調整を行う。 	福祉事務所 (社会福祉班)
4	子育て支援団体との連携	<p>◇子育てサークル交流会を開催する。また、子育てサークル主催の交流会に参加する。</p> <p>◇子育て支援に関する研修会等を実施する。</p> <p>◇子育て支援や子育てサークルに関する情報提供を行う。</p> <p>◇図書館と連携して、ボランティアによる絵本の読み聞かせを行う。</p>	子育て支援センター
5	公立保育所への第三者委員会設置	<p>公立保育所全園に保育サービス利用者の意見・要望等の相談解決のための第三者委員会を置き、保護者等からの苦情や要望を受け付け、改善・解決につなげる。</p>	教育振興課 (幼保支援班)

4. 基本目標3：みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

(1) 福祉サービスの充実【重点施策】

住民一人ひとりが抱える課題に応じて、適切な福祉サービス等を円滑に受けられるように、相談窓口を拡充します。また、住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくことが困難な人たちに対し、複合的な課題を丸ごと受け止め、地域全体で協力して解決していけるような支援体制を継続的に検討していきます。

① 相談窓口の充実

住民の属性や経歴にかかわらず、住民が抱える複合的な困りごとや地域の様々な課題等を受け止め、ともに解決へと導くような相談支援機関の拡充に努めます。相談窓口だけでは解決できない課題についても決して断らず、関係団体・機関等と連携することで、住民からの相談に対する適切な支援を提案し、確実に課題解決へと導けるような支援体制を整備します。



悩みや困りごとを一人で抱え込まず、身近な人に相談するように心がけましょう。相談を受けた人は、支援が必要だと感じたら、地域の民生委員・児童委員や地域活動団体、市、社会福祉協議会等に相談し、適切な支援につなげましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	福祉に関する心配ごと相談	福祉に関する生活上の心配ごとや悩みごとの相談に対応する。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会
2	子育て相談	<ul style="list-style-type: none"> ◇妊娠期、出産期、子育て期にかけて地区担当保健師や管理栄養士、子育て世代包括支援センターすこやかコーディネーター(保健師、助産師)等が電話、訪問、来所による支援を行う。 ◇子育てセンターなかよし、びらふにおいて、保健師、管理栄養士、保育士等が電話、来所による相談対応を実施する。(発育、発達、育児ケア、授乳、離乳食等) 育児相談の内容が多様化しているため、関係機関との連携を強化する。 ◇月1回、産後3ヶ月までの母子を対象とした産後サポート事業「ママのサポートルーム」を実施する。 ◇子育て講座と同時に、専門職(歯科衛生士、管理栄養士等)による相談会を実施する。 ◇子ども家庭総合支援拠点において、子どもに対する虐待等、複合的な問題及び家庭や児童に関する悩みごとの相談対応を行う。 	健康推進課、 子育て支援センター、 福祉事務所 (社会福祉班)

No.	事業・活動	内容	担当
3	精神保健 福祉相談	心の健康に関する相談に対応する。	健康推進課
4	子ども・ 青少年相談	子ども・青少年に関する相談に対応する。	少年育成 センター
5	教育相談	幼児・児童を対象に、不登校、非行・怠学、いじめ、学習、進路等に関する電話、来所、訪問での相談に対応する。	教育支援 センター
6	高齢者の 総合相談	各地区に相談窓口を設置し、高齢者本人、家族、民生委員・児童委員、関係機関等からの電話、来所、訪問等での相談に対応する。また、適切なサービス制度の情報提供、関係機関の紹介等を行う。	高齢介護課
7	認知症 よりそい相談	認知症の症状に困っている方や家族の身近な相談窓口として、あったかふれあいセンター、介護予防職員等が、サービスや専門機関への紹介等を実施する。地域包括支援センターをはじめとした関係者と情報を共有し、本人に寄り添った対応をする。	社会福祉協議会
8	障害者相談	地域活動支援センター「香美」において、障害のある人、保護者、介護者等からの相談に応じて、情報提供・助言、サービスの利用支援、関係機関との連絡・調整等を行う。相談内容が複雑化している場合も多く、他の専門機関との連携を強化する。	福祉事務所 (社会福祉班)
9	生活・人権 相談	住民からの生活や人権に関わる相談に対して、助言指導を行う。多様化する相談内容を受け、関係機関との連携強化と職員の資質向上に努める。	ふれあい交流 センター
10	無料法律相談	社会福祉協議会事務所において、月1回、住民の相続、離婚、金銭貸借、土地、財産、交通事故、家庭内の揉め事等、法律上の相談に弁護士が対応する。	社会福祉協議会
11	行政相談	行政や公共団体の事業に対する相談に対応する。	総務課(総務班)
12	犯罪被害者 相談	事件・事故の被害を受けた方、家族からの相談に対応する。	総務課(総務班)

② 複合的な課題を抱えた人たちへの支援

経済的支援や住居への支援を必要とする人、虐待が疑われる人、高齢・障害等で財産管理や身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しい人、犯罪や非行をした人等、同時に複数の課題を抱えた人たちやその家族といった世帯全体に対し、住み慣れた地域で自立した生活を送れるような支援を推進します。また、課題解決に向けて、地域で活動する様々な団体が情報を共有し、一緒に取り組んでいくための連携体制の強化を図ります。



地域の中で悩みや困りごとを抱えている人を見つけたら、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。成年後見制度や権利擁護制度について理解を深めるよう心がけましょう。人権尊重の意識のさらなる向上に努めましょう。地域の中で人権侵害に関わるような異変を感じたら、民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会等へ相談・連絡をしましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	生活困窮者等への相談支援	生活相談センター香美において、生活困窮、仕事や住居等の生活全般の困りごとについての相談に対応する(生活困窮者自立支援事業)。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会
2	生活困窮者等への経済的支援	低所得者世帯や障害がある人の世帯等について、既存の制度では対応が難しい場合に、生活福祉資金貸付制度や住居確保給付金の利用につなぐことで、経済的支援を行う。	福祉事務所 (社会福祉班)、 社会福祉協議会
3	支援プラン作成	生活困窮者自立支援事業において、相談者の状況に応じ、自立支援や家計改善支援等の支援プランを作成する。	社会福祉協議会
4	人権侵害に対する相談支援体制の強化	◇<福祉事務所、社会福祉協議会>虐待が疑われる方や住居を失いそうな方等、困難な状況に置かれている人からの相談に対応する。新型コロナウイルス感染症の拡大による相談件数の増加にも対応できるように、体制強化を図る。 ◇<生涯学習振興課、ふれあい交流センター> 人権に関するあらゆる相談への対応能力の向上を図る。 ◇<福祉事務所、高齢介護課、社会福祉協議会、地域活動支援センター「香美」等> 成年後見制度の利用に関する相談に対応する。	福祉事務所 (社会福祉班)、 生涯学習振興課 (文化班)、 高齢介護課、 ふれあい交流センター、 社会福祉協議会

No.	事業・活動	内容	担当
5	権利擁護に関する事業等の周知・啓発	<p>◇<ふれあい交流センター> 人権啓発にあたって、様々な人権課題に対する取組、活動団体の情報、相談窓口等の周知を行う。</p> <p>◇<ふれあい交流センター> 男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の提供を行う。</p> <p>◇<福祉事務所、社会福祉協議会> 成年後見制度等の広報と、制度利用を促進するための啓発活動を実施する。</p> <p>◇<福祉事務所> 社会を明るくする運動の推進委員会を設置し、再犯防止に向けた啓発活動を実施する。</p>	福祉事務所 (社会福祉班)、 ふれあい交流センター、 社会福祉協議会
6	成年後見制度利用支援事業	<p>◇成年後見制度の利用を促進するため、中核機関を設置し、制度の周知、相談、後見人の支援に取り組む。</p> <p>◇成年後見制度の利用者や後見人への支援として、法律・福祉分野の専門職や家庭裁判所等との連携を強化する。</p> <p>◇成年後見制度の市長申立てに伴う支援を行う。</p> <p>◇申立ての費用や成年後見人への報酬に対する助成を行う。</p> <p>◇社会福祉協議会が法人後見人事業に取り組む。</p>	福祉事務所 (社会福祉班)、 高齢介護課、 社会福祉協議会
7	日常生活自立支援事業	<p>◇一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神上的の障害がある人等に対して、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的な金銭管理の支援 ・書類等の保管 <p>◇生活支援員を確保できるように努める。</p>	社会福祉協議会

(2) 安全に暮らせる地域づくり

地域で暮らす誰もが、安全に、安心して生活を送れるように、自主防災組織への活動支援や防災情報の提供、定期的な防災訓練の実施といった防災活動と、子どもたちの登下校時等の見守りといった防犯活動を推進します。また、災害時に支援を必要とする人の情報を共有し、円滑に避難を実施できるようにする等、緊急時の支援体制の整備に努めます。

① 防災・減災の取組の充実

自主防災組織の活動を支援し、地域の防災・減災力を高めるとともに、防災訓練を定期的の実施する、防災情報を発信する等、災害への備えに対する意識向上を図ります。



地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。また、災害時に速やかに避難できるように、避難場所や避難経路を確認する等、防災に関する情報を入手すると同時に、防災用品等の備えを心がけましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	自主防災組織の活動支援	自主防災組織の結成、訓練費や資機材等への補助、防災士資格取得に向けた補助等を行い、地域防災力の向上を図る。	防災対策課
2	防災情報の提供	防災情報の発信として、以下の取組を実施する。 ・防災行政無線放送の実施 ・香美市登録制メール、緊急速報メールの配信	防災対策課
3	防災訓練の実施	災害時に迅速かつ的確な対応を取れるように、防災訓練を実施する。	防災対策課
4	住宅・家財の防災対策への助成	住宅改修、老朽化住宅の除却、家具転倒防止、ブロック塀の除去等、災害用トイレの購入といった防災・減災につながる取組に関して、補助金を交付する。	防災対策課

② 災害時の支援体制の整備

災害等の緊急時に支援を必要とする人(避難行動要支援者)が安全に避難できるように、避難支援にかかる計画(個別避難計画)を整備するとともに、支援に関わる人・団体と情報を共有します。また、障害のある人等が安心して避難生活を送れるように、一般避難所における福祉的配慮の充実に努めるとともに、福祉避難所の拡充を図ります。



近所の一人暮らし高齢者や障害のある人、子ども等、災害時や緊急時に支援が必要な人を把握しましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	災害ボランティアセンター事業	◇南国市、香南市と合同で、災害ボランティアセンターの研修や模擬訓練等を実施する。 ◇担当職員以外でも設置・運営を円滑にできるよう、職員向けの研修を実施する。	社会福祉協議会
2	災害時支援体制の強化	◇「香美市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者対策を進める。 ◇避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。また、関係者に配布し、大規模災害時等の緊急時に活用する。 ◇個別避難計画策定に向けた支援を行う。また、個別避難計画に基づいた避難ができるよう、避難訓練等を実施する。	福祉事務所 (社会福祉班)
3	福祉避難所等の整備・運営訓練の実施	◇市内の福祉避難所や、一般の避難所の福祉スペースの整備を進める。 ◇備蓄品の整備、設置運営訓練を実施する。	福祉事務所 (社会福祉班)

■福祉避難所(協定)

施設名	所在地
特定施設入所者生活介護事業所 ケアハウス好日館	土佐山田町550番地6
サービス付き高齢者向け住宅あさひ デイサービス太陽	土佐山田町旭町4丁目2番30号
サービス付き高齢者向け住宅あさひⅡ	土佐山田町旭町4丁目2番33号
特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘	土佐山田町秦山町3丁目4番20号
養護老人ホーム 白寿荘	香北町永野2100番地
特別養護老人ホーム 白寿荘	香北町永野2152番地

■広域福祉避難所(協定)

施設名	所在地
かがみの育成園	土佐山田町楠目3660番地
障害者支援施設白ゆり	土佐山田町山田1192番地1
ワークセンター白ゆり	土佐山田町山田1319番地
ワークセンター第二白ゆり	土佐山田町山田1189番地1
県立山田特別支援学校	土佐山田町山田1361番地
ウィッシュかがみの	南国市陣山531番地1
南海学園	南国市大そね乙2288番地

③ 防犯等の取組の充実

子どもたちの登下校時や早朝・夜間の見守り活動、防犯灯の設置等、住民の安全な生活を守る取組を推進します。



防犯活動や交通安全運動に積極的に参加しましょう。

■主な事業・活動の内容

No.	事業・活動	内容	担当
1	防犯活動の推進	◇香美地区地域安全協会による防犯広報活動や、各種サポーター・アドバイザーによる講演、訪問活動等、児童・生徒・高齢者への啓発活動を実施する。 ◇香美地区地域安全協会に補助金を交付する。	総務課
2	登下校時等の見守り活動	◇児童・生徒の登下校時や早朝、夜間等にジョギングやウォーキング等を行いながら、見守り活動を実施する運動(よってたかって見守り運動)を推進する。 ◇少年育成センター職員による早朝補導(青色回転灯搭載車でのパトロール)を実施する。 ◇香美市子ども見守り活動連絡協議会(やまびこ会)による登下校時の見守り活動を実施する。 ◇不審者情報を学校等に発信する。	少年育成センター
3	防犯灯設置・維持	市内の自治会等が管理し、市が認定する防犯灯について、修繕費、電気料金、新規設置費用を補助する。	防災対策課、社会福祉協議会

第5章 香美市成年後見制度利用促進基本計画

1. 成年後見制度について

——成年後見制度ってどんな制度？——

一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神上の障害がある人等、財産管理や身上保護等[※]の法律行為を一人で行うのが難しい人に対して、契約や手続きを支援する制度のことです。自分に不利益な契約を誤って結んでしまう悪質商法等の被害を防ぐためにも、一人で決めることに不安を抱えている人は、成年後見制度の利用を検討しましょう。

※財産管理：預貯金、不動産等の管理、相続手続等

身上保護：介護・福祉サービスの利用契約、施設等入所・入院の契約、履行状況の確認等

成年後見制度は、本人の判断能力に応じて「任意後見制度」と「法定後見制度」に分けられます。どちらも財産管理や身上保護等の法律行為を本人に代わって行う「成年後見人」として、本人の親戚、福祉・法律の専門家、福祉関係の公益法人等を選任します。

任意後見制度

将来的に、財産管理や身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しくなった時に備え、本人の判断能力が十分あるうちに、あらかじめ任意後見人と、代わりにしてもらいたい契約行為（任意後見契約）等を決めておく制度。

法定後見制度

加齢や障害等によって、既に一人で決めることが難しい場合、家庭裁判所によって成年後見人等が選任される制度。

補助：重要な手続・契約の一部について、一人で決めることが心配な場合

補佐：重要な手続・契約について、一人で決めることが難しい場合

後見：原則すべての法律行為について一人で決めることが明らかに困難な場合

2. 背景

少子高齢化の更なる進行によって、一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神上的の障害がある人等、財産管理や身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しい人への支援ニーズは今後も高まる一方、成年後見制度を理解・活用している事例は依然として少ない状況にあります。このような状況をふまえ、平成28(2016)年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を促すような取組について、各市町村が進んで検討し、施策に関する市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

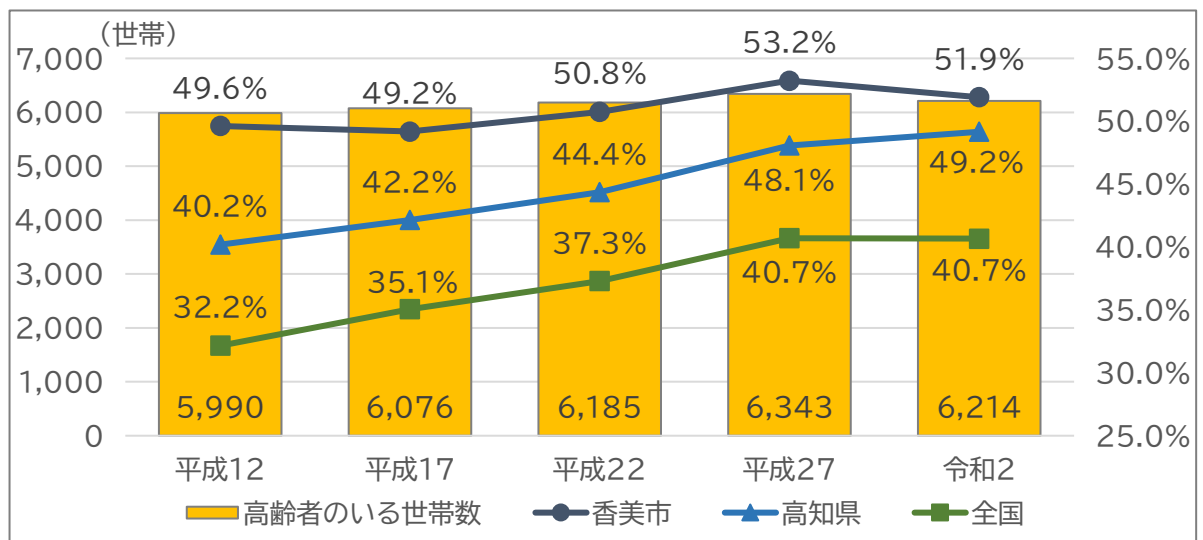
本市においても、高齢化率は今後更に増加していくことが見込まれ、認定者に占める認知症高齢者自立度1以上の割合も9割を超えた状態で高止まりしている等、支援を必要とする人が増加していくことが見込まれます。成年後見制度の普及・啓発に努め、支援を必要とする人の制度利用と、その後の継続的な支援を促していけるような体制を検討していく必要があります。

3. 本市の現状(第2章掲載内容 抜粋)

◎高齢者のいる世帯数と世帯総数に占める割合の推移<全国・高知県・香美市>

高齢者のいる世帯数は、平成27(2015)年をピークに減少しており、令和2(2020)年には6,214世帯になっています。

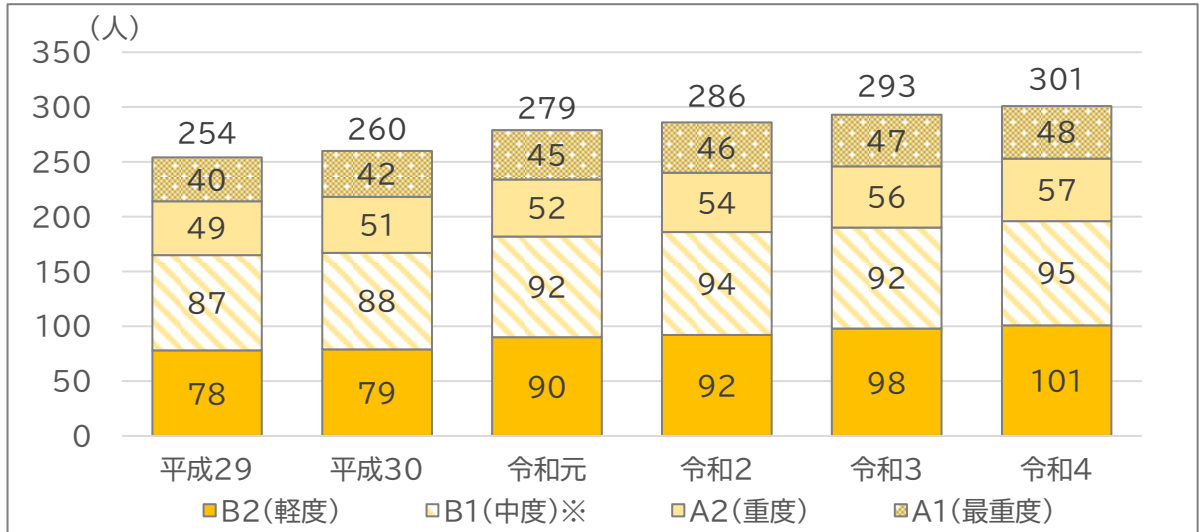
全国・高知県と比較すると、香美市では令和2年の世帯総数に占める割合が51.9%と高くなっています。また、高知県は平成12(2000)年以降、一貫して増加している一方、香美市は平成27年をピークに減少しています。



出典：総務省統計局「国勢調査」(各年10月1日現在)

◎療育手帳所持者数の推移

療育手帳（児童相談所等で知的障害があると判定された方に交付される手帳）所持者数は、平成29（2017）年以降、一貫して増加し、令和4（2022）年には301人になっています。等級別所持者数をみると、B2（軽度）が最も多く、次いでB1（中度）、A2（重度）の順になっています。

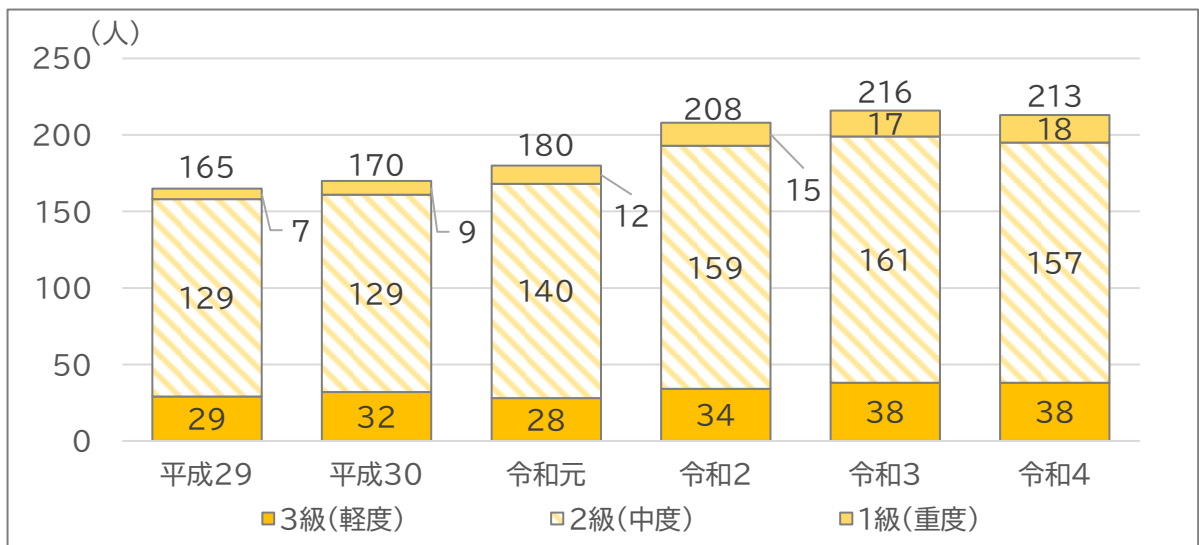


※旧基準(平成19年改正前)「B」の人は、「B1」に含める。

出典：香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳（一定程度の精神障害の状態にあることを認定された方に交付される手帳）所持者数は、平成29年以降増加し、令和3（2021）年の216人をピークに、横ばい傾向にあります。等級別所持者数をみると、2級（中度）が最も多く、令和4年には157人になっています。

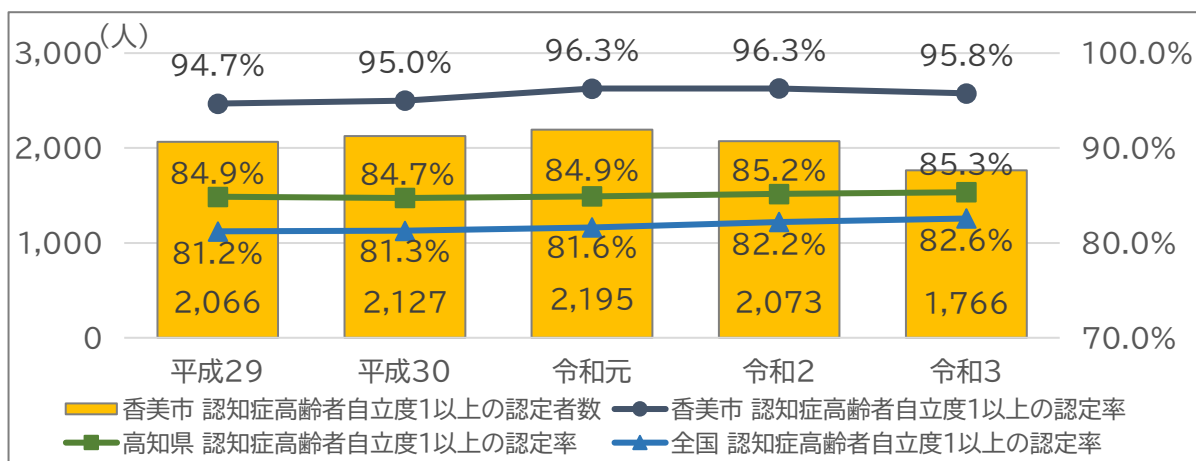


出典：香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

◎認知症高齢者数の推移<全国・高知県・香美市>

認知症高齢者自立度1以上の要介護認定者数(認知症高齢者数)は、令和元(2019)年をピークに減少し、令和3年には1,766人になっています。

全国・高知県と比較すると、香美市では認知症高齢者自立度1以上の認定率が非常に高く、高知県の85.3%と比べ、約10ポイント高くなっています。



出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」(各年10月31日現在)

◎成年後見制度の利用にかかる市長申立件数の推移

成年後見制度の利用にかかる市長申立件数は、平成29年度から令和3年度にかけて10件未満で推移しています。内訳をみると、高齢者からの市長申立件数が多くなっています。

(年度)	2017	2018	2019	2020	2021
	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
市長申立件数(高齢者)	2	7	3	9	5
市長申立件数(障害のある人)	0	1	1	0	0
総数	2	8	4	9	5

出典：香美市福祉事務所(各年3月31日現在)

4. 基本方針

日常生活や財産管理に支障がある人たちも、成年後見制度をはじめとした支援制度を適切に利用し、地域の中で自分らしく生活していけるように、地域社会全体で支えあう支援体制を検討していきます。困難を抱える人たちにいち早く気づき、迅速に対応していけるような地域連携ネットワークを整備し、既存の保健医療・福祉分野での連携に司法も含めた多分野連携の仕組みを検討していきます。

5. 「チーム」・「協議会」・「中核機関」の機能

(1) 「チーム」の機能

「チーム」とは、ふだんから協力して本人を見守り、本人の意思や生活状況を継続的に把握することで、本人が必要とする対応を取る仕組みのことを言います。成年後見制度利用前には、権利擁護支援が必要な人を早期発見する機能を果たし、制度利用後には、成年後見人と協力して本人の意思や状況を継続的に把握できるよう対応する役割を担っています。

チームは、本人の親戚、主治医をはじめとした医療関係者、介護支援専門員をはじめとした介護・福祉分野の専門職・施設等、民生委員、ご近所の人、ボランティア等、地域で関わる様々な人たちが構成されています。本市でも、上記をはじめとした地域社会に関わる様々な人たちが権利擁護支援を必要とする人たちを支え、「チーム」となっており対応してまいります。

(2) 「協議会」の機能

「協議会」とは、「チーム」に対して必要な支援が行えるように、法律・福祉分野の専門職団体や関係機関が連携し、進んで協力できる体制づくりを進めるための合議体です。困難な事例に対し、個別ケース会議等を開催できる体制の整備や、権利擁護に関する家庭裁判所との情報共有・調整を行います。

本市では、令和2年度より権利擁護連携協議会を設置し、高齢者や障害のある人への虐待防止と差別解消、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めています。これまで、協議会では、成年後見制度利用促進検討部会を設置し、中核機関(次項で説明)の設置に向けて協議を重ねてきました。令和5(2023)年度以降も中核機関と連携して、地域課題への対応策を検討しています。

(3) 「中核機関」の機能

「中核機関」とは、地域連携ネットワークの事務局的な機能を担う機関で、成年後見制度の広報（広報機能）、制度利用にあつたての相談や調整（相談機能）、後見人の受任調整・市民後見人等の担い手育成・日常生活自立支援事業等の関連制度からの移行支援（成年後見制度利用促進機能）、親族後見人や市民後見人等への支援（後見人支援機能）、及び後見人による不正防止に関する取組（不正防止効果）といった役割を担います。

本市では、令和5年4月より福祉事務所を事務局として、地域包括支援センターと連携して中核機関を設置し、成年後見制度を利用したい方への相談（相談機能）、及び地域の専門職と連携した後見人への支援（後見人支援機能）に取り組んでいきます。また、社会福祉協議会と協力し、成年後見制度の広報・啓発（広報機能）に取り組んでいきます。

なお、成年後見制度利用促進機能及び不正防止効果は、今後段階的に整備していくこととします。

中核機関では、成年後見制度の利用や市長申立の適否を協議する場として、成年後見制度利用調整会議を設け、チームの構成員とともに本人の自己決定の尊重を図りながら、必要となる支援の提供に努めます。

また、成年後見制度の利用促進に関する施策や、関係機関や地域の専門職との相互連携体制の整備を検討する成年後見制度利用促進検討会を設置し、中核機関の活動方針や成年後見制度の利用促進に係る地域課題について協議していきます。

6. 成年後見制度利用促進に関する取組

(1) 成年後見制度に関する広報・周知

【事業名「権利擁護に関する事業等の周知・啓発」に対応(p.72)】

住民調査では、権利擁護（成年後見制度・日常生活自立支援事業等）について「名前を聞いたことがあるが、制度や事業の内容までは知らない」の割合が最も高く、事業の目的や利用方法も含めた制度全体の周知が必要だと言えます。

そこで、成年後見制度等の広報に加えて、あつたかふれあいセンター事業と連携し、制度利用に向けての啓発活動を社会福祉協議会と協力して取り組んでいきます。

(2) 成年後見制度の利用に関する相談支援体制の強化

【事業名「人権侵害に対する相談支援体制の強化」に対応(p.71)】

福祉事務所、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域活動支援センター「香美」等の相談機関において、成年後見制度の利用に関する相談支援を推進します。また、成年後見制度の利用のみならず、権利擁護やその他生活全般の必要な支援についても併せて検討し、生活していくうえでの課題全般に対して迅速に対応していくように努めます。

(3) 成年後見制度の利用者と成年後見人への支援体制の整備

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

成年後見制度の利用にあたり、既に制度を利用している人や後見人に対しての支援に向けて、法律・福祉分野の専門職や家庭裁判所等と連携し、専門的な知見を取り入れていきます。

成年後見人と地域の様々な関係者がチームとなって連携し、本人の意思や状況を継続的に把握し、対応していけるような体制づくりと、権利擁護連携協議会に関わる様々な団体間の連携強化を図ります。

(4) 申立ての支援

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

成年後見制度を利用する必要があるにもかかわらず、本人や親戚から申立てすることが難しい場合に、市長が本人や親戚に代わって、家庭裁判所に対し後見開始等の審判の申立てを行うことができます。本市でも、このような市長申立ての支援を行っており、今後も継続して実施します。

また、申立てに要する費用や、成年後見人等への報酬を支払うための経済的余裕が十分でない方に対して費用を助成する制度を運用しており、今後も継続して実施します。

(5) 成年後見人に関する情報提供と法人後見人の受任

【事業名「成年後見制度利用支援事業」に対応(p.72)】

社会福祉士会等の職能団体に所属する第三者後見人の候補者を紹介することができるような体制の整備に向けて検討していきます。また、社会福祉協議会が法人後見事業に取り組みます。

第6章 香美市再犯防止推進計画

1. 背景

法務省が作成している『令和3年版 犯罪白書』によると、刑法犯の検挙人員は、平成16(2004)年(389,027人)以降減少し続け、令和2(2020)年には182,582人になっています。一方、検挙人員に占める再犯者の割合(再犯者率)は、平成13(2001)年(33.8%)以降増加傾向にあり、令和2年には49.1%になっています。刑法犯の検挙人員の約半数が再犯者であるという現状を受けて、地域で誰もが安心・安全に暮らしていくためには、再犯防止に関する取組が不可欠だと言えます。

平成28(2016)年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、各市町村で再犯防止の取組を推進していくと同時に、施策に関する市町村計画を定めるよう努めることが規定されました。

本市においても、平成29(2017)年以降、再犯者率は一貫して50%以上の割合を推移しており、再犯防止の推進に向けた取組が急務だと言えます。また、犯罪や非行をした人が抱える課題を地域全体でともに取組、解決に導く体制づくりを検討することで、誰もが安心・安全に地域で暮らしていけるように支援していく必要があります。

なお、本計画における「犯罪や非行をした人」は、有罪判決の言い渡しや保護処分の審判決定を受けた人等を指し、刑務所出所者等や保護観察対象者がこれにあたります。

2. 本市の現状(第2章掲載内容 抜粋)

◎高知県内の刑法犯認知件数の比較<高知県・県内市町村(抜粋)>

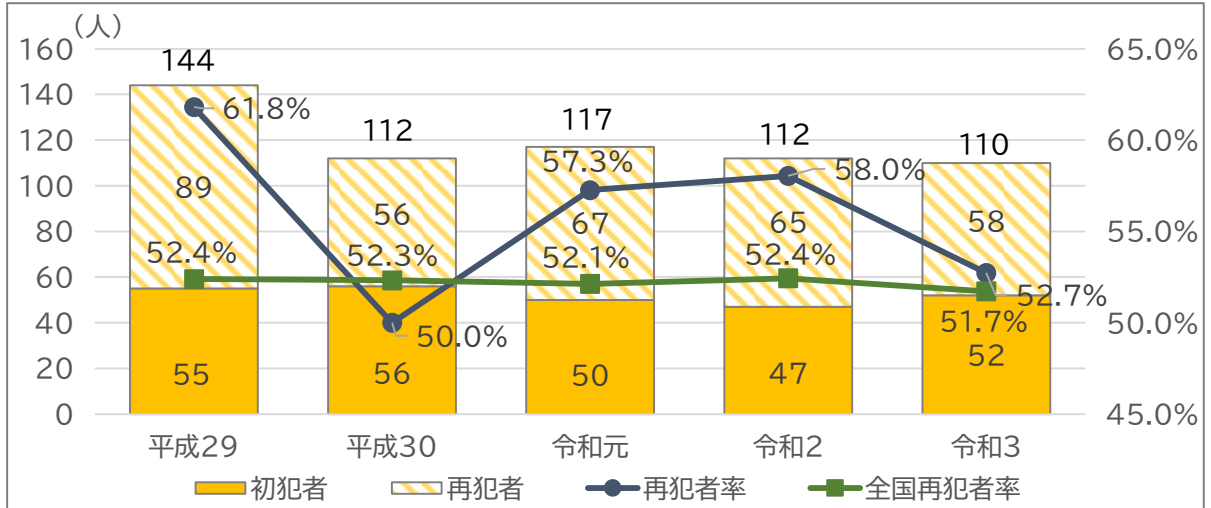
令和3(2021)年における香美市の刑法犯認知件数は、68件になっています。高知県の刑法犯認知件数に占める香美市の割合は2.4%になっており、高知県内市町村では7番目に高い割合になっています。

	刑法犯認知件数	刑法犯認知件数の総数に占める 各市町村の刑法犯認知件数の割合	(参考) 令和4年1月 現在人口
高知市	1,810	63.3%	323,426
南国市	141	4.9%	46,340
香南市	104	3.6%	32,255
四万十市	98	3.4%	32,197
土佐市	90	3.1%	25,519
須崎市	82	2.9%	20,073
香美市	68	2.4%	26,245
高知県	2,859		682,170

出典:高知県警察本部(令和3年現在)、「高知県推計人口」(令和4年1月1日現在)

◎刑法犯検挙人員数に占める再犯者数と再犯者率の推移<全国・香美市>

刑法犯検挙人員数は、平成29年をピークに減少し、令和3年には110件になっています。また、刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成29年以降5～6割前後を推移しており、令和3年には52.7%になっています。全国と同様に、香美市でも再犯者率が5割を超えており、令和元年から令和2年にかけては、全国と比べて約5ポイント高くなっています。



出典：法務省矯正局の提供データをもとに、香美市福祉事務所が作成(南国警察署管内の状況等)

3. 基本方針

犯罪や非行をした人は、職につけず生活困窮に陥っている、高齢で身寄りがない、何らかの疾病を抱えている等、複合的な課題に直面している可能性があります。犯罪等からの立ち直りに困難を抱えている人たちに対して、刑事司法手続後の社会復帰に向けて、地域全体で継続的に支援していける体制を検討していきます。特に、住民一人ひとりが、犯罪や非行をした人たちの状況や課題についての理解を深め、地域でともに暮らしていくための体制を検討していく必要があります。

このため、本市でも安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、本章を「香美市再犯防止推進計画」と位置付け、再犯防止の推進に取り組みます。

4. 再犯防止に関する取組

(1) 就労・住居の確保

【事業名「生活困窮者等への相談支援」「生活困窮者等への経済的支援」に対応(p.71)】

無職者の再犯率は有職者に比べて高く、安定した就労が再犯を防止する際の重要な取組だと言えます。また、住居についても、出所後に住居が確保されていない人は再犯に至るまでの期間が特に短く、出所後・釈放後の住居の確保に向けた取組が必要です。

本市では、生活困窮者への相談支援や経済的支援と併せて、犯罪や非行をした人についても、就労・住居等の生活全般の困りごとに関する相談に応じていきます。そのうえで、ハローワークやコレワーク四国等の関係機関等とも連携して、適切なサービスを提供することで支援を推進するように努めます。

(2) 特性に応じた効果的な指導の実施

【事業名「子ども・青少年相談」「教育相談」「障害者相談」「生活・人権相談」「人権侵害に対する相談支援体制の強化」等に対応(p.70～71)】

再犯防止を効果的に推進していくためには、犯罪や非行をした人ごとに経歴や属性、特性等を理解し、適切な指導を進めていく必要があります。

本市では、様々な課題を抱えた人たちに対する相談支援体制の強化に努めており、犯罪や非行をした人についても、経歴や属性等に応じた相談支援先を窓口として、法務少年支援センターこうちを始めとする関係機関等と連携協力し、課題の解決と適切な指導を進めていきます。

(3) 広報・啓発活動の推進、民間団体等の活動支援

【事業名「権利擁護に関する事業等の周知・啓発」に対応(p.72)】

犯罪や非行をした人への住民の理解を促すために、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動として、毎年7月に「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」が実施されており、これらをはじめとした様々な啓発機会において、再犯防止に関する取組の広報活動を推進していきます。また、保護司をはじめとした再犯防止に関わるボランティア・民間団体等の活動を支援します。

本市では、「社会を明るくする運動」の推進委員会を設置し、犯罪や非行をした人の状況や再犯防止に関する取組を広報・啓発していきます。また、香北保護区保護司会、法務省高知保護観察所、法務省高松矯正管区と定期的に情報共有していくことで、再犯防止に向けた連携体制の強化に努めます。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で暮らしている住民自身です。地域で支えあい地域共生社会を実現させていくためには、地域住民と連携し、市や社会福祉協議会の取組を進めていくことが重要です。また、地域には様々な課題やニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域で活動する様々な団体や関係機関等が地域福祉の担い手として活躍していく必要があります。

地域住民、福祉関係団体、市、社会福祉協議会等の役割分担と連携のもと、協働により計画を推進していく体制を整備します。

2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組を、効果的かつ継続的に推進していくために、計画の進捗状況を把握し、毎年度施策の実施状況を評価します。

また、Plan、Do、Check、Action*のPDCAサイクルに基づき、取組状況を検証・評価した結果、計画を変更する必要がある場合には、計画期間中であっても、柔軟に計画の見直しを行うものとします。



*検証・評価した計画を調整または修正(Adjust)し、次期計画策定につなげるという視点から、本計画におけるPDCAサイクルのAには、「Adjust」の意味合いを含めることとします。

3. 計画内容の周知・情報提供

本計画の概要や保健・福祉に関する情報について、市・社会福祉協議会の広報誌やホームページ等を活用して、周知に努めます。地域福祉は、地域住民が自ら進んで参画し推進していくものであり、住民一人ひとりに理解と協力を求めていくことが重要です。

本計画では、概要版を併せて作成し、市民への周知・啓発に努めるとともに、今後も計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、様々な媒体を通じて広く提供していきます。

資料編 1

1. 福祉に関する相談窓口

◎福祉をはじめとした日常生活に関する相談

相談先	所在地	開設日時	連絡先
香美市福祉事務所(社会福祉班)	香美市役所 本庁舎 (以下、本庁舎と記載) 2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3117
香美市社会福祉協議会 本所	プラザ八王子	8:30~12:00 13:00~17:00	53-5800
香美市社会福祉協議会 香北支所	保健福祉センター 香北	8:30~12:00 13:00~17:00	59-2140
香美市社会福祉協議会 物部支所	奥物部ふれあい プラザ	8:30~12:00 13:00~17:00	58-3098
香美市ふれあい交流センター		8:30~12:00 13:00~17:15	53-2631

※土日祝、年末年始を除く

◎妊娠・出産・子育てに関する相談

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
妊娠、出産、 子育てに ついて	香美市健康推進課	本庁舎2階(子育て 世代包括支援センタ ーすこやか)	8:30~12:00 13:00~17:15	52-9281
	子育てセンター なかよし		8:30~12:00 13:00~17:15 (要予約)	53-1008
	子育てセンター びらふ		8:30~12:00 13:00~17:15 (要予約)	59-3121
保育所に ついて	香美市教育振興課 (幼保支援班)	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-1088
就学、 放課後児童 について	香美市教育振興課 (学校教育班)			53-1081

※土日祝、年末年始を除く

◎心の健康に関する相談

相談先	所在地	開設日時	連絡先
香美市健康推進課	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	52-9282

※土日祝、年末年始を除く

◎未成年者に関する相談

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
子ども・青少年について	香美市 少年育成センター	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-1083
学習、進路、 不登校、 非行、いじめ 等について	教育支援センター ふれんどる一む	香美市役所 西庁舎 (以下、西庁舎と記載)	9:00~17:00	52-9284

※土日祝、年末年始を除く

◎高齢者の悩みや保健・福祉サービスに関する相談窓口

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
総合相談	香美市地域包括 支援センター	本庁舎1階(香美市 高齢介護課)	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3127
	あったかふれあい センター 地域サロン「ボラン ティ家てとて」	プラザ八王子	9:00~16:00	53-2251
	あったかふれあい センター地域サロン 「みによん」	香美市社会福祉 協議会 香北支所	9:00~16:00	59-2140
	あったかふれあい センター地域サロン 「ひとやすみ」	香美市社会福祉 協議会 物部支所	9:30~16:00	58-3098
日常生活自 立支援事業 について	香美市社会福祉 協議会 本所	プラザ八王子	8:30~12:00 13:00~17:00	53-2877
要介護 (支援)認定 について	香美市高齢介護課	本庁舎1階	8:30~12:00 13:00~17:15	52-9280

※土日祝、年末年始を除く

◎認知症に関する相談

相談先	所在地	開設日時	連絡先
香美市社会福祉協議会 本所	プラザ八王子	8:30~12:00 13:00~17:00	53-5800
あったかふれあいセンター 地域サロン「ボランティ家てとて」	プラザ八王子	9:00~16:00	53-2251
香美市地域包括支援センター	本庁舎1階(香美市 高齢介護課)	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3127

※土日祝、年末年始を除く

◎障害のある人の相談窓口

相談先	所在地	開設日時	連絡先
地域活動支援センター「香美」		9:00~12:00 13:00~16:00	53-7077
香美市福祉事務所(社会福祉班)	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3117
身体障害者相談員	香美市立 地域福祉センター (プラザ八王子)	毎月第1金曜日 10:00~12:00	53-5800 (香美市社会 福祉協議会)

※土日祝、年末年始を除く

◎日常生活自立支援事業、生活保護に関する相談

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
日常生活自立支援事業について	香美市地域包括支援センター	本庁舎1階(香美市 高齢介護課)	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3127
	香美市社会福祉協議会 本所	プラザ八王子	8:30~12:00 13:00~17:00	53-2877
生活保護について	香美市福祉事務所 (保護班)	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-1064

※土日祝、年末年始を除く

◎人権に関する相談

相談先	所在地	開設日時	連絡先
人権擁護委員	香美市立 地域福祉センター (プラザ八王子)	毎月第2月曜日 10:00~15:00	53-5800 (香美市社会 福祉協議会)
	香美市 基幹集落センター	偶数月の第2水曜日 10:00~15:00	59-2311 (香美市 香北支所)
	奥物部 ふれあいプラザ	5・8・9・11・2月の 第3木曜日 10:00~15:00	58-4824
香美市ふれあい交流センター		8:30~12:00 13:00~17:15	53-2631

※土日祝、年末年始を除く

◎虐待・暴力(DV)に関する相談

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
暴力(DV)について	香美市福祉事務所 (社会福祉班)	本庁舎2階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3117
児童虐待について	子ども家庭総合支援拠点	本庁舎2階(香美市 福祉事務所)		53-3144
高齢者虐待について	香美市地域包括支援センター	本庁舎1階(香美市 高齢介護課)		53-3127

※土日祝、年末年始を除く

◎上記以外の相談窓口

分野	相談先	所在地	開設日時	連絡先
法律について	香美市社会福祉協議会 本所	プラザ八王子	毎月最終金曜日 13:00~16:30 (要予約・電話での相談不可)	53-5800
行政について	香美市総務課 (総務班)	本庁舎3階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3112
	行政相談員	香美市立 地域福祉センター (プラザ八王子)	偶数月の第2月曜日 10:00~15:00	53-5800 (香美市社会福祉協議会)
		香美市 基幹集落センター	奇数月の第3火曜日 10:00~15:00	59-2311 (香美市香北支所)
		奥物部 ふれあいプラザ	偶数月の第3木曜日 10:00~15:00	58-3098 (香美市社会福祉協議会物部支所)
犯罪被害について	香美市総務課 (総務班)	本庁舎3階	8:30~12:00 13:00~17:15	53-3112

※土日祝、年末年始を除く

2. 市の社会資源(施設資源)

◎公民館、保健・福祉施設等(抜粋)

名称	住所	利用時間	連絡先
香美市役所 本庁舎	土佐山田町宝町 1丁目2番1号	8:30~17:15(☹:土日祝)	53-3111
香美市社会福祉協議会 本所	土佐山田町 262 番地1	8:30~12:00、13:00~17:15 (☹:土日祝)	53-5800
香美市立地域福祉 センター			
保健センター土佐山田			
生活相談センター香美			53-2877
香美市立中央公民館	土佐山田町宝町 2丁目1番27号	9:00~22:00(☹:毎月第4金曜日)	53-2214
子育てセンター なかよし	土佐山田町山田 1150番地1	8:30~12:00、13:00~17:15 (☹:土日祝)	53-1008
香美市ふれあい 交流センター	土佐山田町 1961番地	8:30~12:00、13:00~17:15 (☹:土日祝)	53-2631

※年末年始を除く

名称	住所	利用時間	連絡先
地域活動支援センター「香美」	土佐山田町 1689番地1	9:00~12:00、13:00~16:00 (☎:土日祝)	53-7077
教育支援センター ふれんどるーむ	土佐山田町宝町 2丁目3番3号	9:00~17:00	52-9284
香美市役所 香北支所	香北町美良布 1097番地	8:30~12:00、13:00~17:15 (☎:土日祝)	59-2311
子育てセンター びらふ	香北町美良布 1085番地	8:30~12:00、13:00~17:15 (☎:土日祝)	59-3121
香美市社会福祉協議会 香北支所	香北町菲生野 336番地1	8:30~12:00、13:00~17:15 (☎:土日祝)	59-2140
保健福祉センター香北			
香美市役所 物部支所	物部町大柘 1390番地1	8:30~12:00、13:00~17:15 (☎:土日祝)	58-3111
香美市社会福祉協議会 物部支所	物部町大柘 878番地3	8:30~12:00、13:00~17:15 (☎:土日祝)	58-3098
奥物部ふれあいプラザ			58-4824
保健センター物部			

※年末年始を除く

◎文化・スポーツ施設等(抜粋)

名称	住所	利用時間	連絡先
香美市立図書館 かみーる	土佐山田町楠目 736番地	10:00~19:00、 10:00~18:00(土日のみ) (☎:月曜、第3木曜日、祝日、蔵書点検期間)	53-0301
香美市立美術館	土佐山田町 262番地1	9:00~17:00 (☎:月曜、祝日の翌日、展覧会等の会期外、 12月28日~1月5日)	53-5110
土佐山田スタジアム	土佐山田町植 1252番地2	4月~9月 8:30~18:00 10月~3月 8:30~17:00 (☎:第3水曜日)	57-0586
香美市市民グラウンド	土佐山田町楠目 831番地	8:30~22:00	53-1082 (香美市生涯 学習振興課)
香美市土佐山田 グラウンド	土佐山田町山田 1280番地	8:30~日没	53-1082 (香美市生涯 学習振興課)
香美市土佐山田体育館	土佐山田町宝町 2丁目7番15号	8:30~22:00	53-1082 (香美市生涯 学習振興課)
香美市土佐山田 テニスコート	土佐山田町岩積 313番地・ 314番地	8:30~日没	53-1082 (香美市生涯 学習振興課)

※年末年始を除く

名称	住所	利用時間	連絡先
香美市立図書館 香北分館	香北町美良布 1097番地	9:00~12:00、13:00~17:00 (ⓧ:月曜、第3木曜日、祝日、蔵書点検期間)	52-8080
香美市基幹集落 センター		偶数月の第2水曜日 10:00~15:00	59-2311
香美市香北体育 センター	香北町吉野 1188番地	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市香北武道館	香北町美良布 908番地1	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市之善館弓道場	香北町吉野 1188番地	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市農村広場	香北町吉野 1225番地	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市香北グラウンド	香北町吉野 1446番地	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市美良布 多目的運動広場	香北町美良布 1177番地1	8:30~日没	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
香美市香北総合型 競技施設	香北町美良布 2620番地	8:30~22:00	52-9287 (香美市教育委 員会香北分室)
健康センターセレネ	香北町美良布 1211番地	13:00~21:00 (ⓧ:火曜。原則、祝日の場合は翌日休館)	59-3111
吉井勇記念館	香北町猪野々 514番地	9:30~17:00 (ⓧ:月曜、火曜、祝日の翌日)	58-2220
香美市立図書館 物部分館	物部町大柝 1390番地1	9:00~12:00、13:00~17:00 (ⓧ:月曜、第3木曜日、祝日、蔵書点検期間)	52-9295
香美市物部グラウンド	物部町大柝 1092番地5	8:30~日没	52-9290 (香美市教育委 員会物部分室)

※年未年始を除く

資料編 2

1. 香美市地域福祉計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき策定された香美市地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、香美市地域福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)計画の進捗状況の把握に関する事。
- (2)計画の評価及び見直しに関する事。
- (3)計画の変更及び再策定に関する事。
- (4)その他計画の推進に関する事。

2 前項の所掌事項の遂行に当たっては、社会福祉法人香美市社会福祉協議会の所管する香美市地域福祉活動計画と連携していくものとする。

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1)学識経験者
- (2)保健、医療及び福祉関係者
- (3)保育、教育関係者
- (4)行政機関関係者
- (5)前各号に定める者のほか、市長が必要と認めるもの

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 計画の推進に係る実務的な作業を行わせるため、部会を設置することができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年1月29日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行日以後最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則(平成31年3月11日告示第24号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

2. 香美市地域福祉計画推進委員会名簿

No.	氏名	所属	備考
1	竹崎 恵彦	高知県中央東福祉保健所長	
2	前田 敬文	一般社団法人 香美郡医師会理事	
3	弘末 俊郎	社会福祉法人 香美市社会福祉協議会会長	
4	山中 博通	香美市民生委員児童委員協議会連合会会長	
5	傍士 美保	社会福祉法人 愛成会 ワークセンター第二白ゆり施設長	
6	秋友 英稔	香美市知的障害者相談員	
7	岩崎 希和子	保育・教育関係者	
8	中山 泰仁	香美市福祉事務所長	
9	宗石 こずゑ	香美市健康介護支援課長	
10	中山 繁美	香美市定住推進課長	
11	黍原 美貴子	香美市生涯学習振興課長	

3. 香美市地域福祉計画検討部会員名簿

No.	氏名	所属	備考
1	井上 和憲	防災対策課防災班長	
2	中島 昌之	定住推進課まちづくり班長	
3	北川 ゆかり	定住推進課定住班長	
4	川淵 美香	健康介護支援課親子すこやか班長	
5	西村 昭彦	健康介護支援課健康づくり班長	
6	萩野 わか	健康介護支援課社会長寿班長	
7	時久 朝子	健康介護支援課地域包括支援班長	
8	一圓 まどか	教育振興課学校教育班長	
9	小松 幸春	教育振興課幼保支援班長	
10	宇根 由紀	生涯学習振興課地域教育班長	
11	中村 美和	教育振興課子育てセンターなかよし所長	
12	式地 美智	教育振興課子育てセンターびらふ所長	
13	中村 祐介	香北支所市民生活班長	
14	片岡 亮	物部支所市民生活班長	
15	野邑 裕永	福祉事務所保護班長	
16	岡崎 宏司	福祉事務所社会福祉班長	
17	中谷 大介	社会福祉法人 香美市社会福祉協議会	

4. 計画策定の経過

年月日	内容	備考
令和4年 7月19日～8月8日	市民アンケート調査	
令和4年 9月5日～9月16日	民生委員・児童委員 アンケート調査	
令和4年 9月16日～9月30日	団体アンケート調査	
令和4年 10月中旬書面開催	第1回検討部会	骨子案の検討、 アンケート結果報告

年月日	内容	備考
令和4年10月26日	第1回推進委員会	骨子案の検討、 アンケート結果報告
令和4年 10月31日～11月11日	中学生アンケート調査	
令和4年 12月下旬書面開催	第2回検討部会	計画素案の検討
令和4年12月27日	第2回推進委員会	計画素案の検討
令和5年 1月23日～2月10日	パブリックコメント	市ホームページに計画素案を 公開し、意見を募集
令和5年3月2日	第3回推進委員会	計画素案の承認、 概要版の検討及び承認

5. 用語解説

用語	内容
あったか ふれあい センター	<p>高知県が平成21年度より国の「ふるさと雇用再生特別交付金」を活用して導入した小規模多機能支援拠点で、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが1か所で必要なサービスを受けられる拠点を目指します。国の交付金事業が終了した平成24年度以降は、県独自の補助事業として継続されています。</p> <p>実施主体は市町村で、本市においては、土佐山田町、香北町、物部町の3ヶ所で地域サロンを開催し、様々な住民が、自由かつ気軽に立ち寄ることができる“場”を提供しています。</p>
個別避難 計画	<p>避難行動要支援者(詳細はp. 102)への避難支援等を実施するために作成する計画のことを指します(令和3年5月「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」改正)。</p> <p>同法改正以降、個別避難計画の作成は市町村の努力義務とされており、本市においても、令和2年度以降作成を本格化しています。</p>
再犯防止 啓発月間	<p>国民が広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるために、毎年7月は再犯防止啓発月間として定められています(平成28年12月公布・施行「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)第6条)。再犯防止啓発月間中には、ポスター作成や啓発動画の公開、SNSを活用した広報活動等を実施し、再犯防止への関心を高められるような情報発信を積極的に実施します。</p>

用語	内容
自主防災組織	<p>“自分たちの地域は自分たちで守る”という住民の自覚と連帯感に基づき自主的に結成する組織を指し(「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第2条の2第2号)、災害による被害を予防・軽減するための活動を行います。同法において、市町村は自主防災組織の充実に努めるよう義務付けられています。</p>
社会福祉協議会	<p>社会福祉法に基づき各市区町村に設置されている民間の非営利団体です。地域福祉(詳細はp. 102)の推進を目的に、地域住民や地域の団体が会員として構成されています。</p> <p>本市では、平成18年3月に土佐山田町社会福祉協議会、香北町社会福祉協議会、物部村社会福祉協議会が合併し、香美市社会福祉協議会が誕生しました。</p>
社会を明るくする運動	<p>国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。社会を明るくする運動では、街頭での広報、ポスターの掲示、新聞・テレビ等の広報活動に加えて、だれでも参加できる様々な催しを実施しています。</p>
生活困窮者自立支援事業	<p>全国の福祉事務所を設置する自治体が主体となり実施する事業で、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への自立支援策を強化するために実施するものです(平成27年4月施行「生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)」)。具体的には、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業等を指します。</p>
生活支援コーディネーター	<p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として、地域において、コーディネート機能を果たす人のことを指します。具体的な活動として、例えば、地域の集いの場や生活支援等のサービス、地域活動団体等の情報を把握し、その地域に必要な福祉サービスや人材を開発・育成します。また、地域住民の困りごとの解決に向けて、適切なサービスや団体につなぐ等、地域福祉のネットワーク構築を推進します。</p>
成年後見制度	<p>預貯金、不動産等の管理、相続手続といった財産管理や、介護・福祉サービスの利用契約、施設等入所・入院の契約、履行状況の確認といった身上保護等の法律行為を一人で行うのが難しい人(一人暮らしの高齢者、認知症の人、精神障害者等)に対して、契約や手続きを支援する制度のことです。</p>
地域共生社会	<p>制度・分野ごとの“縦割り”や“支え手・受け手”という関係を超えて、地域住民や地域の多様な人・団体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。</p>

用語	内容
地域福祉	<p>地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。地域福祉活動を通して、地域共生社会(詳細はp. 101)の実現を目指していきます。</p>
日常生活自立支援事業	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの内判断能力の不十分な人が、地域で自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行うものです。具体的な内容として、預金の払い戻し、解約、預け入れといった利用者の日常生活費の管理や、定期的な訪問による生活変化の察知等があげられます。</p>
ひきこもり	<p>様々な要因の結果として、就学や就労、人との付き合いといった社会的参加を避けて、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭に留まり続けている状態のことを指します。なお、ひきこもりは、他者と交わらない形で外出をしている場合も含まれます。</p> <p>近年、いじめ・不登校等に起因する若年層のひきこもりだけでなく、高齢の親がひきこもりの子どもを支える事例(8050問題)等も問題視されており、ひきこもり当事者とその家族を地域全体で支えていけるような支援体制の構築が急務となっています。</p>
避難行動要支援者	<p>災害時に自ら避難することが困難な高齢者・障害者等を指します(平成25年6月「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」改正)。東日本大震災において、高齢者・障害者・外国人・妊産婦等への対応が不十分だったことを受け、避難行動要支援者に対する名簿(避難行動要支援者名簿)の作成と活用を促進する必要があるとされました。</p> <p>同法改正以降は、市町村の名簿作成が義務付けられており、本市においても、平成28年3月に要配慮者や避難行動要支援者を管理するためのシステムを導入、作成した名簿を自主防災組織・消防・警察等に提供しています。</p>
福祉委員	<p>民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携して、地域での見守りをはじめとした地域福祉活動を推進する人たちを指します。</p> <p>本市では、土佐山田町内の民生委員・児童委員より推薦を受け、香美市社会福祉協議会会長から委嘱された多くの福祉委員が活動しています。</p>
包括的支援体制	<p>高齢、障害、児童といった分野ごとの相談体制では対応困難な事例や、制度の狭間で困難を抱えている人たちの事例等、従来の相談支援体制では解決できない課題にも柔軟に対応するために、各都道府県・市町村が推進している支援体制のことです(「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針(平成29年厚生労働省告示第355号)」)。包括的支援体制において、地域住民自身が主体的に地域課題の解決を試み、各市町村をはじめとした様々な機関が、課題解決に向けた住民の活動を支えていくと同時に、住民の課題を「丸ごと」受け止め、課題解決を進めていきます。</p>

用語	内容
民生委員・ 児童委員	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。</p> <p>児童委員は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。なお、児童委員は、民生委員が兼任しています。</p>
ヤング ケアラー	<p>障害や病気のある家族・幼い弟妹・日本語が第一言語でない家族等に代わって、本来大人が担うと想定されている家事・家族の世話・家計を支えるための労働等を日常的に行っている子どものことです。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出ることがあります。</p>

6. 地域福祉計画に関連する動向

◎地域福祉に関する国の主な動向（平成30年～令和4年）

平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> 通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」 →社会福祉法人に対する「地域における公益的な取組」の解釈の明確化（地域の実情に応じた福祉サービスの充実を図る。） 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 施行（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法等の改正） →「我が事・丸ごと」の地域福祉推進、包括的な支援体制づくりの推進、地域福祉計画策定の推進（努力義務として規定） 通知「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」 →子ども食堂の活動への協力促進
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会最終とりまとめ(2019年(令和元年)12月26日)」公表 →「具体的な課題解決を目指すアプローチ」だけでなく、「つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)」を組み合わせ、セーフティネットを強化していく必要性が指摘される。

<p>令和2 (2020)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 公布(社会福祉法、介護保険法、老人福祉法等の改正) • 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 <p>→重層的支援体制整備事業未実施の市町村に対する支援について規定</p>
<p>令和3 (2021)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」 <p>→令和2年法改正をふまえた市町村地域福祉計画、重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン公表</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 施行 <p>→包括的な支援体制の構築に向けた支援の拡充(重層的支援体制整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①包括的な相談支援体制、②制度の狭間のニーズにも対応できる参加支援、 ③交流の場や居場所の確保等、地域づくりに向けた支援の実施
<p>令和4 (2022)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「社会福祉連携推進法人制度」施行 <p>→2以上の社会福祉法人が社員として参画することで、社会福祉法人等同士の連携を強化し、規模の大きさを活かした法人運営を推進</p>

◎地域福祉に関する高知県の主な動向（平成30年～令和4年）

<p>令和元 (2019)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「高知県再犯防止推進計画」(計画期間:令和元年度～令和5年度)策定 <p>→国の再犯防止推進計画で設定された5つの基本方針をもとに、以下の重点課題に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①就労・住居の確保等、②保健医療・福祉サービスの利用の促進等、 ③非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等、 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導、 ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等、 ⑥国・民間団体等との連携強化
<p>令和2 (2020)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「第3期高知県地域福祉支援計画」(計画期間:令和2年度～令和5年度)策定 <p>→①高知版地域包括ケアシステムや高知版ネウボラ(妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な支援を実施する体制)といった分野・領域をまたぐ支援体制の構築を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②小規模多機能支援拠点(あったかふれあいセンター)と集落活動センターの機能強化を図る。 ③地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」、つながりの場等への「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施できるような包括的支援体制の構築を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> • 県内全域の民生委員・児童委員を対象とした「ひきこもり実態把握調査」実施 <p>→ひきこもりの人に対する「相談支援体制の充実」、ひきこもり支援に関わる「人材の育成」、地域の既存資源の活用や就労支援の充実による「多様な社会参加に向けた支援」を検討する。</p>
<p>令和3 (2021)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高知市・四万十市・本山町・いの町・中土佐町・黒潮町において、重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施
<p>令和4 (2022)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高知市・中土佐町において、重層的支援体制整備事業を実施 • 四万十市・本山町・いの町・黒潮町において、重層的支援体制整備事業移行準備事業を継続して実施 <ul style="list-style-type: none"> • 複雑化・複合化した課題に対応し、市町村における包括的支援体制の整備を支援する取組を強化するため、県庁内に「地域共生社会室」を設置 <ul style="list-style-type: none"> • 「高知家地域共生社会推進宣言」実施 <p>→地域共生社会の実現に向けて、「どんな困りごとでも受けとめて寄り添う仕組みづくり」、「誰もが身近な地域で人や社会とつながることができる場づくり」、「住民が主体となった支え合いの地域づくり」を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「高知県ヤングケアラー支援フォーラム」開催

◎成年後見制度の利用の促進に関する主な動向(平成30年～令和4年)

平成30 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> • 成年後見制度の利用の促進に関する法律 施行 <p>→認知症、知的障害等の精神上的の障害があることで、財産管理や日常生活に支障を来す可能性がある人たちに対して、成年後見制度の利用を促進していくための方針等が示される。</p>
令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> • 「成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI」公表 <p>→各施策の目指すべき水準について、定められた数値を用いた進捗状況の評価を進めるために「KPI」(Key Performance Indicator)を設定</p>
	<ul style="list-style-type: none"> • 「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」公表 <p>→本人の特性に応じた適切な配慮の必要性、後見人の選任に対するあり方の検討促進、KPIの達成に向けた取組の推進、担い手の確保の必要性</p>
令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> • 「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」公表
	<ul style="list-style-type: none"> • 「次期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間とりまとめ」公表
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> • 「第二期成年後見制度利用促進基本計画——尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」閣議決定 <p>→権利擁護支援策の更なる拡充を目指す(成年後見制度・制度に関わる支援事業等の見直し・運用改善、ネットワークづくり等)</p>

◎再犯防止の推進に関する主な動向(平成29年～令和4年)

平成29 (2017)	<ul style="list-style-type: none"> • 「再犯防止推進計画」閣議決定 <p>→再犯防止の重点分野</p> <p>①就労・住居の確保、②保健医療・福祉サービスの利用の促進、 ③学校等と連携した修学支援、④特性に応じた効果的な指導、 ⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進、 ⑥地方公共団体との連携強化、⑦関係機関の人的・物的体制の整備</p>
令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> • 「これからの更生保護事業に関する有識者検討会 報告書」公表 <p>→更生保護施設の処遇や支援の充実強化、人材の確保及び育成の推進、更生保護事業のネットワークづくり、施策の効果検証等促進</p>

令和元 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ・「再犯防止推進計画加速化プラン」閣議決定 →再犯防止施策で重点的に取り組むべき課題への対応促進 ①満期釈放者対策の充実強化、②地方公共団体との連携強化の推進、 ③民間協力者の活動の促進
令和2 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ・「入口支援の実施方策等の在り方に関する検討会 検討結果報告書」公表 →高齢者や知的障害のある人等、福祉サービスを必要とする起訴猶予者等への支援の拡充
令和3 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ・「少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」 →18歳・19歳への少年非行対策の推進、若年者の罪を犯した人に対する社会復帰に向けたあり方の検討
令和4 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ・「次期再犯防止推進計画の策定に向けて」公表 →罪を犯した人の状態に応じた「息の長い支援」の実現、相談支援拠点の構築、国・地方公共団体・民間協力者の連携強化の推進

7. 関連法令(抜粋)

(1) 社会福祉法(抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4)前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

(国等の責務)

- 第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 民生委員法(抜粋)

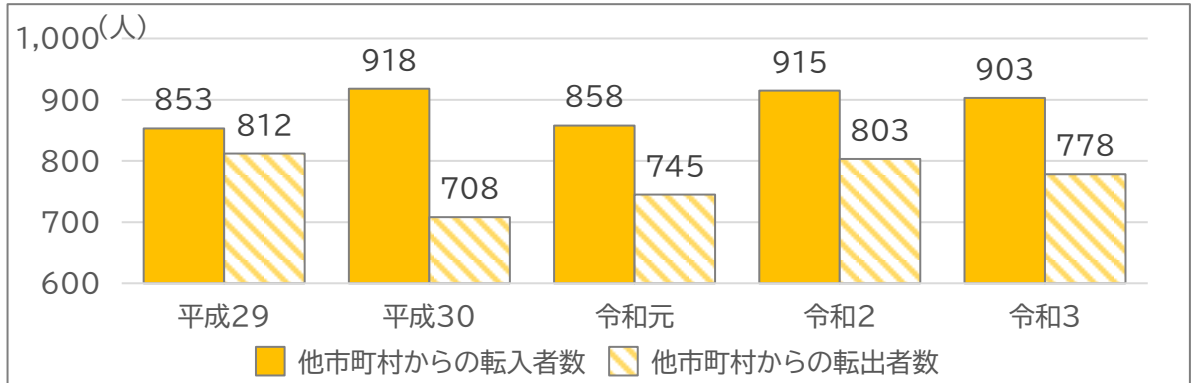
第14条 民生委員の職務は、次のとおりとする。

- (1)住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - (2)援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - (3)援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - (4)社会福祉を目的とする事業を經營する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - (5)社会福祉法に定める福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

8. 地域福祉を取り巻く現状(本編未掲載分)

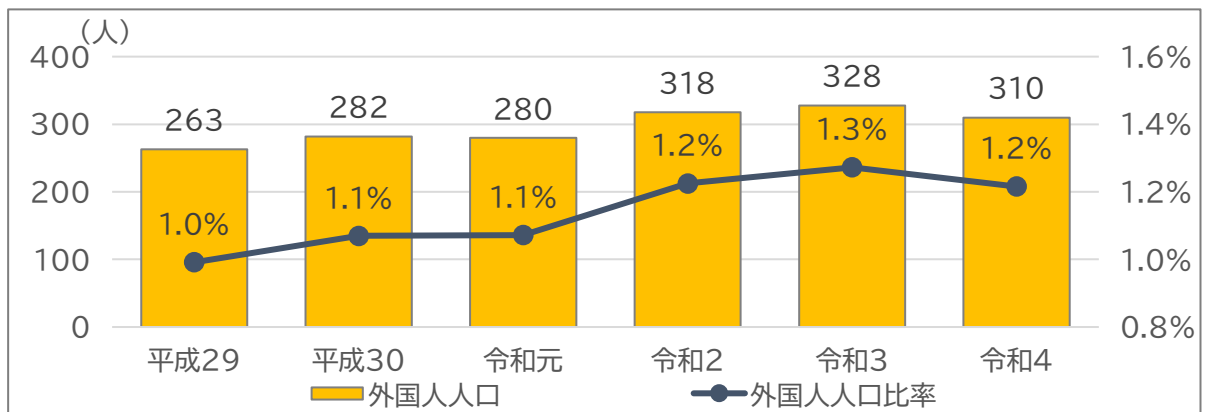
(1) 人口

◎転出入者数の推移



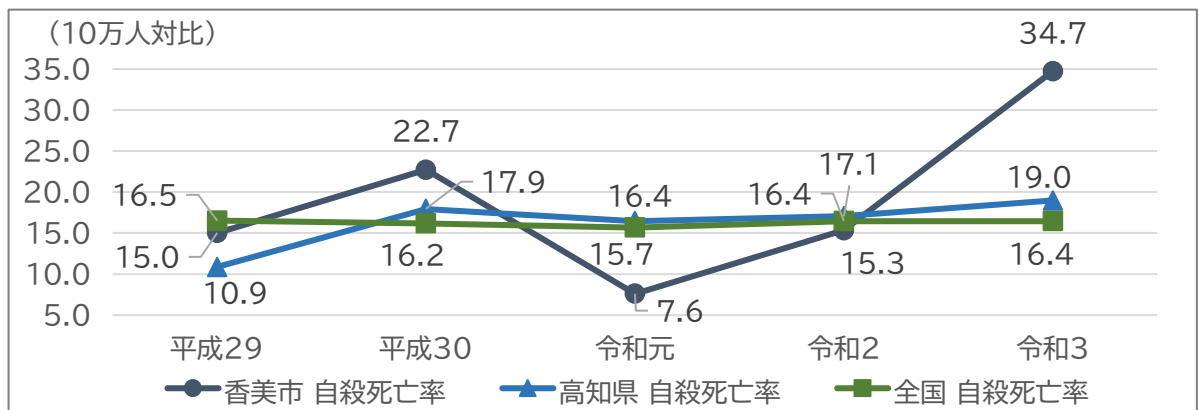
出典：住民基本台帳人口移動報告 年報(実数)

◎外国人人口の推移



出典：香美市市民保険課(各年4月1日現在)

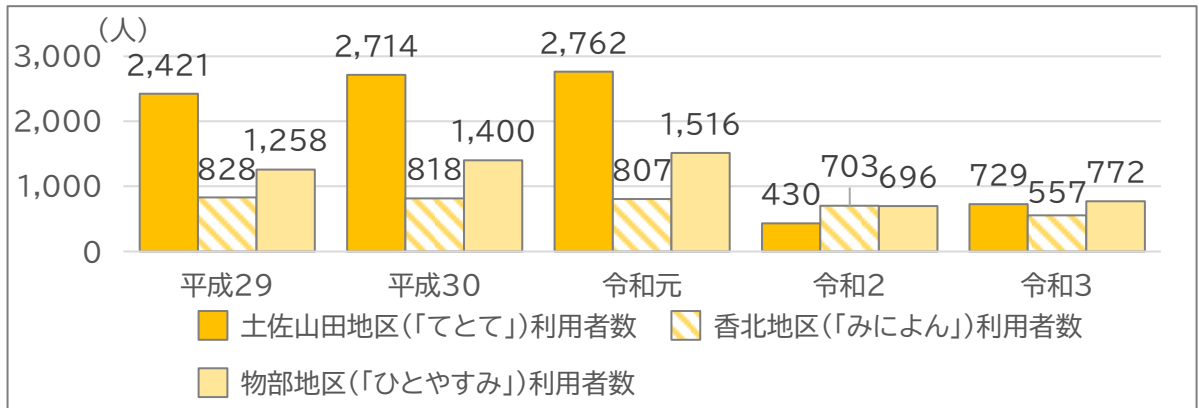
◎自殺者数の推移



出典：厚生労働省「自殺の統計 地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

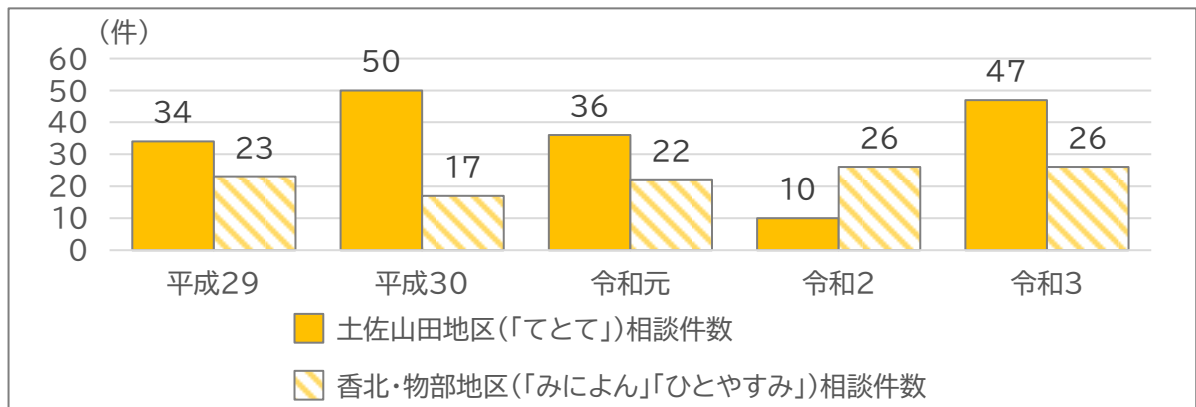
(2) 地域の状況

◎あったかふれあいセンター利用者数の推移



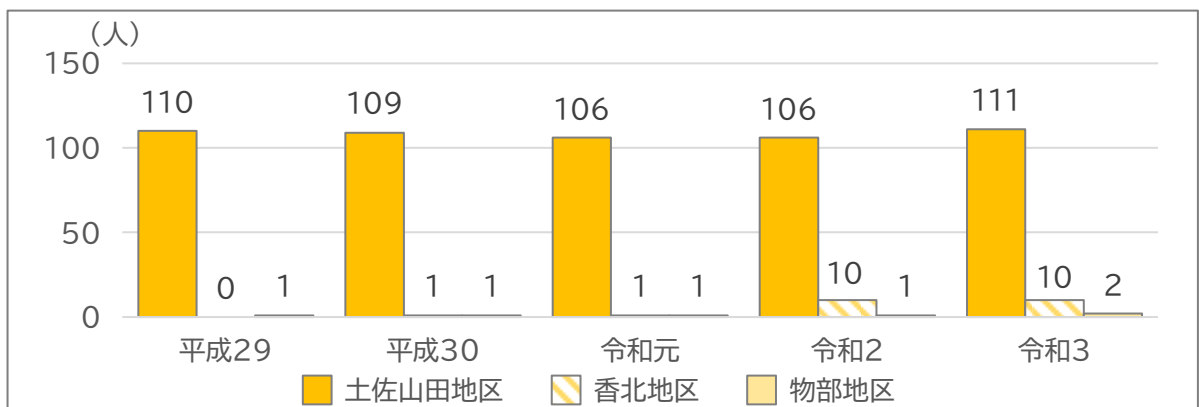
出典:香美市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

◎あったかふれあいセンター利用者数の推移



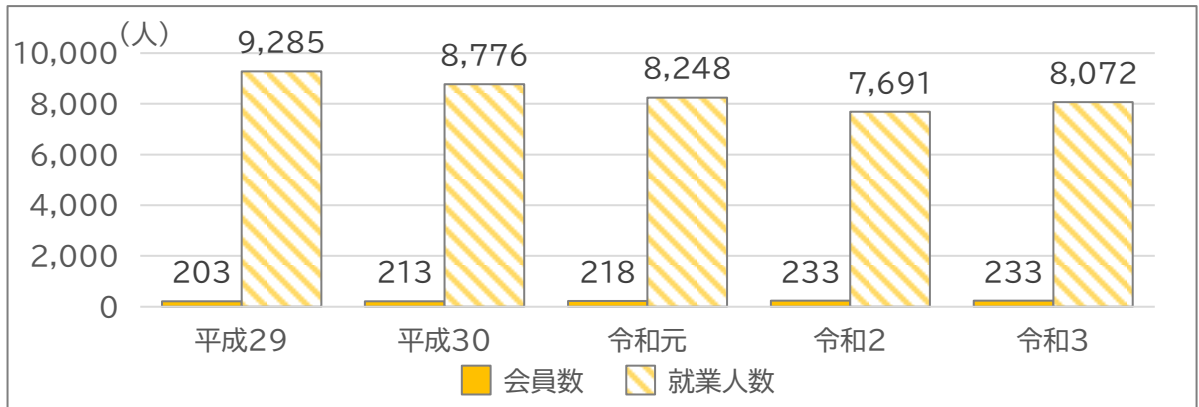
出典:香美市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

◎ボランティア登録者の推移



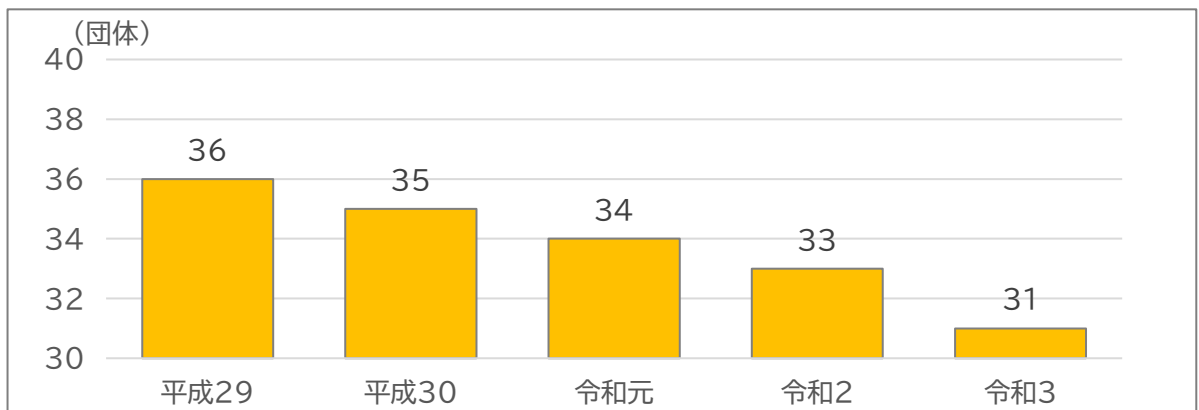
出典:香美市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

◎シルバー人材センターの会員数・就業人数の推移



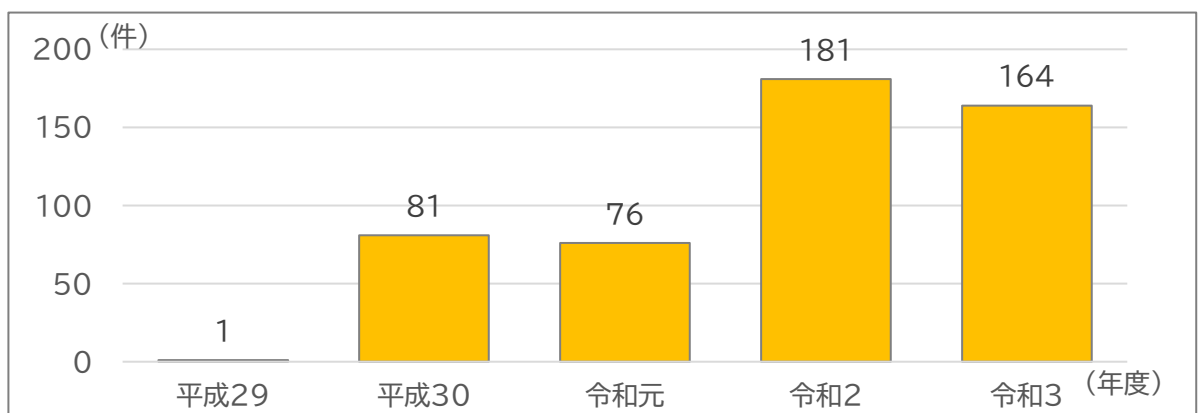
出典:香美市健康介護支援課(社会長寿班)(各年3月31日現在)

◎老人クラブ団体数の推移



出典:香美市健康介護支援課(社会長寿班)(各年3月31日現在)

◎個別計画策定数の推移



出典:香美市防災対策課(各年3月31日現在)

◎地区別自主防災組織数・組織率の推移<高知県・香美市>

		2017	2018	2019	2020	2021	2022
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
土佐山田地区	組織数	114	113	113	113	113	113
	組織率	99.2%	99.2%	99.2%	97.2%	97.1%	96.9%
香北地区	組織数	32	33	34	34	34	34
	組織率	96.9%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
物部地区	組織数	30	30	31	31	31	31
	組織率	92.0	92.2	97.2	98.2	99.6	98.8
高知県	組織率	94.7%	96.2%	96.5%	97.1%	96.9%	97.4%

※平成29年度に曾我部川西と東が合併し、平成30年度の土佐山田地区組織数が減少している。

出典：香美市防災対策課(各年4月1日現在)

◎各種相談件数の推移

		2017	2018	2019	2020	2021
		平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
相談件数(全般)	地域包括支援センター	4,382	4,598	4,863	4,932	5,702
	ふれあい交流センター (隣保館)	65	66	81	74	87
	生活相談センター香美	3,533	3,425	3,589	6,313	6,489
相談件数(障害)	地域活動支援センター 「香美」	559	613	757	724	694
相談件数 (母子保健)	子育て世代包括支援 センターすこやか	1,718	1,661	1,652	1,735	1,446
相談件数(子育て)	子育てセンターなかよし	144	320	106	154	137
	子育てセンターびらふ	39	26	22	49	34
	子育てセンター (育児相談)	290	365	281	194	160
相談件数(法律)	無料法律相談	64	73	66	66	69
相談件数(認知症)	認知症よりそい相談	5	2	3	1	11
相談件数(虐待)	香美市福祉事務所	1	5	7	5	4

出典：香美市健康介護支援課(地域包括支援班)、ふれあい交流センター、香美市社会福祉協議会、
香美市福祉事務所、香美市健康介護支援課(親子すこやか班)、子育て支援センター

9. 第2期計画の検証(平成30年度～令和2年度)

(1)基本目標1: みんなで気づき、学びあえるまちづくり

◎福祉意識の醸成 【重点施策】

事業・活動	実績と課題
「広報香美」による地域福祉に関する情報の提供	【実績】 障害者週間、高知県障害者スポーツ大会の結果、障害者福祉の各種手当や制度・事業の案内等を掲載。 【課題】 継続実施。
市ホームページを活用した地域福祉に関する情報の提供	【実績】 障害福祉サービス、地域生活支援事業、給付費の支給、事業所向けの情報等を掲載。 【課題】 継続実施。
社協だよりを通じての事業紹介	【実績】 介護予防事業、あったかふれあいセンター事業、生活相談センター香美等の活動を紹介。事業への参加と取組の理解を促進し、趣味活動を通じた外出機会と交流機会の増加につながった。 【課題】 継続実施。
暮らしの情報集の配布	【実績】 介護予防事業、あったかふれあいセンター事業の教室情報、チラシ、ボランティア募集情報等を掲載。香美はつらつ体操の動画配信。各事業の参加・利用につながった(R2)。 【課題】 事業の様子や最新情報を分かりやすく掲載(R2)。
社協ホームページを活用した地域福祉活動に関する情報提供	【実績】 介護予防事業、あったかふれあいセンター事業の教室情報、チラシ、ボランティア募集情報等を掲載。各事業の参加・利用につながった(R1～)。 【課題】 事業に関する最新情報等を分かりやすく掲載(R1)。
香美市市民大学	【実績】 人権講座1講座・生涯学習講座3講座(受講生652人)開催。3講座1,000人受講は未達成だが、受講者の反応は概ね好評(R1)。新型コロナウイルス感染症で、全ての事業を中止(R2)。 【課題】 受講券の販売方法、購入量制限等を検討(R1)。市民ニーズに応じた講師を選定し、新規参加者を増やす(R2)。
香美市市民セミナー	【実績】 パソコン・英会話教室、市民セミナーまつり、ものづくり教室等を開催。アンケート結果より内容を決定したため好評(R1～)。 【課題】 開催曜日や時間帯を検討し、若い世代や男性も参加できる事業を増やす(R1～)。
福祉体育大会 <香北・物部>	【実績】 市内の高齢者・身体障害者が集まる体育大会(香北体育センター)(11団体248名参加)開催。8競技。福祉関係団体が集まる(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。 【課題】 怪我のリスクを避け、シンプルに参加者が楽しめる競技種目の選定。チーム編成、入退出を含めた運営は、市と連携(R1)。感染症の動向をふまえ、開催を検討(R2)。
愛の餅つきの実施 <香北・物部>	【実績】 年末に餅つきを実施、民生委員・児童委員が独居高齢者(183名)に警察署からの交通安全啓発資料等と併せて配布。小学校、ボランティア協議会、老人クラブ等、福祉関係団体が集まった(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。 【課題】 餅をのどに詰まらせないように注意喚起する手紙を配布。訪問時の声かけを徹底(R1)。

事業・活動	実績と課題
地域サロン イベントの開催 <土佐山田>	<p>【実績】年2回、地域サロンボランティアと連携し、住民間で交流できる物づくりイベント開催。子どもとボランティアの交流等、世代間交流できた。認知症の方等も参加(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。</p> <p>【課題】「社協だより」等による広報。子育て世代が気軽に参加できるように、開催日時を配慮。小規模のイベントを複数回開催する等住民同士が気軽に参加できるイベントを企画(R1)。感染症対策に努めながら、全世代が安心して参加できるイベント企画(R2)。</p>

◎福祉教育の推進

事業・活動	実績と課題
生涯学習 推進大会	<p>【実績】H29年度で本事業を終了。「よってたかって生涯学習フォーラム」へ移行。県立山田高等学校を中心に市内6会場で開催(4,000人来場)。様々な団体と協働で実施(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。</p> <p>【課題】香美市教育振興基本計画(後期)の実施期間(~R5年度)に重点的に取り組む事業として、継続実施(R1~)。</p>
老人大学	<p>【実績】第14回香美市老人大学(奥ものべふれあいプラザ)「物部の流域 歴史の風景」開催。年に一度老人クラブ会員が集まる機会であり、土佐山田・香北の単位老人クラブと一般申込者等(214名)が参加。芸能発表では、大柵保育園園児の歌と踊りや20組の出演(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。</p> <p>【課題】継続実施(R1)。感染症の動向をふまえ、香美市老人クラブ連合会協議で開催を検討(R2)。</p>
小中学校の 地域活動	<p>【実績】子ども会議発案で、子ども中心に子どもまつり開催。香美市の歌のCD作成、あいさつ運動(H30)。 地域住民との花植えや昔遊び活動、独居老人への年賀状送付(小学校)。地域住民との花植えや柚子収穫(中学校)。敬老会では、吹奏楽部演奏で高齢者と交流。思いやりや感謝の気持ちを育み、学校では見られない児童・生徒の姿を見られた(R1~)。</p> <p>【課題】総合的な学習の時間等を活用して、地域福祉の検討(H30)。継続実施(R1~)。</p>
福祉教育推進校 事業の委託	<p>【実績】社会福祉協議会へ事業委託し、市内小学校7校、中学校3校に1校5万円を助成。高齢者との交流、高齢者施設の訪問、地域行事への参加、あいさつ運動、清掃活動等を実施(H30~)。新型コロナウイルス感染症で活動を縮小(R2)。</p> <p>【課題】継続実施。</p>
地域学校 協働活動	<p>【実績】各小中学校に設置され、登下校の見守り、環境整備、読み聞かせ等、地区民生委員・児童委員や地域住民が学校教育活動の様々な場面で子どもに関わった。研修会を年間5回実施。子どもは、活動を通して自己肯定感や郷土愛を高める。一部では通信を発行し、ボランティアの紹介や活動を掲載。各校の活動推進員が、取組等の情報交換(R1~)。</p> <p>【課題】新たな協力者の確保。活動内容の周知。活動推進員作成の年間計画表を活用し、連携を推進(R1~)。</p>

事業・活動	実績と課題
子育てサポート体験	<p>【実績】 県立山田高等学校と連携し、教科「発達と保育」(3年)を選択している生徒17人(R1)が、子育てひろば参加の親子との交流、読み聞かせ体験、保育所見学、子どもの発達に関する講話等に参加。交流するなかで子どもに積極的に関わる姿が見られる。子育てセンター等地域の中で子育てしていく大切さに気づいた(H30~)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施(H30)。対象者を拡大し、より多くの高校生が乳児とのふれあい体験等をできるように、関係機関等と仕組みづくり(R1)。感染症対策に努めながら、高校生と親子が交流できる方法を検討(R2)。</p>
福祉教育推進校事業	<p>【実績】 市より受託し、市内の小中学校に助成。各校の福祉教育推進を支援。福祉教育のカリキュラムで社会福祉協議会職員が講師として参加(R1~)。</p> <p>【課題】 福祉教育をより広めるために各小中高等学校・大学や教育委員会と連携を取っていくことが重要。また、福祉教育の機会を通じて、次世代の担い手づくり(R1は地域共生の意識)を目指す(R1~)。</p>

※「香美市市民大学」は基本目標1「福祉意識の醸成」を参照

◎地域福祉を支える担い手の育成

事業・活動	実績と課題
社会福祉協議会の活動支援	<p>【実績】 社会福祉協議会が実施するボランティア活動、ボランティア協議会へ補助金50万円を交付。ボランティアに参加しやすい体制強化、活動の充実、情報の周知を図った(R1~)。</p> <p>【課題】 継続実施。</p>
ボランティアセンター事業	<p>【実績】 市内小学校へのアイマスク体験への講師派遣。災害時の円滑な対応のため、南国青年会議所と協定を締結(R1)。ボランティア活動保険の斡旋を行い、590名加入(R1)、543名加入(R2)。「社協だより」等を通じてボランティアコーディネートを行った。ボランティアコーディネートをきっかけにニーズの発掘、地域での新しいつながりを作れた。南国市・香南市と連携し、災害ボランティアセンターの体制整備、合同災害ボランティアセンター研修を実施(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。ボランティア登録数を増やすための募集方法・広報の検討(R1)。香美市ボランティア募集情報を効果的に利用し、情報提供、支援ニーズを把握(R2)。</p>
ボランティア募集情報でのニーズの紹介	<p>【実績】 「社協だより」や香美市社協ホームページでボランティア募集情報を掲載。施設や地域団体等とボランティアが直接問い合わせる形のコーディネートを行った(R1~)。</p> <p>【課題】 継続実施。ニーズが減少傾向にあるので、多くのニーズを把握できるよう検討(R1~)。</p>
障害デイサービス「ぱちカフェ・アトリエ」ボランティア	<p>【実績】 月1回デイサービスを開催(プラザ八王子)。ボランティア登録14名、毎回約8名が活動。利用者の話し相手、レクリエーションの企画等。ボランティア研修として「高知県精神保健福祉大会——あなたもできる認知症予防 脳のアンチエイジング」に参加(H30)。事業の目的達成により、H30年度で事業終了(R1~)。</p> <p>【課題】 ボランティアがいきいきと活動ができるよう、ボランティアの主体性を大切にしたい支援に努める(H30)。</p>

事業・活動	実績と課題
こころのボランティア研修	<p>【実績】 障害に関する知識の学習、デイサービスの見学・交流(2名参加)。こころのボランティア研修実施(H30)。「ぷちカフェ・アトリエ」の目的達成により、H30年度で事業終了(R1～)。</p> <p>【課題】 なし</p>
小中学校でのボランティア活動	<p>【実績】 花いっぱい運動で、育てた花を商店街等に飾ったり、施設に届けたりした(小学校)。地域清掃活動、柚子収穫、塩の道ガイド役のボランティア(中学校)。児童会・生徒会を中心に、地域とのつながりを深め、主体性も高まった。</p> <p>【課題】 各学校単位の活動なので、教育委員会が子ども会議等で交流する場を設定し、外部機関と連携を図る等、連携体制を整備(H30)。継続実施(R1～)。</p>
健康づくりを支える担い手の育成(健康づくり婦人会)	<p>【実績】 会員数は H30 年度～減少傾向。健康づくりに関する研修等も同様に減少。ストレッチ体操(H30)、家庭訪問による受診勧奨(R1)、検(健)診介助、受動喫煙防止の啓発、複十字シール募金活動、体力づくり、地域での催し、小中学校(土佐山田)での虫歯や喫煙防止の紙芝居披露(R1～)。R2年度は新型コロナウイルス感染症で受診勧奨未実施、研修会、啓発活動を実施(R2)。</p> <p>【課題】 活動主体が役員・理事に偏っている。参加しやすい研修会や活動方法を検討。</p>
健康づくりを支える担い手の育成(健康づくり推進員)	<p>【実績】 会員数はH30年度～減少傾向。健康づくりに関する研修を年数回開催。検(健)診介助、家庭訪問による受診勧奨(R1～)。研修会で学習したことを地域に伝える等、啓発活動を中心に実施。学んだことを推進員自身でも実践(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。</p>
健康づくりを支える担い手の育成(食生活改善推進協議会)	<p>【実績】 支部中央研修、健康づくりに関する研修会、地区伝達講習会等食生活改善事業全般の企画、食生活改善推進員養成教室開催(R1:10名修了)。新型コロナウイルス感染症で活動を縮小。市民のライフステージに応じた健康づくりへの普及啓発(R2)。</p> <p>【課題】 会員の高齢化・固定化。研修内容等の充実を図り、会員の資質向上に努める。新規会員入会で、活動の幅が広がるような支援が必要(H30)。感染症対策の徹底。可能な方法で食生活改善の普及啓発(R1～)。</p>
出前認知症カフェと認知症サポーター養成講座	<p>【実績】 認知症啓発上映会の事前勉強会として、サポーター養成講座を実施(市立大柘中学校)。出前ろばカフェでは、よりそいかるた等で認知症に関して学び、参加者と脳トレ、コグニサイズ等を実施、認知症予防を啓発(R1～)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。</p> <p>【課題】 感染症の動向をふまえ、段階的に再開。若年層に向けた啓発方法の検討。企業等への啓発(R1～)。</p>
地域の集いリーダー研修の開催<土佐山田>	<p>【実績】 米袋を使ったエコバッグづくり、「音楽を使ってこころとからだの健康づくり」(14地区39人参加)開催。エコバッグづくりは好評で地区の集いでも実施(R1)。新型コロナウイルス感染症で、時間短縮・人数制限での開催。出前教室の紹介・情報交換会・行政書士による終活講座(16地区28人参加)開催。情報交換会では、感染症で困っていること等の意見交換。感染予防の質問は後日保健所に確認、各集いに文書で案内。終活講座は好評で、依頼があった集いに出前講座を実施(R2)。</p> <p>【課題】 新規参加者が少ない(R1)。継続実施。研修会の内容は、各集いが自分の地域でも活用できる内容や情報を検討(R2)。</p>

(2)基本目標2： みんなでつながり、支えあえるまちづくり

◎集いの場づくり 【重点施策】

事業・活動	実績と課題
<p>あったか ふれあい センターの充実</p>	<p>【実績】 社会福祉協議会にあったかふれあいセンター事業を委託、地域サロン「みによん」、地域サロン「ひとやすみ」、地域サロン「ボランティア家てとて」。高齢者が日常的に集い、世代間交流を図った。サロンを拠点としたボランティア活動も進んだ(H30～)。新型コロナウイルス感染症で活動を縮小(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施。気軽に利用できるスペースとして定着。土佐山田と香北町・物部で地域性に応じた活動を推進。ボランティア参加人数の増加と育成が課題。</p>
<p>隣保館デイ サービス事業</p>	<p>【実績】 市内65歳以上を対象に月3～4回デイサービス事業を実施。1回あたり平均11名が日常生活訓練、創作、軽作業等を実施。住民交流、生きがいづくり、認知症予防になった。新型コロナウイルス感染症で、活動を縮小(R1～)。</p> <p>【課題】 福祉の向上、人権啓発となる住民交流の拠点として、気軽に利用できる施設を目指す(H30)。継続実施、内容を充実させる。感染症対策の徹底(R1～)。</p>
<p>集落活動 センター</p>	<p>【実績】 安心して元気に暮らし続けられる集落を目指し、持続可能な中山間地域の実現のため、集落活動センターの拠点施設が交流の活動拠点となる仕組みを形成。 <集落活動センターひらやま> 土佐山田町平山で、集落活動センター設立準備(H30)。2名の地域づくり支援員を雇用。サンルームを増築する改修工事。軽トラックや薪割り機等、今後必要となる備品を整備(R1)。倉庫兼ボルダリング施設兼加工場の複合施設「集落活動センターひらやま別館」の建設。経済活動に繋がる備品を整備(R2)。 <集落活動センター美良布> 活動を検討するワークショップ開催。葦生の里美良布直販店が改装し、地域活性化と交流につながった(H30)。様々な団体・地域住民が交流スペースを利用。特産品の商品開発、次年度の販売に向けた包装資材等の製作(R1～)。 <物部地区集落活動センター準備会> 意見交換会、アドバイザーのワークショップ開催。組織案等の協議を重ね準備会設立(R2)。</p> <p>【課題】 集落活動センターひらやまの整備事業を推進、サンルーム、別館を有効活用。集落活動センター美良布は、各部会の活動を継続支援。設立を目指す物部地区集落活動センターの課題解決につながる活動内容の検討、地域住民が主役となる活動の仕組みづくりを検討。</p>
<p>あったか ふれあい センターの充実 <土佐山田①></p>	<p>【実績】 プラザ八王子で開催される事業、会議等の利用者を中心に利用が定着。利用者間で会話、自宅のお花を飾る等共有スペースの認識(R1)。誰でも気軽に集える場、地域サロン「ボランティア家てとて」を開放。新型コロナウイルス感染症で、サロン利用中止、利用者減少。感染症対策をとった環境整備(R2)。</p> <p>【課題】 感染症対策に努めながら、継続実施(R1～)。</p>
<p>あったか ふれあい センターの充実 <土佐山田②></p>	<p>【実績】 希望によって独居高齢者の電話での見守り・安否確認を行う「声ともだち」、独居高齢者へ見守り郵便(R2:送付数740通)、施設での傾聴ボランティア活動(R1:7施設、利用者数282人)実施。「声ともだち」では、利用者の自宅の状況やサービス継続利用の有無等を確認。年に1回利用者宅の訪問を実施。見守り郵便には136通の返信。見守りが必要と判断された人は、スタッフが定期的に見守りの電話を実施(R2)。傾聴ボランティアは施設側、利用者の双方に好評、ボランティアのやる気につながった。より見守りが必要とされる時は、民生委員に連絡して見守りを依頼(R1～)。新型コロナウイルス感染症で中止。養成講座を開催し、2名登録(R2)。</p>

事業・活動	実績と課題
あったかふれあいセンターの充実 <土佐山田②>	【課題】「声ともだち」の利用が微増、利用枠の空きが少ない。定期的に面談を行い、サービス継続の見直しが必要(R1)。「声ともだち」ボランティアが確保できない。見守り郵便は継続実施。傾聴ボランティアは感染症の影響をふまえ、順次再開(R2)。
あったかふれあいセンターの充実 <香北・物部①>	【実績】誰でも気軽に集える場として、香北地区に地域サロン「みによん」、物部地区に地域サロン「ひとやすみ」を開設。ものづくり中心のサロンイベント開催。週1回各拠点でひきこもりの高齢者、障害者の交流の場「菜園クラブ」を新しく実施(263名参加)。住民同士の交流、憩いの場として活用(R1~)。「社協だより」やホームページで、サロンやイベント紹介。新型コロナウイルス感染症で、一時期閉所(R2)。 【課題】憩いの場(サロン)として定着しつつある。継続実施。ひきこもり等の高齢者に対して送迎の必要があるため検討。感染症対策の徹底(R1~)。
あったかふれあいセンターの充実 <香北・物部②>	【実績】認知症、身体機能が低下している人への支援。「ゆずまるももにゃんとなりぐみ」の活動に「声ともだち」を追加。ゴミ出し、電球交換(R1~:利用実績なし)。 【課題】活動件数の増加。ボランティアの確保。活動内容は地域住民の声を反映。感染症対策の徹底(R1~)。
地域の集いの開催 <土佐山田>	【実績】地区公民館で集いを実施。香美はつらつ体操、リズム体操、コグニサイズ、口腔体操、茶話会(R1~)。新型コロナウイルス感染症で、飲食は中止。閉じこもりを防止し、参加者の健康増進、見守りにつながった(R2)。 【課題】高齢化による参加者減少。集いの存続が難しい地区もある一方、新たな集いを立ち上げる地区もある。感染症の影響で休止している集いもある。立ち上げ支援も積極的に関わる(R1~)。
地域の集いの開催 <香北・物部>	【実績】地区公民館で集いを実施。香美はつらつ体操、口腔体操、茶話会等。参加者の健康増進、介護予防、仲間づくり、見守りや閉じこもり防止につながった(R1~)。 【課題】参加者やリーダーの高齢化。出前教室やリーダー研修での支援。新型コロナウイルス感染症対策に努めながら、安心して開催できる情報発信(R1~)。
地域の自主グループ支援 <土佐山田>	【実績】出前教室で各地区の集いに参加。香美はつらつ体操、脳トレ、コグニサイズ、物づくり等。各集いの開催状況、地域の情報を収集。新型コロナウイルス感染症で出前教室に行けない時は、各集いのリーダーに電話で様子を伺った(R1~)。 【課題】継続実施(R1~)
地域の自主グループ支援 <香北・物部>	【実績】各地区の公民館等で介護予防、仲間づくり等を目的に活動する団体の支援。地域包括支援センター職員と連携し、出前教室を開催。地域の高齢者等の健康増進を図った(R1~)。新型コロナウイルス感染症で、活動を縮小(R2)。 【課題】継続実施。出前教室、訪問等職員が地域に積極的に出向く。感染症の影響をふまえ、活動再開に向け情報共有(R1~)。
なかよしサロンの開催 <土佐山田>	【実績】毎月第1木曜日に高齢者の交流の場として1~6班のボランティアが交代でサロン開催(プラザ八王子)。毎月平均31名参加。各班のボランティアがイベントを企画。新規参加者が増加(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。 【課題】ボランティアの高齢化で、会場設営や買物等の準備に負担感が増す。送迎は定員制で、新規受付が難しい(R1)。感染症の影響をふまえ、各班のボランティアと協議し、開催方法を検討(R2)。

事業・活動	実績と課題
陽まわりの集いの開催 <土佐山田>	<p>【実績】 H23に発足、発足当時の会員を中心に介護等何でも話せる関係性を構築。毎月第3木曜日に介護者の会実施。新型コロナウイルス感染症で一時期中止、その後飲食以外再開。認知症に関する勉強、小物づくり等の交流等。認知症カフェは自ら運営、茶話会の準備等に取り組んだ。外出のきっかけになり、介護保険サービスにつながった利用者もいた(R1~)。</p> <p>【課題】 継続実施。高齢化で会員数が減少。一方、認知症カフェで新規利用者が微増。「社協だより」等による広報(R1~)。</p>
地域の活動拠点及び交流の場づくり	<p>【実績】 地域活動の拠点となる集会所の整備。経年により老朽化した集会所を修繕することで、地域活動の活性化を促進(R1~)。</p> <p>【課題】 補助金を活用、継続実施。</p>
公民館事業	<p>【実績】 中央公民館1館、地区公民館12館。中央公民館は、市全域を対象とした事業(「香美市市民大学」「香美市市民セミナー」「香美市こども教室」等)、地区公民館は地域性を生かした事業実施。地区内外から多数の参加者、地域活動、世代間交流。</p> <p>【課題】 高齢化による事業減少、参加者の減少。市民ニーズの把握。野外での活動を取り入れ、幅広い年齢層が参加する計画づくり。</p>

◎地域のネットワークづくり

事業・活動	実績と課題
健康づくり地域ネットワーク推進事業	<p>【実績】 各団体が健康づくり事業等への勧誘、事業を周知。地域での声かけ、検(健)診の受診勧奨(H30~)。健康づくり活動、地域でのつながりを強めるための取組を進める2団体に補助金交付。高齢弱者の社会孤立を防止するため、声かけ、見守り、訪問。新型コロナウイルス感染症で、身体が衰えないよう有酸素運動を実施(R1~)。</p> <p>【課題】 広報の充実。申請様式の簡素化。既に補助金を活用している団体では事業の継続・推進(H30)。感染症の影響で、補助金活用団体は少ない。利用しやすい補助金への内容変更(R1~)。</p>
赤ちゃんすこやか訪問	<p>【実績】 市の養成講座を修了した赤ちゃんすこやか訪問員による訪問活動(全出生児)を子育て家庭の孤立を防ぐことを目的に実施。訪問数は H30以降減少。生後4ヶ月までの転入児も対象として声かけ。定例会・研修会で、訪問員同士の情報交換、乳幼児の発育・発達についての学習(H30)。子育て支援センター実施の子育てサークル交流会に参加する等、再研修の場を設けた(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止。訪問活動が難しい中でも、可能な活動について検討(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施(H30~)。訪問後も見守りや声かけ等のつながりができるよう、訪問員の居住地域に訪問するため、一部の訪問員に件数が集中(H30、R1)。訪問員養成、分担方法の検討(R1)。感染症対策に努めながら、訪問活動、養成講座の再開を検討。訪問以外でも機会をつくる(R2)。</p>
緊急通報装置の貸与	<p>【実績】 緊急時における通信手段として、65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者世帯に緊急通報装置を貸与し、24時間、緊急通報による駆け付けと健康相談に対応。連絡手段を持たない高齢者等がすぐ助けを求めることができ、不安なことがあればいつでも相談できる(利用者数は、H30:23人、R1:23人、R2:22人)。</p> <p>【課題】 継続実施。入院や施設入所、協力員の不足、周知不足、携帯電話の普及等で利用者数は減少傾向にある。</p>

事業・活動	実績と課題
配食サービス	<p>【実績】 70歳以上の手助けを必要とする一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害のある人で、調理が困難な人が対象。栄養バランスの取れた食事の提供、訪問による安否確認。異常が認められる場合には医療機関への連絡(利用者数は、H30:9人、R1:8人、R2:11人)。</p> <p>【課題】 継続実施。値段が割高(普通食:514円、治療食566円)だが、月曜日～日曜日の昼・夜と配達可能な日・時間が多く、安否確認を兼ねることができるため、地域の在宅生活を支える一つの手段としての重要度は高い。</p>
地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)	<p>【実績】 香美市社会福祉協議会に、地域介護予防活動支援事業(介護予防講座、運動習慣づくり、生きがいづくり、自主グループ支援の4つを柱とした介護予防事業)を委託。土佐山田、香北・物部の圏域ごとに、老人クラブ、民生委員、地域住民の協力で、歩いていける範囲(各地区公民館、公会堂等)での住民主体の集い実施。あったかふれあいセンター事業とも協力。自主グループへの支援として、年1回リーダー研修会、出前講座(市の保健師、食生活改善推進員も支援)。市内に55ヶ所(R1)、多くは10年近く継続。介護予防体操、お茶を囲んだ交流(H30)。新規参加者、男性参加者の増加。支援が必要とされる人の早期発見、情報共有につながった(R1)。新型コロナウイルス感染症で、参加できない高齢者が自宅で介護予防に取り組むため、香美はつつ体操の普及活動(YouTubeの活用、DVD作成)。感染症対策に努めながら、再開(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。介護予防啓発に併せ、地域とのつながり、活動の場づくり。地域住民の活動を支援する人材育成、システムづくり(H30)。感染症の影響、担い手の高齢化、送迎がない(R1～)。</p>
要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備	<p>【実績】 緊急時や大規模災害発生時の避難行動に役立てるため、民生委員・児童委員に依頼し、要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査・整備。75歳以上単身者より緊急時連絡先、かかりつけ医等聞き取る。情報は台帳に記録し、社会福祉協議会、市、民生委員・児童委員で情報共有(R1～)。</p> <p>【課題】 見守りが必要な人は台帳に記録していく等、包括的にデータ整備(R1～)。</p>
独居高齢者宅への訪問活動<土佐山田>	<p>【実績】 あったかふれあいセンター事業、よりそい支援事業で個別訪問の実施。あったかふれあいセンター事業では、見守り電話サービス「声ともだち」に伴う訪問。よりそい支援事業では、保健師からの連絡で受診介助を実施(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施。訪問時は、感染症対策に努める(R1～)。</p>
独居高齢者宅への訪問活動<香北・物部>	<p>【実績】 あったかふれあいセンター事業において、地域包括支援センターの職員等と一緒に、高齢者宅を訪問。見守りハガキの返信、地域包括支援センターの情報を利用。介護保険制度、地域の集いへの参加等の情報提供(R1～)。</p> <p>【課題】 地域包括支援センター、民生委員児童委員協議会と連携し、継続実施。訪問時は、感染症対策に努める(R1～)。</p>
たんぽぽの会の定例会<土佐山田>	<p>【実績】 見守りハガキの準備、世代間交流イベントの計画、施設傾聴ボランティアのマッチング、情報交換。毎月第4木曜日に開催。研修会を実施。傾聴ボランティア、見守り電話サービス「声ともだち」は好評(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止。情報交換から、新しい取組の協議(R2)。</p> <p>【課題】 感染症対策の徹底。地域サロン「ボランティア家ととて」のスペースを利用した、小規模サロンイベントを複数回開催する等、交流機会を増やす(R1)。地域サロンボランティアのスキルアップ研修を定期的実施。子育て世代への支援の検討(R2)。</p>

事業・活動	実績と課題
見守りハガキの送付 <土佐山田>	<p>【実績】 社会福祉協議会が把握している75歳以上独居高齢者に対して、「てとてだより」(新型コロナウイルス感染症対策、体操、脳トレ等)と返信用ハガキ(近況の困りごと、クイズの回答等を記入)を封書と同封して送付。地域サロンボランティアがハガキの内容検討。対象者の生活状況等の把握、介護予防事業、あったかふれあいセンター事業への参加につないだ(R1~)。必要な人には、定期的に見守りの電話を実施(R2)。</p> <p>【課題】 感染症の影響で、訪問活動より見守り電話に重点を置く(R1)。返信があった対象者への訪問実施ができない。生活状況に不安がある、困りごとがある対象者には、感染症対策に努めながら、可能な範囲で訪問実施(R2)。</p>
見守りハガキの送付 <香北・物部>	<p>【実績】 75歳以上独居高齢者に見守りハガキ(返信用ハガキで近況等を知らせてもらう。社会福祉協議会、サロン行事のお便り等)を送付、訪問につないだ。社会福祉協議会主催の行事に参加(R1)。大栃小学校、香北町福祉ボランティア協議会と連携。返信率が高く、人とつながりたいという声が多く見られた(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。感染症対策、不安等を解消する情報提供(R1~)。</p>
認知症総合支援事業及び在宅医療介護連携推進事業	<p>【実績】 H28年度から認知症総合支援事業(認知症初期集中支援チーム)を同仁病院に委託。市内関係機関との認知症についての研修会開催。同仁病院、社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携し、相談支援体制を整備(H30)。成年後見制度、事例を通じた倫理的課題等の情報共有。新型コロナウイルス感染症で、認知症支援啓発上映会は中止。認知症カフェは感染症の影響をふまえ、実施。関係機関と連携し、認知症啓発ポスターを作成。南国市・香南市と連携、在宅医療介護連携推進事業を継続。3市合同の多職種連携研修会等に参加(R1~)。</p> <p>【課題】 継続実施(H30~)。作成したポスター、ケアパス(認知症ガイドブック)を利用した認知症の相談窓口等の啓発。感染症の影響をふまえ、出前認知症カフェの再開(一部地域)。成年後見制度利用促進法による権利擁護センター設置に向けた課題整理(R1~)。</p>
障害者自立支援協議会	<p>【実績】 広域での取組が必要な課題は、南国市・香南市と意見交換(H30~)。障害者自立支援協議会、相談部会で地域課題の抽出・協議。第5期障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗確認(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。市単独では解決できない課題に関して、中央東広域圏での対応、県等へ訴えることを市に提案(H30~)。地域課題の抽出・解決につなげにくい。地域の課題解決を軸にした運営に転換(R1~)。</p>
公立保育所への第三者委員会設置	<p>【実績】 公立保育所全園に、保育サービス利用者の意見・要望等の相談解決のための第三者委員を置いた。関係者に報告・改善・解決につなげるため、保護者等からの苦情・要望を受け付ける体制を設けた。関係者に苦情等を申し立てにくい事例への対策(R1~)。</p> <p>【課題】 保護者の目につきやすいところに苦情相談窓口の案内を表示。入園時に配付・説明する各園の「重要事項説明書」に苦情相談窓口について記載。苦情等は、直接保育所職員や教育振興課へ申し立てる事例が多く、第三者委員会への相談がほとんどない。問題があれば状況に応じて解決(R1~)。</p>
関連する会議への出席等による情報共有	<p>【実績】 市より受託し、生活支援コーディネーター(4名(R1)、3名(R2))配置。資源開発や地域支援ニーズとサービスへのマッチング等のコーディネート。土佐山田、香北・物部で、定期的な会を開催。地域活動の活発な先進地へ赴き、情報収集(R1)。土佐山田では、民生委員・児童委員に対し、生活支援に関わる困りごと・助けあいのアンケート実施、生活支援のニーズ把握。香北・物部では、集いの支援、移動販売の調査(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。生活支援コーディネーターの役割の明確化(R1~)。</p>

◎関係団体の活動支援

事業・活動	実績と課題
老人クラブ活動への援助	<p>【実績】健康づくり、介護予防支援、生きがいづくりの活動を行う老人クラブへの支援(老人クラブ数は、H30:35件、R1:34件、R2:33件)。</p> <p>【課題】継続実施(H30)。ニーズ把握、新しい事業の提案、既存事業の見直しで、老人クラブの活発化。新規会員募集のきっかけづくり(R1～)。</p>
シルバー人材センター助成事業	<p>【実績】高齢者の労働能力を活用するため、香美市シルバー人材センターの運営に要する経費について助成(会員数は、H30:213人、R1:218人、R2:233人)。</p> <p>【課題】継続実施。高齢者の働く場の確保に努め、高齢者福祉の向上を目指す。</p>
子育て支援団体との協働・支援	<p>【実績】子育てサークル交流会での情報交換、近況報告。子育てひろばの行事には民生委員、地域住民が参加。子育て講座で、民生委員、食生活改善推進員等と連携し、事業実施。子育てセンターなかよしでは、市立図書館と連携し、「山田おはなしの会」の協力で毎月「絵本の読み聞かせ」開催。子育てセンター掲示板に「子育てサークルガイド」、子育て支援サークルのちらし、イベント等のお知らせを掲示。子育てサークルろばみみ主催「ろばみみ会議」への参加(2ヶ月ごと)。「ろばみみ通信」等の配布(H30～)。ハッピーチルドレンのちらし、子育て支援研修会等の情報掲示(R2)。</p> <p>【課題】継続実施。</p>
老人クラブ活動への支援	<p>【実績】老人大学、マレットゴルフ大会等の開催。健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの活動支援。第14回香美市老人大学開催。土佐山田・香北の単位老人クラブと一般申込者(202名)が参加。事務局として総会、県老人クラブ大会等に参加、クラブ活動運営を支援(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止。感染症対策に努めながら、視察研修等実施。事務局として単位老人クラブからの相談対応、事業運営(R2)。</p> <p>【課題】新規会員に対し、支持や共感を得られる活動の検討。感染症の影響をふまえ、再開に向けた支援(R1～)。</p>
民生委員・児童委員への支援	<p>【実績】事務局として総会・定例会開催、研修等の委員活動の支援。定例会では、各地区から活動報告、委員同士の情報共有、意見交換。県福祉大会、中央東ブロック研修等に参加(R1～)。</p> <p>【課題】継続実施。欠員地区の解消に向けた協議。関係団体との連携強化(R1～)。</p>
香北町ボランティア協議会への支援・連携	<p>【実績】独居高齢者への絵手紙配布、デイサービスでの喫茶、地域への訪問活動等。ボランティア協議会会員は減少傾向。助成による支援、社会福祉協議会事業等の地域福祉事業の推進(R1～)。</p> <p>【課題】継続実施(R1～)。</p>
香美市福祉委員会への支援<土佐山田>	<p>【実績】民生委員・児童委員との合同研修会実施。認知症啓発映画上映会に参加(R1)。社会福祉協議会が事務局として総会・研修会等を実施。新型コロナウイルス感染症で、合同研修会は中止。「ジェンダー」「傾聴」に関する研修会開催(R2)。</p> <p>【課題】担当地区の民生委員・児童委員が誰か分からない。福祉委員として活動できていない委員が多く、活動内容の明確化。民生委員との情報交換会の実施(R1～)。</p>
関係団体への支援(香美市福祉事務所等)	<p>【実績】土佐山田・香北・物部民生委員児童委員協議会に対し、民生委員・児童委員活動費補助金を交付。地域福祉に関わる活動・事業の支援。組織の連携強化を図った(R1～)。</p> <p>【課題】継続実施(R1～)。</p>

事業・活動	実績と課題
関係団体への支援 (社会福祉協議会)	<p>【実績】子育て支援団体等の広報支援、情報提供。社会福祉協議会内に設置。民生委員・児童委員実施の「ふれあい一座」の敬老会等へ、介護事業所や自治会等との参加仲介(R1)。なんこく若者サポートステーションへ農作業の場の提供(「菜園クラブ」)。香美市身体障害者連盟のコミュカフェ「わたぼうし」(月1回)の開催場所として地域サロン「ボランティア家てとて」の一部を提供。印刷作業の支援(R2)。</p> <p>【課題】継続実施(R1～)。</p>

(3)基本目標3： みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

◎安全に暮らせる地域づくり 【重点施策】

事業・活動	実績と課題
自主防災組織の活動支援	<p>【実績】自主防災組織の組織率は、R1時点で178組織・97.78%。</p> <p>【課題】説明会、自治会長への個別依頼等で新規設立・既存組織への加入の促進。山間部の小世帯集落、市街地で結成に至らない。自主防災組織の育成強化に向け、香美市防災士連絡会の協力で、地域防災力の向上を図る。</p>
防災情報の提供	<p>【実績】土佐山田で同報系デジタル無線システムを実施(H30)。香美市登録制メール、Yahoo!との災害協定で、アプリによる防災・災害情報を発信。防災行政無線を聞き逃した場合の文字(メール)・音声(市防災アプリ)での情報提供(R1～)。</p> <p>【課題】同報系防災行政無線のデジタル移行・導入。市内全域での一斉情報伝達システムの整備。(H30年度完成予定)。情報発信の多重化の継続実施(R1～)。</p>
防災訓練の実施	<p>【実績】自主防災組織みんなで避難訓練、消防学校一日震災訓練。非常時における住民自身の自助・共助による適切な行動を習得。</p> <p>【課題】合同訓練、香美市総合防災訓練を実施。</p>
災害ボランティアセンター事業	<p>【実績】災害ボランティアセンター運営に関して、南国青年会議所と協議。運営時に人材・資材の支援等を明記した「災害ボランティア活動支援に関する協定書」を締結。南国市・香南市と連携し、南国青年会議所を対象に、企業向けの災害ボランティアセンターに関する研修実施(R1～)。</p> <p>【課題】継続実施。災害ボランティアセンター担当職員以外でも設置・運営を円滑にできるように、職員向けの研修実施(R1～)。</p>
安否確認体制の整備	<p>【実績】見守りを必要とする人を把握し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携して見守り実施。年1回民生委員・児童委員による対象者調査を実施。災害時避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者へ提供、個別計画策定へつなげる支援を実施。</p> <p>【課題】過疎化・高齢化で支え合いの希薄化。体制整備が必要(H30)。避難行動要支援者の見直し、支援関係者と連携した個別避難支援計画策定、見直し、避難訓練(R1～)。</p>

事業・活動	実績と課題
福祉避難所の指定及び運営訓練の実施	<p>【実績】 南海学園(南国市)で中央東福祉保健所、南国市・香南市・大豊町、社会福祉協議会、施設職員、地域住民とともに、広域福祉避難所の開設、運営訓練を実施。養護老人ホーム白寿荘、特別養護老人ホーム(いずれも福祉避難所)に市・県補助金活用で物資器材を購入。災害時受け入れの課題等を整理。避難生活時に必要な備品整備。指定避難所を増やした(H30)。福祉避難所による設置運営訓練。避難者受入訓練を体験(R1)。新型コロナウイルス感染症等対策に必要な物品や備品整備(R2)。</p> <p>【課題】 継続実施。</p>
防犯活動の推進	<p>【実績】 香美地区地域安全協会(警察、関係団体と連携し、各種防犯活動実施)への補助金の交付。市民向けの防犯広報活動、啓発活動(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施(R1～)。</p>
登下校の見守り活動	<p>【実績】 香美市子ども見守り活動連絡協議会(やまびこ会)会員による地域での登下校の見守り活動。早朝巡回、午前巡回、午後巡回の実施。少年の非行行為を早期発見。学校等関係機関と連携し、適切な生活指導につなげた(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施(R1～)。</p>
防犯灯の維持費補助	<p>【実績】 自治会管理の防犯灯の維持費を補助。犯罪防止の環境整備。</p> <p>【課題】 自主防犯意識を高める。</p>
防犯灯新設の経費の一部補助	<p>【実績】 自治会からの要望に対し、防犯灯を新設する場合、経費の一部を補助。防犯灯の設置で、夜間の通学路、住宅地、農村地域の生活道路等での犯罪・事故を未然に防止(R1～)。</p> <p>【課題】 共同募金の募金額減少で補助財源が減少。補助額を上げられるか検討(R1)。LED灯のため設置費用が従来より高い。自治会の負担を減らせるよう、補助額の見直し(R2)。</p>

※「要配慮者安心安全ネットワーク台帳の調査及び整備」は基本目標2「地域のネットワークづくり」を参照

◎福祉サービス利用の支援

事業・活動	実績と課題
母子健康手帳交付時の情報提供	<p>【実績】 母子健康手帳交付時の保健師面談、出生届出時、各種母子保健事業等の機会を利用。転入者についても、届出時に育児に関する相談窓口、母子保健サービスに関する資料を配布。H29年4月に「子育て世代包括支援センターすこやか」を設置、地区担当保健師と連携し、体制強化につながった。新生児訪問、健診での声かけ、資料配布で子育て支援センターにつながりやすく、利用開始月齢も早まった。</p> <p>【課題】 継続実施。</p>
新規障害者手帳取得時の情報提供	<p>【実績】 新規取得者はR1～減少傾向。障害者手帳の新規取得者に「障害者のしおり」配布。</p> <p>【課題】 情報の周知は不十分との声もある。地域活動支援センター香美と連携し、制度、サービス情報を提供。</p>
声の広報	<p>【実績】 H27年度に導入したデジータ録音図書。視覚障害者で希望する人に、広報の内容をカセットテープ・CDで録音したものを毎月配布。</p> <p>【課題】 利用者が少ない。手帳取得時等に周知。</p>

事業・活動	実績と課題
地域の子育て 関連情報の提供	<p>【実績】 月1回「子育ておひさま通信」の発行・配布・ホームページへの掲載。「楽しい子育て応援します」の随時更新・配布・ホームページへの掲載、窓口への設置、乳幼児健診、保健師訪問等を活用しての配布。年1回「子育てガイド」を更新、窓口への設置、関係機関等から配布(転入児の家庭には、健康介護支援課で配布)。「子育てサークルガイド」の発行、窓口への設置、子育てサークル、関係機関等で配布。保育士が乳児健診で「おひさま通信」を配布。行事予定、子育てに関する情報提供。市役所窓口、市内保育所、コンビニ・スーパー、市内の子育てサークル等に配布、HPへの掲載。乳幼児健診時、新生児訪問時、転入者にも配布。広報への子育て支援センターの情報掲載、乳幼児健診会場への掲示(H30)。赤ちゃんすこやか訪問事業は、新型コロナウイルス感染症で中止。必要に応じ、電話や個別対応で、保育所、子育てセンター、福祉事務所等関係機関と連携し、情報提供(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施。地区担当保健師と子育て世代包括支援センターの連携強化(R1～)。</p>
民生委員・ 児童委員との 連携による 情報提供	<p>【実績】 市主催「よってたかって生涯フォーラム」「キャリアチャレンジデイ」等への参加。民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員が実行委員として福祉現場の意見を発信(R1)。民生委員・児童委員より相談を受けた場合、必要に応じ関係機関の情報を伝達、関係機関(地域包括支援センター、福祉事務所等)につなげた(R2)。</p> <p>【課題】 教育機関等の関係団体との連携強化。必要に応じ、情報提供(R1～)。</p>
高齢者の 総合相談窓口	<p>【実績】 本庁舎に加え、H28年度より香北支所に香北・物部の拠点を置き、職員配置。本人、家族、民生委員、関係機関等からの電話、来所、訪問等による相談対応(H30)。窓口担当の非常勤職員(保健師)の確保で、多面的な相談対応が可能(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施(H30)。独居、高齢者世帯の介護相談とともに、障害を抱える家族、支援者の不在、経済的な問題等多くの課題に対し、多面的な支援を要する相談が増加。地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士が不足。会計年度任用職員の確保には、毎年苦慮(R1～)。</p>
障害に関する 相談支援事業	<p>【実績】 地域活動支援センター香美に相談支援事務を委託、障害のある人、保護者、介護者等の相談に応じ、情報提供、助言、サービス利用支援、関係機関との連絡調整等の援助。広報を利用した新規対象者、家族、サービス未利用者への窓口周知(H30～)。</p> <p>【課題】 新型コロナウイルス感染症で、活動を縮小。障害児の保護者には、サービスを勧められた理由が分からない人もいる。障害児通所支援を利用すると障害が治ると思いい、障害認知ができていない保護者が増える。多くの課題が内在する事例が多く、専門機関との連携強化が必要(R1～)。</p>
母子保健及び育 児に関する相談	<p>【実績】 H29年4月に「子育て世代包括支援センターすこやか」を設置。母子保健コーディネーターとして助産師、保健師を配置。地区担当保健師と連携し、妊娠から子育て期まで継続支援できるよう相談対応。出生届出時にも保健師が産婦や家族と面接、相談窓口の周知、訪問等サービスの紹介。産後早期に電話相談。生後28日までの新生児期の訪問を目指し、産後の生活、育児についての支援とともに、乳幼児健康診査・予防接種等の情報提供、相談窓口の周知に努めた。市のホームページでも相談窓口を周知。支援が必要な人には、妊娠から助産師、保健師が関わり、産後は母子保健サービスだけでなく、子育て支援サービスへとつなげた。子育て世代包括支援センターすこやかの設置で相談窓口が明確化(H30)。幼児健診後の支援、保護者の相談の場として、心理職を雇用し「のびのび相談室」実施。地区担当保健師を中心に子育てに関する相談対応。新型コロナウイルス感染症で中止・縮小となった母子保健事業もあったが、必要な場合は電話や来所相談等、個別対応(R1～)。</p> <p>【課題】 継続実施。</p>

事業・活動	実績と課題
保育所への家庭支援員の配置	<p>【実績】 大規模保育所である「なかよし保育園」・「あけぼの保育園」に家庭支援専任の保育士を配置。家庭環境等に特別な配慮が必要、保育や日常生活に支援を必要とする児童と家庭に対する支援。担任のみでは行き届かない細やかな配慮・支援等ができた。</p> <p>【課題】 年々増加傾向。大規模保育所以外でも家庭支援員(保育士)が必要だが、保育士が不足し今以上の配置は困難。園長を中心に家庭支援を行う体制の強化を図る。保育士確保。家庭支援員のスキルアップ。</p>
特別支援保育コーディネーターの配置	<p>【実績】 支援を必要とする児童への対策として、特別支援保育コーディネーターを1名配置。児童の見守り、保護者対応、保育士への助言・指導等。保護者に支援ファイル作成を促した。引継ぎシートの作成に関して保育士に助言、早期から支援に取り組んだ。支援ファイル、引継ぎシートの活用で保育所から小学校への切れ目ない支援を図った。保育士への特別支援保育に対する研修等実施。</p> <p>【課題】 家庭環境等に特別な配慮が必要な児童等、支援する児童が増える。R2年度はコーディネーターが1名体制に縮小。適性を持った人材を確保。</p>
子育て等に関する相談	<p>【実績】 月1回の育児相談(子育てセンターなかよし・びらふ)。大柘保育園園庭開放(2ヶ月ごと)。専任の保育士、栄養士、保健師等による、子育てひろば、電話、来所での相談対応。ほとんどが子育てひろばでの相談で、スタッフや保護者同士の会話で解決されることも多かった。訪問支援は、子どもと遊ぶ、絵本の読み聞かせ等実施。子育てセンターへの理解も得られ、子育てひろばにつながった。未就園年長児を持つ家庭への訪問を繰り返し、幼保コーディネーターと連絡をとって就学への援助(H30)。歯科、保育所入所、就職に関する相談会(R1)。</p> <p>講座、講演会開催で、専門職(小児科医、助産師、歯科衛生士、栄養士等)による講演・相談実施。子育てや子どもの成長発達の悩み、不安の軽減につながった。月1回、産後3ヶ月まで母子対象の産後サポート事業「ママのサポートルーム」を実施(50組利用)。マタニティ教室から続いて参加する人が多く、子育てセンター利用にもつながった(R2)。</p> <p>【課題】 保護者の育児ストレス等を緩和できるよう、職員間の情報共有、研修等を通じた職員の質向上。「ママのサポートルーム」参加人数が多い時には助産師を2人体制にして充実を図る(H30)。育児相談の内容が多様化。広報、訪問支援活動等様々な機会を利用した情報発信(R1~)。</p>
隣保館の相談事業	<p>【実績】 内容の半分以上が福祉に関する相談。公的機関への申請、請求等の窓口が分からない人に代わり、問い合わせ、書類の書き方等を指導。生活、人権に関わる相談に適切な助言指導。</p> <p>【課題】 各種相談業務の充実(H30)。多様化する相談内容に対応できる連携強化、職員のスキルアップ。R3年度~長期相談事例に対応するため、相談機能強化事業を実施予定(R1~)。</p>
無料法律相談	<p>【実績】 毎月最終金曜日に、弁護士が社会福祉協議会事務所で1人30分以内の相談に応じた。内容は財産・離婚・土地問題等。毎回定員に達する好評の事業。経済的な負担がなく、市開催で気軽に相談できた(R1~)。</p> <p>【課題】 時間超過が起る。案内時に時間の説明をする等、円滑に実施できる工夫。感染症対策の徹底(R1~)。</p>
認知症よりそい相談	<p>【実績】 社会福祉協議会で随時相談対応、必要があれば訪問して状況把握、地域包括支援センターへつなげた。認知症、介護保険制度の利用方法の説明、必要があれば関係機関や事業所の紹介(R1)。あったかふれあいセンター、介護予防職員が本人より相続の相談を受けた。地域包括支援センターや無料法律相談につないだ。傾聴で本人の不安を軽減できるように対応。</p>

事業・活動	実績と課題
認知症よりそい相談	【課題】 認知症の当事者になると不安が出る。気軽に相談できる窓口の啓発、市作成のケアパス利用による相談対応(R1～)。

※「社協だよりを通じての事業紹介」は基本目標1「福祉意識の醸成」を参照

◎連携・協働の推進

事業・活動	実績と課題
社会福祉協議会への事業委託	【実績】 「あったかふれあいセンター事業」「生活困窮者自立支援事業」「福祉教育推進校事業」を社会福祉協議会へ委託。地域の実情に応じた活動の支援(R1～)。 【課題】 社会福祉協議会と連携、情報共有(R1～)。
受託事業の取組	【実績】 新型コロナウイルス感染症で一時期中止。事業目的や方法を協議、情報共有しながら実施。定期的な連絡会開催(R1～)。 【課題】 長期の事業は、事業の必要性、あり方等を見直し(R1～)。
地域の実情に応じた新たな活動の支援	【実績】 地域サロン活動への支援。新型コロナウイルス感染症で、各地域の実情把握が困難だが、継続実施(R1～)。 【課題】 社会福祉協議会と連携、情報共有(R1～)。
てとて出前カフェ	【実績】 プラザ八王子常設の「てとてカフェ」を、地域サロンボランティア、社会福祉協議会と協力して地域でも開催。保健師の講話、ボランティアによる体操、レクリエーション。地域住民が集まる機会を提供、ふだん外出しない人への声掛け(R1)。新型コロナウイルス感染症で中止(R2)。 【課題】 カフェ開催の準備段階にも気を配った支援。感染症の影響をふまえ、地域サロンボランティアと協議し開催(R1)。感染症対策に努めながら、集いのない地区を中心に実施(R2)。

◎自立支援の促進

事業・活動	実績と課題
生活困窮者自立相談支援事業の委託	【実績】 社会福祉協議会に委託、複合的な要因で既存の制度では対応できない生活困窮者からの相談等に応じ、情報提供、関係機関につなげる等の支援。新型コロナウイルス感染症で相談件数が増加。信頼できる相談機関としての認知度が高まった(R1～)。 【課題】 継続実施。受託機関と連携し、困難を抱えた人を取りこぼさない体制づくり。
関係機関の連携体制の充実	【実績】 受託機関が従来以上に関係機関との連携を図った。解決困難だった事例の対応を継続実施。 【課題】 個人情報に配慮しつつ、継続実施。
生活困窮者自立相談支援事業の受託	【実績】 相談内容は「収入・生活費」が最も多く(R2には約9割)、「病気や健康・障害」「住まい」と続いた。本人からと関係機関等からの相談が約半分ずつ(R1)。新型コロナウイルス感染症による生活困窮者が著しく増加。生活福祉資金特例貸付(398件、2億917万円)、住居確保給付金の利用につなぐ等、困窮状態に対応(R2)。 【課題】 複合的な課題で困難な事例への対応力向上(R1)。特例貸付への対応で十分な対応ができたとは言えない(R2)。

事業・活動	実績と課題
生きづらさを抱えた市民からの相談を受け止め自立支援	<p>【実績】「生活困窮自立支援事業」を軸に、様々な困難を抱える人に対し総合的な相談に応じた。本人からと関係機関等からの相談が約半分ずつ(R1)。新型コロナウイルス感染症で、経済的困窮から生きる意欲を失った人の相談にも多数対応(R2)。</p> <p>【課題】困った時に相談できる場があることの周知(R1)。社会福祉協議会内、他機関との連携強化(R2)。</p>
支援プラン作成	<p>【実績】支援調整会議を月1回定期開催し、支援プランを作成(R1)。相談件数の増加に対し、プラン作成は不十分(R2)。</p> <p>【課題】個人情報提供の同意を取りにくい相談者の対応に苦慮(R1～)。</p>
成年後見制度利用支援事業の委託	<p>【実績】地域包括支援班と共同で、権利擁護事業検討会を開催。地域連携ネットワークづくり(R1～)。</p> <p>【課題】制度の認知度向上。利用希望者の受け皿不足(R1～)。</p>
成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知	<p>【実績】市社会福祉協議会として積極的な周知はしなかった(R1～)。</p> <p>【課題】成年後見制度利用促進法のもと、市と連携して支援(R1～)。</p>
成年後見制度利用支援事業の受託	<p>【実績】未受託(R1～)。</p> <p>【課題】なし(R1～)。</p>
日常生活自立支援事業の受託	<p>【実績】高知県社会福祉協議会からの受託。成年後見制度を利用する一歩手前の人への支援(R1～)。</p> <p>【課題】生活費を利用者宅に届ける等役割を担う生活支援員の増員確保(R1～)。</p>
人権尊重の啓発と相談体制の充実	<p>【実績】地域包括支援センター、障害者虐待防止センターで、高齢者や障害のある人に対する虐待等の相談対応。関係部署間で連携、早期対応ができるようになった(R1～)。</p> <p>【課題】継続実施(R1～)。</p>
「生活相談センター一香美」の運営	<p>【実績】H27 4月にセンター開設。相談内容は「経済困窮」が最も多く、「病気や障害」「住まい」と続いた。相談者1人につき3～4個の問題。センターの認知度や市民からの信頼の上昇(H30)。前年度に比べ新規相談件数が減少、一人ひとりに丁寧に向き合う時間を確保。制度外のことでも柔軟・総合的な相談対応。R2 3月後半～新型コロナウイルス感染症による生活困難の事例、収入減となった世帯に対する生活福祉資金特例貸付の対応に忙殺された(R1)。「生活困窮自立支援事業」「生活福祉資金貸付事業」「日常生活自立支援事業」「法人成年後見事業」のうち、新型コロナウイルス感染症による特例貸付の対応で時間を割かれた。また、DVや虐待、子どもの貧困等を含む支援困難な事例もあった。事務多忙で十分な対応ができたとは言えない(R2)。</p> <p>【課題】委託機関と連携、困難を抱えた人を取りこぼさない体制づくり(H30)。センターの認知度、相談対応力向上。感染症の影響で生活困難となった自営業者、シングルマザー等への支援を、市全体で対応する体制の構築(R1)。DV、虐待等の専門支援を行う関係部署・関係機関との連携強化(R2)。</p>

第3期香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行年月:令和5年3月

発行:香美市・香美市社会福祉協議会

編集:香美市 福祉事務所 社会福祉班

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2番1号

TEL:0887-53-3117 FAX:0887-53-1094
